

水道事業年報

平成 30 年版

羽曳野市水道局

水道事業年報（平成 30 年版）

目 次

I 事業の沿革

1. 沿革（年表）	1
創 設	5
(1) 水道総合事業（第1次拡張事業）	5
(2) 第2次拡張事業	6
(3) 第3次拡張事業	6
(4) 水道施設整備事業	7
(5) 送配水施設改好事業	7
(6) 配水施設整備事業	7
(7) 配水管整備事業	8
(8) 第4次拡張事業	8
(9) 第2次水道施設整備事業	9
(10) 配水管改好事業	9
(11) 配水管改好事業	9
(12) 配水管改好事業	9
(13) 配水管改好事業	9
(14) 第3次水道施設整備事業	10
(15) 第4次水道施設整備事業	10
(16) 第5次水道施設整備事業	11
(17) 第6次水道施設整備事業	11
2. 拡張事業等の総括	12
3. 事業の推移	14
4. 普及状況の推移・自己水・企業団水（府営水）の推移	16
5. 配水量分析	16

II 機 構

1. 歴代管理者	17
2. 機構図	17
3. 職員構成	17
(1) 職員構成（職員数及び配置）	17
(2) 年齢別・経験年数別構成	18

4. 事務分掌	19
5. 安全衛生	20
(1) 安全衛生委員会要綱	20
(2) 安全衛生管理体制	22
(3) 地震・風水害・その他出動体制組織	23

Ⅲ 財 政

1. 決算の概要	25
収益的・資本的収支の比較（グラフ）	25
(1) 収益的収入	26
(2) 収益的支出	26
(3) 資本的収入	28
(4) 資本的支出	28
2. 収益的収支の推移	30
3. 資本的収支の推移	31
4. 貸借対照表の推移	32
5. 事業費用構成	34
(1) 経常費用構成比（受託工事費等を含む）	34
(2) 経常費用構成比（受託工事費等を除く）	34
(3) 有収水量 1 m ³ 当り費用（性質別給水原価）	35
6. 経営分析	36
7. 業務分析	40
8. 供給単価及び給水原価	42

Ⅳ 業 務

1. 月別配水状況	43
2. 給水工事	44
(1) 給水装置工事状況	44
(2) 貯水槽（受水槽）設置状況	44
3. 量水器	45
(1) 新設状況	45
(2) 開・閉栓状況	45
(3) 取替状況	45
4. 動力	46
(1) 電力使用量・料金	46

5. 薬品	47
（1）薬品使用量	47
（2）薬品費	47
6. 漏水等	48
（1）漏水等修繕工事処理状況	48
（2）漏水等の修理体制	48
（3）漏水の内訳	50
（4）漏水発生件数構成	51
（5）漏水調査状況	52
（6）鉛製給水管取替え件数	52

V 水道料金

1. 水道料金の変遷	53
（1）水道使用料	53
（2）量水器使用料	55
2. 分担金の変遷	55
3. 料金調定と有収水量	56
4. 水道料金の収納状況	57
（1）年度別収納状況	57
（2）階層別使用水量	58
（3）地域別調定	59
（4）用途別調定構成	60
（5）月別水道使用料調定	60
5. 料金収納別一覧	61
（1）年度別状況	61
（2）月別状況	61
6. 検針業務委託件数	62
7. 水道料金・下水道使用料早見表（2ヶ月）	63

VI 水 質

1. 水質基準項目及び水質管理目標設定項目	65
2. 用語説明	66
3. 検査項目及び検査方法	69
4. 基準項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）	70
5. 水質管理目標設定項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）	74
6. 農薬項目検査成績表（浄水場）	76
7. 水質基準項目グラフ	78

Ⅶ 施 設

1. 水道施設・配水区域図	79
2. 送配水系統図	80
3. 施設の概要	81
(1) 石川浄水場	81
(2) 壺井浄水場	83
(3) 伊賀受水場	85
(4) 西浦受水場	86
(5) 羽曳山配水場	87
(6) 低区第1配水池	88
(7) 低区第2配水池	89
(8) 高区配水池	90
(9) 壺井配水池	91
(10) 応急給水拠点	92
4. 集中監視システムの機器構成と機能	93
5. 導送配水管状況	94

Ⅷ 資 料

○広報「はびきの」より転載	97
○水道局ホームページより転載	102
○羽曳野市水道事業給水条例	103

I 事業の沿革



上水道創設の碑（石川浄水場内）

1. 沿革(年表)

年 度	水 道 事 業	法 ・ 制 度 関 係 等
昭和2年	旧古市町上水道の創設事業の認可を受け、工事に着手	
昭和3年	創設事業が完成し、旧古市町に給水を開始	
昭和23年	旧古市町上水道の拡張事業に着手し、完成	
昭和27年	旧駒ヶ谷村・駒ヶ谷簡易水道に着手し、完成	地方公営企業法公布
昭和28年	旧埴生村・埴生簡易水道に着手し、完成	
昭和29年	旧駒ヶ谷村・飛鳥簡易水道に着手し、完成	
昭和30年	旧高鷺町・高鷺簡易水道に着手	
昭和31年	旧西浦村・西浦簡易水道に着手	
	隣接の2町4村(古市町、高鷺町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併し、南大阪町が誕生	
	高鷺簡易水道が完成	
昭和32年	西浦簡易水道が完成	
昭和33年	壺井通法寺簡易水道に着手し、完成	
昭和34年	市制の施行により、羽曳野市が誕生	伊勢湾台風
	丹比簡易水道に着手着手し、完成	第1次拡張事業認可
昭和35年	壺井通法寺簡易水道拡張事業に着手し、完成する。この事業の完成により、駒ヶ谷・飛鳥の各簡易水道を、壺井通法寺簡易水道に統合水道総合事業に着手	
昭和36年		地方公営企業法改正
昭和38年	地方公営企業法の一部を適用	
	水道料金徴収事務の一部委託	
昭和39年	水道総合事業が完成。この事業の完成により、高鷺・埴生・西浦の各簡易水道を廃止し、上水道に統合	東京オリンピック
昭和41年	地方公営企業法の全部を適用	第2次拡張事業認可
	財政再建団体となる	
	第2次拡張事業に着手	
	水道課を水道局に改める	
	水道料金改定	
昭和42年	水道料金計算事務を電算委託する	
	水道料金徴収事務を全面委託し、量水器検針事務を一部委託する	
昭和43年	水道事業管理者を設置	
昭和45年	量水器検針事務を全面委託	大阪万博
	給配水管修繕工事を一部委託(昼間)	第3次拡張事業認可
	分担金制度を採用	
昭和46年	第3次拡張事業に着手	
	検針・徴収の隔月制を実施	
	水道料金口座振替制度を採用	
昭和47年	第2次拡張事業が完成。この事業の完成により、駒ヶ谷・丹比の各簡易水道を廃止	沖縄県復帰
	水道料金改定	
昭和48年	財政再建を完了する	オイルショック
昭和49年	量水器使用料改定	
	分担金改定	
	第3次拡張事業が完成	
昭和50年	水道施設整備事業に着手	
昭和51年	水道料金改定	市公共下水道事業着手
昭和52年	石川浄水場取水井において、職員5名、公認業者1名、酸素欠乏事故により死亡(3月15日)	水道法改正

年 度	水 道 事 業	法 ・ 制 度 関 係 等
昭和53年	分担金改定	渇水(府営水道取水制限)
	水道施設整備事業が完成	
昭和54年	送配水施設改良事業に着手し、完成	第4次拡張事業認可
	給配水管修繕工事を全部委託(昼夜間)	
昭和55年	配水施設整備事業に着手し、完成	
	水道料金改定	
昭和56年	第4次拡張事業並びに配水管整備事業に着手	
	分担金改定	
昭和58年	出納取扱金融機関・水道局派出所の開設	
	日本水道協会第52回関西西地方支部総会を羽曳野市で開催	
昭和59年	配水管整備事業が完成	渇水(府営水道取水制限)
昭和60年	第2次水道施設整備事業に着手	
	第4次拡張事業が完成	
昭和61年		渇水(府営水道取水制限)
昭和62年	水道料金計算事務の電算導入	
平成元年	石川河川改修に伴う壺井浄水場取水施設工事	消費税法施行
平成2年	財務会計システムの電算化	
	第2次水道施設整備事業が完成	
平成3年	配水管改良事業に着手し、完成	
	検針業務にハンディターミナルの導入	
	石川河川改修に伴う石川浄水場取水施設工事	
平成4年	日本水道協会大阪府支部総会開催(事務局)	
	配水管改良事業に着手し、完成	
平成5年	配水管改良事業に着手し、完成	新水質基準施行
	水質基準46項目となる	
平成6年	配水管改良事業に着手し、完成	渇水(府営水道取水制限)
	水道料金改定(6月)	水源二法施行
	量水器使用料廃止(6月)	阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)
	阪神・淡路大震災に係る応援給水(宝塚市)	地下鉄サリン事件(平成7年3月)
平成7年	第3次水道施設整備事業に着手	
	契約システムの電算化	
	管路管理システムの電算化	
	近隣13市町村災害相互応援協定締結	
平成8年	水道管理センター棟が完成(第3次水道施設整備事業)	O-157集団感染
	壺井浄水場沈澱池上屋が完成()	クリプトスポリジウム集団感染
	旧飛鳥配水池跡地市長部局へ移管	
平成9年	石川浄水場集中管理システム完成(第3次水道施設整備事業)	消費税法改定(3%→5%)
	壺井浄水場無人化(10年3月)	
平成10年	水道法改正に伴い公認業者制度を廃止し、指定工事店制度開始	改正水道法施行
	分担金改定	市制40周年
	通水70周年記念式典を開催	府営水道高度浄水処理水受水開始
	第3次水道施設整備事業が完成	
	水道局庁舎移転(市役所別館総合福祉センター)	
平成11年	Y2K対策体制設置	コンピューター2000年問題(Y2K)
	コンビニエンスストアでの料金収納方式の導入	
	受配水場防犯設備(ITV、センサー)設置	
	水道事業懇談会設置	

年 度	水 道 事 業	法 ・ 制 度 関 係 等
平成12年	集金制度の廃止	大阪府営水道料金改定(10月)
	水道料金改定(10月)	
平成13年	水道整備基本計画策定	大阪府広域的水道整備計画改定
	経営業務改善委員会設置	市情報公開条例・個人情報保護条例施行
	第4次水道施設整備事業着手	米国同時多発テロ事件(9月11日)
	水道局LAN運用開始	
平成14年	配水池施設機械警備委託開始	改正水道法施行(4月)
	検針徴収事務の法人委託(4月)	琵琶湖・淀川渇水(府営水道取水制限)
	浄水場運転管理業務の一部委託化(10月)	
	鉛製給水管更新事業開始(鉛対策)	
	水道局ホームページ開設(11月)	
	寒波による給水管凍結事故(1月)	
平成15年	水道料金・分担金改定(消費税転嫁)(4月)	水質基準改定(鉛濃度0.01mg/ℓ)
平成16年	浄水場運転管理委託業務の拡大(4月)	消費税法改正(総額表示方式)
	台風23号被害に係る京都府宮津市への応援給水(10月)	新水質基準施行(4月)・水道ビジョン公表(6月) 水道事業ガイドライン制定(1月)
平成17年	設計積算CADシステム導入	石綿障害予防規則施行(7月)
	水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査実施(9月)	
	第4次水道施設整備事業が完成(3月)	
平成18年	石綿セメント管更新事業開始	
	電子入札の導入	
	緊急連絡管の接続(松原市)(3月)	
	羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱制定(3月)	
平成19年	水道料金お客様センターの開設(4月)	水質基準改定(塩素酸が水質基準項目に変更)
	ステンレス製給水車配備(10月)	
	大阪市水道局と技術協力提携(11月)	
	緊急連絡管の接続(太子町)(3月)	
	水道整備基本計画改訂版(3月)	
平成20年	浄水場運転管理業務の全面委託(4月)	市制50周年
	壺井浄水場管理棟耐震補強	水道ビジョン改訂(7月)
	緊急連絡管の接続(藤井寺市)(3月)	新型インフルエンザ流行
平成21年	中区配水池解体撤去(5月)	
	羽曳野市水道事業ガイドライン公表	
	第5次水道施設整備事業着手	
	石川浄水場更新に伴う浄水処理検討委員会設置	
平成22年	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(水道事業管理者非設置)(4月1日)	大阪府営水道料金改定値下げ(4月)
	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(給水人口、1日最大給水量の変更)(10月1日)	大阪広域水道企業団設立(11月)
	水道料金等管理システム更新(10月)	東日本大震災(平成23年3月)
	水道事業変更認可取得(第5次水道施設整備事業)(11月22日)	
	ホームページのリニューアル(11月)	
	藤井寺市と緊急連絡管の接続2箇所(3月)	
	給水工事受付システム導入(3月)	
	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(3月)	
平成23年	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(4～5月)	大阪広域水道企業団事業開始(4月)
	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月～10月)	台風12号による水害(奈良県・和歌山県)(9月)

年 度	水 道 事 業	法 ・ 制 度 関 係 等
平成24年	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月～10月)	地方公営企業法改正(4月)
	石川浄水場更新工事着工(11月～)	
	水安全計画の策定(初版)(3月)	
平成25年	羽曳野市水道整備基本計画の一部見直し	新水道ビジョンの公表(4月)
平成26年	石川浄水場新ろ過池棟が完成(第5次水道施設整備事業)	消費税法改正(5%→8%)
	水道料金改定(10月)	
	新会計制度適用開始	
平成27年	石川浄水場更新工事竣工(第5次水道施設整備事業)	
	第5次水道施設整備事業が完成(3月)	
平成28年	羽曳野市水道事業ビジョン・水道整備基本計画の見直し	
	木津川市と災害相互応援協定の締結	
平成29年	藤井寺市・羽曳野市の相互応援給水に関する協定の締結	
	藤井寺市・大阪広域水道企業団と非常用連絡管の維持管理運用に関する協定の締結	
	12企業体との災害時における水道施設の応援活動の支援に関する協定の締結	

創 設

羽曳野市の水道事業の創設は、旧古市町上水道として昭和の初期に工事の設計を大阪市立都島工業学校土木科長山下直一氏に委嘱して、石川左岸の浅井戸を水源とし、給水人口2,500人、一日最大給水量375 m^3 、事業費5万円とした事業計画に基づき、昭和2年3月に大阪府知事の認可を受けて、同年8月に工事に着手し、翌昭和3年5月に完成して通水を開始した。この通水は大阪府下の町村営水道の先駆をなすものとして各方面から注目をあびた。しかし、第2次大戦後の町勢の発展と人口の増加によって使用水量が伸び、給水量が不足する状態となったので、昭和23年4月に取水井、ろ過池の改良及びポンプ場の増設等の工事に着手し、同年8月に完成した。これによって旧古市地区への円滑な給水をはかることができた。

- ・認可年月日 昭和 2 年 3 月 2 日
 - ・着工年月日 昭和 2 年 8 月 16 日
 - ・竣工年月日 昭和 3 年 5 月 6 日
- (基本計画)

- 計画給水区域 旧古市町全域
- 計画給水人口 2,500 人
- 計画一日最大給水量 375 m^3
- 総事業費 50,000 円



〔創設時の配水池〕

(1) 水道総合事業(第1次拡張事業)

昭和20年代後半より、産業の発展、人口の増加等によって給水量の伸びは著しくなり、また昭和31年9月には隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併して南大阪町が誕生し、さらに昭和34年1月には市制の施行により、羽曳野市が発足した。このようなことから、創設当時からの施設能力では十分な給水活動ができなくなり、水道施設拡充の必要性が高まり、昭和35年3月に給水人口50,000人、1日最大給水量12,500 m^3 、事業費1億8千万円とする事業認可を受けて、同年4月から昭和40年3月までの5ヵ年計画で実施した。なお、この事業の完了によって、旧古市町上水道と高鷲、埴生、西浦地区の各簡易水道が統合された。

- ・認可年月日 昭和 35 年 3 月 8 日
 - ・着工年月日 昭和 35 年 4 月 1 日
 - ・竣工年月日 昭和 40 年 3 月 31 日
- (基本計画)

- 計画給水区域 駒ヶ谷・丹比地区を除く市内一円
- 計画給水人口 50,000 人
- 計画一日最大給水量 12,500 m^3
- 総事業費 203,978,885 円



〔羽曳山配水場〕

(2) 第2次拡張事業

昭和40年に完了した水道総合事業によって、古市上水道と3ヶ所の簡易水道を統合して施設の整備拡充を図ることができた。しかし、本市の人口は年々急激な上昇をつづけ、昭和40年において総人口が50,000人を超え、当初の計画を大きく上回る結果となった。このような情勢により、水の需要も増え現有施設能力では安定給水が不可能となったため、昭和40年に給水人口72,450人、一日最大給水量25,360 m^3 、事業費4億3千8百万円とした第2次拡張事業を計画し、同年12月に認可を受け、昭和41年4月に着手し、昭和47年6月に完了した。なお、この事業における拡張分の新水源は、すべて大阪府営水道に依存することになった。また、駒ヶ谷地区及び丹比地区の簡易水道は廃止され、それぞれの給水区域を本事業の区域に統合し、全市給水の一元化が達成された。

・認可年月日 昭和40年12月23日

・着工年月日 昭和41年4月1日

・竣工年月日 昭和47年6月30日

(基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、南宮438番地の1から457番地まで及び北宮506番地、535番地、550番地の3から9まで並びに埴生野1番地から9番地までを除く)美陵町野中462・463番地

○計画給水人口 72,450人

○計画一日最大給水量 25,360 m^3

○総事業費 717,049,253円



〔高圧配水池〕(平成21年解体撤去)

(3) 第3次拡張事業

第2次拡張事業の完了によって、昭和50年度までの安定給水を見込んでいたが、折からの高度成長下、地勢的な環境に恵まれた本市は最適な住宅地として伸展し、あわせて住民生活の向上による使用水量の増加が著しく、これらの需要に対処するため、第2次拡張事業の完了を待つことなく、昭和46年4月に別途第3次拡張事業に着手した。この事業は主として自己水の開発と配水施設の整備拡充をはかるものであり、目標年次を昭和50年度、計画給水人口100,000人、1日最大給水量40,000 m^3 とした事業計画に基づき、昭和50年3月に完了した。

・認可年月日 昭和46年2月20日

・着工年月日 昭和46年4月1日

・竣工年月日 昭和50年3月31日

(基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番



〔壺井浄水場〕

まで並びに埴生野 73 番地から 79 番地までを除く)藤井寺市綾南町全域

○計画給水人口	100, 000 人
○計画一日最大給水量	40, 000 m ³
○総事業費	1, 271, 400, 873 円

(4) 水道施設整備事業

水道事業の創設以来第3次拡張事業までは、水需要の増加と施設の建設との追いつかないという状態であった。

しかし、昭和50年の第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応する施設を備えることができた。そこで、現有施設の維持、改良を目的とした水道施設整備事業を計画し、昭和50年度より4ヵ年継続事業として実施した。この事業の主な内容は、河川汚濁防止対策として汚泥処理施設の新設、配水管の新設と老朽管の入替えによる配水系統の整備、赤水対策としての配水管モルタルライニング工事等であり、さらに集中管理装置を改良し、充実させたことにより、伊賀受水場の無人化をはかった。

- ・着工年月日 昭和 50 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 昭和 54 年 3 月 31 日
- ・総事業費 763,671,325 円



〔石川浄水場汚泥処理設備〕

(5) 送配水施設改良事業

水道施設整備事業の完了に伴い、送配水設備における動力面の改良が必要とされ、さらに電気系統設備の安全性を確保しながら施設の有効利用をはかり、もって、給水を円滑にするため、送配水施設改良事業を昭和54年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 昭和 54 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 昭和 55 年 3 月 31 日
- ・総事業費 212,093,638 円



〔石川浄水場送水ポンプ設備〕

(6) 配水施設整備事業

主として配水系統の整備に伴う配水管新設と老朽管の改良及び増口径工事を行い、円滑な給水体制づくりを目的としたもので、配水施設整備事業として、昭和55年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 昭和 55 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 昭和 56 年 3 月 31 日
- ・総事業費 130,400,228 円

(7) 配水管整備事業

古市、西浦地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事を一部実施するとともに、市内各所に創設以来埋設されている相当年数の経過した老朽配水管（特に石綿セメント管）の増口径布設替工事並びに水圧低下地域の配水管新設工事を計画的に施行し、これに起因する出水不良、赤水、漏水の防止をはかるため第4次拡張事業と併せて、昭和56年4月から昭和60年3月までの4ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 昭和 56 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 昭和 60 年 3 月 31 日
- ・総事業費 603,245,601 円



〔配水管布設工事 φ 400・φ 600・φ 500〕

(8) 第 4 次 拡 張 事 業

第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応してきたが、人口並びに使用水量は年々増加し、昭和54年度末には給水人口99,525人、1日最大給水量41,900 m^3 に達し、既に公称能力を1,900 m^3 ／日も上回る状態となり、次期拡張を検討していたが、自己水源の開発が困難な本市において水源確保は、大阪府営水道からの分水の増量以外にはなかった。幸い昭和54年度末に大阪府営水道の第7次拡張事業が認可され、本市への分水量41,000 m^3 （昭和65年における1日最大）が決定したので、将来の水需要に対応するため、目標年次を昭和65年度、計画給水人口130,000人、1日最大給水量58,500 m^3 とする第4次拡張事業を計画し、昭和56年3月に事業認可を受け、同年4月に着手し、昭和61年3月に完了した。なお、この事業により低区第2配水池を1池増設し、また受水施設についても西浦受水場を築造したことにより、伊賀受水場との2ヶ所となった。

- ・認可年月日 昭和 56 年 3 月 31 日
 - ・着工年月日 昭和 56 年 4 月 1 日
 - ・竣工年月日 昭和 61 年 3 月 31 日
- （基本計画）

○計画給水区域

羽曳野市一円（ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番まで並びに野々上5丁目1番から2番の一部を除く）藤井寺市陵南町全域

○計画給水人口 130,000 人

○計画一日最大給水量 58,500 m^3

○総事業費 1,490,838,465 円



〔西浦受水場〕



〔低区第2配水池〕

(9) 第2次水道施設整備事業

昭和59年度に完了した配水管整備事業に引き続き、古市、西浦、駒ヶ谷地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事並びに出水不良、赤水解消及び漏水防止をはかるため、配水管の新設及び布設替を実施し、一方、受・配水施設については、伊賀受水場、羽曳山配水場の電気設備及びポンプ設備等の全面的な改良を目的とした第2次水道施設整備事業を昭和60年度より6ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 昭和 60 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 3 年 3 月 31 日
- ・総事業費 1,921,874,654 円



〔羽曳山配水場〕

(10) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成3年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 3 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 4 年 3 月 31 日
- ・総事業費 187,124,359 円

(11) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成4年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 4 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 5 年 3 月 31 日
- ・総事業費 231,410,144 円

(12) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成5年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 5 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 6 年 3 月 31 日
- ・総事業費 331,548,573 円

(13) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成6年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 6 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 7 年 3 月 31 日
- ・総事業費 253,400,911 円

(14) 第3次水道施設整備事業

浄水プラントの改修設計と計装設備の集中管理システムの導入による、浄水場施設の近代化及び出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、平成7年度からの4ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 平成 7 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・総事業費 2,133,759,704 円



〔中央監視設備〕



〔水道管理センター〕

(15) 第4次水道施設整備事業

将来を展望する水道整備基本計画に基づき、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けるため基幹施設の増強及び更新を図ることを目的としたもので、高区配水池の新設、送水管の新設及び送水系統の再整備、配水幹線の整備、水道施設の耐震性能を把握するための詳細耐震診断等を平成13年度からの5ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 平成 13 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 18 年 3 月 31 日
- ・総事業費 3,238,033,269 円



〔φ 600 低区系配水幹線〕



〔高区配水池〕

(16) 第5次水道施設整備事業

第4次水道施設整備事業で実施した、水道施設詳細耐震診断の成果や近年の水需要の動向を反映させた水道整備基本計画の改定(平成19年)を受け、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けることを目的として、石川浄水場の全面更新、基幹管路の更新及び配水管の整備等を図るため、平成21年度からの7ヵ年継続事業として実施した。

平成22年11月22日には、羽曳野市水道事業変更認可を取得した。

- ・着工年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 28 年 3 月 31 日
- ・総事業費 3,459,902,000 円



〔石川浄水場〕



〔紫外線照射装置〕

(17) 第6次水道施設整備事業

第5次水道施設整備事業の完了後、社会情勢の変化や厚生労働省が発表した新水道ビジョンを念頭に整備基本計画を改定(平成29年)した。主な内容は施設・管路の耐震化率の向上で、人口減少に合わせ口径を縮小するなどスペックダウンを盛り込んでいる。主要な事業は壺井配水池全面更新及び重要給水施設配水管や基幹管路の耐震化であり、平成30年度から7ヵ年継続事業として実施中である。

- ・着工年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日(予定) 平成 37 年 3 月 31 日
- ・総事業費(予定) 5,052,218,000 円

2. 拡張事業等の総括

(単位:千円)

区 分 \ 項 目		議 決	厚生省認可	工 期		工 事 費		
		年 月 日	年 月 日	起 工 年 月 日	完 成 年 月 日	総 事 業 費	起 債	一般財源(その他)
創 設		—	(府知事) S 2. 3. 2	S 2. 8. 16	S 3. 5. 6	50	50	—
水 道 総 合 事 業	当 初	S 35. 2. 25	S 35. 3. 8	S 35. 4. 1	S 39. 3. 31	180,000	172,000	8,000
	完 成	—	—	—	S 40. 3. 31	203,979	198,000	5,979
第 2 次 拡 張 事 業	当 初	S 40. 11. 24	S 40. 12. 23	S 41. 4. 1	S 45. 3. 31	438,000	417,000	21,000
	完 成	—	—	—	S 47. 6. 30	717,049	683,000	34,049
第 3 次 拡 張 事 業	当 初	S 45. 12. 11	S 46. 2. 20	S 46. 4. 1	S 50. 3. 31	1,050,000	997,000	53,000
	完 成	—	—	—	同 上	1,271,400	1,205,500	65,900
水 道 施 設 整 備 事 業		—	—	S 50. 4. 1	S 54. 3. 31	763,671	639,000	124,671
送 配 水 施 設 改 良 事 業		—	—	S 54. 4. 1	S 55. 3. 31	212,093	190,000	22,093
配 水 施 設 整 備 事 業		—	—	S 55. 4. 1	S 56. 3. 31	130,400	116,000	14,400
配 水 管 整 備 事 業		—	—	S 56. 4. 1	S 60. 3. 31	603,246	549,000	54,246
第 4 次 拡 張 事 業	当 初	S 55. 12. 11	S 56. 3. 31	S 56. 4. 1	S 61. 3. 31	1,310,000	1,200,000	110,000
	完 成	—	—	—	同 上	1,490,839	1,415,000	75,839
第 2 次 水 道 施 設 整 備 事 業	当 初	—	—	S 60. 4. 1	H 2. 3. 31	1,573,000	1,481,000	92,000
	変 更	—	—	S 60. 4. 1	H 3. 3. 31	1,921,878	1,545,000	376,878
配水管改良事業(H3年度)		—	—	H 3. 4. 1	H 4. 3. 31	187,125	140,000	47,125
配水管改良事業(H4年度)		—	—	H 4. 4. 1	H 5. 3. 31	231,410	190,000	41,410
配水管改良事業(H5年度)		—	—	H 5. 4. 1	H 6. 3. 31	331,549	230,000	101,549
配水管改良事業(H6年度)		—	—	H 6. 4. 1	H 7. 3. 31	253,401	200,000	53,401
第3次水道施設整備事業		—	—	H 7. 4. 1	H 11. 3. 31	2,133,759	1,350,000	783,759
第4次水道施設整備事業		—	—	H 13. 4. 1	H 18. 3. 31	3,238,033	0	3,238,033
第5次水道施設整備事業		—	—	H 21. 4. 1	H 28. 3. 31	3,459,902	0	3,459,902
第6次水道施設整備事業		—	—	H 30. 4. 1	H 37. 3. 31	5,052,218	966,000	4,086,218

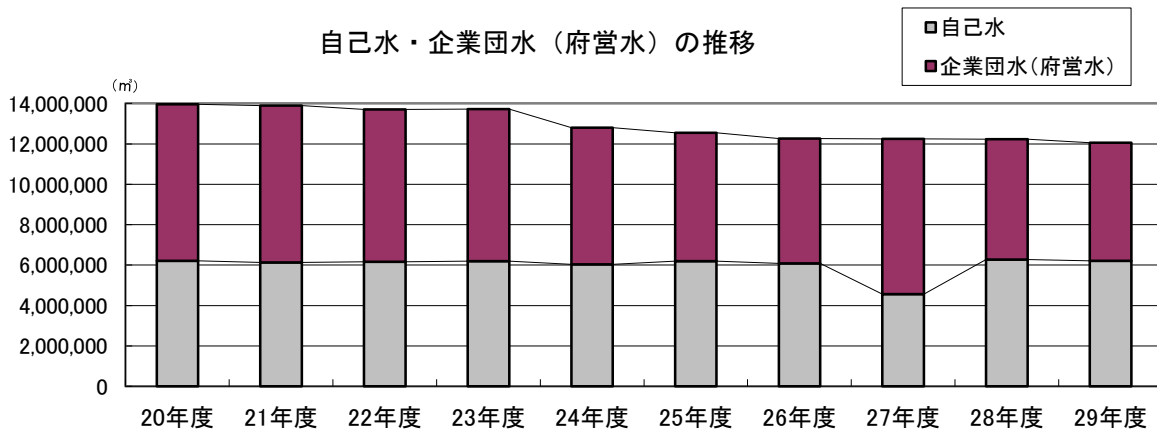
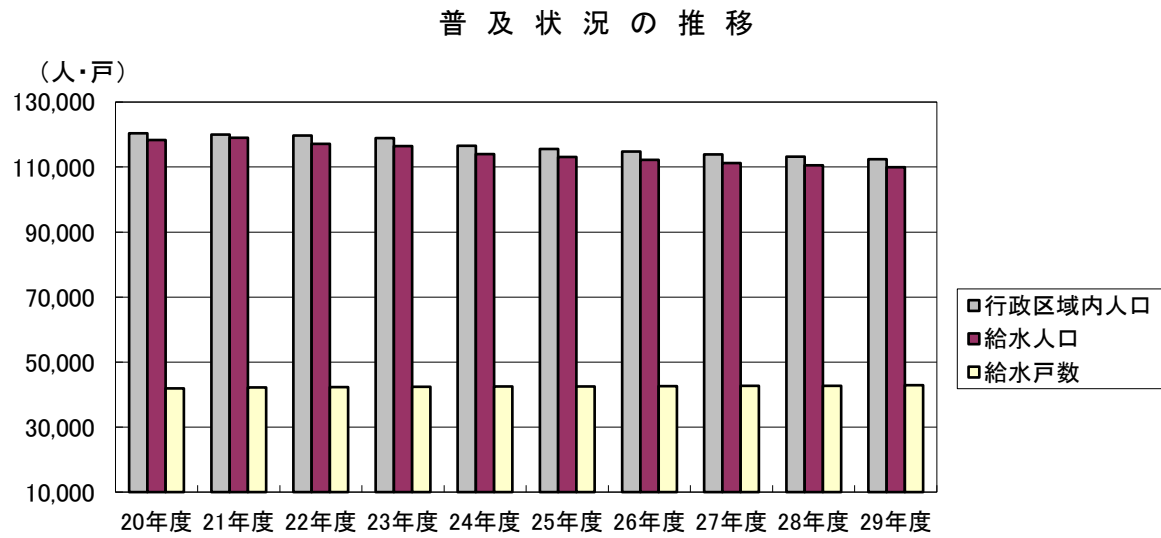
基 本 計 画				備 考
目標年次	給水人口	1日最大給水量	1人1日最大給水量	
—	人 2,500	m ³ 375	ℓ 150	旧古市町送水開始
S 49	50,000	12,500	250	羽曳山配水場(配水池1,800m ³ 2池) 石川浄水場取水設備(処理能力13,000m ³ /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	市内に散在する簡易水道を廃止、 石川浄水場に統合する。
S 50	72,450	25,360	350	高区配水池(PC 10,000m ³) (H21解体撤去) 壺井配水池(PC 3,000m ³)
同 上	同 上	同 上	同 上	伊賀受水場(最大受水 12,860m ³ /日) 石川浄水場急速ろ過法(処理能力13,000m ³ /日)
S 50	100,000	40,000	400	伊賀受水場(最大受水22,760m ³ /日) 低区第1配水池(PC 10,000m ³)
同 上	同 上	同 上	同 上	高区受水池(PC 300m ³) (H17解体撤去) 壺井浄水場(処理能力5,000m ³ /日)
—	—	—	—	石川浄水場汚泥処理設備 伊賀受水場の遠隔操作(無人化)
—	—	—	—	石川浄水場送水設備改良 高区加圧ポンプ(INV)
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	自然流下方式
S 65	130,000	58,500	450	低区第2配水池(PC 10,000m ³) 伊賀受水場(最大受水 18,100m ³ /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	西浦受水場(最大受水 22,900m ³ /日)
—	—	—	—	羽曳山配水場改良(配水池3,500m ³ 1池)
—	—	—	—	伊賀受水場改良 送配水管整備
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	水道管理センター(集中管理システム)の完成 壺井浄水場の遠隔操作(無人化) 配水管整備改良
—	—	—	—	高区配水池(SUS製上下2層6,000m ³) 送配水管整備改良・電気計装設備更新・配水モニター整備
—	—	46,200	—	石川浄水場更新 石川送水管・高区送水管更新
—	—	—	—	壺井配水池更新 伊賀送水管更新

3. 事業の推移

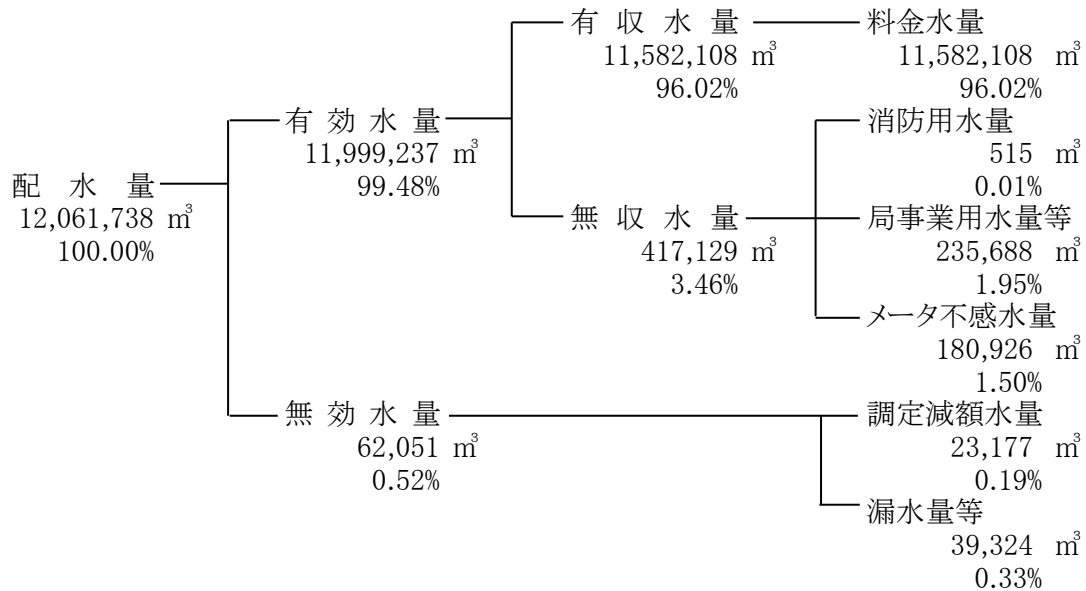
年 度			20年度	21年度	22年度	23年度
区 分						
普 及 状 況	行政区域内人口(人)	A	119,667	118,920	118,064	117,140
	給水区域内人口(人)	B	117,117	116,439	115,491	114,600
	給水人口(人)	C	117,117	116,439	115,491	114,600
	給水戸数(戸)	D	42,306	42,363	42,445	42,405
	普及率(%)	C/B	100.0	100.0	100.0	100.0
水 源 状 況	自己水(m³)	E	6,172,744	6,195,472	6,243,981	6,070,922
	府営水(m³) (企業団水)	F	7,536,375	7,524,394	7,278,390	6,905,590
	総水量(m³)	E+F	13,709,119	13,719,866	13,522,371	12,976,512
給 水 状 況	年間配水量(m³)	G	13,709,119	13,719,866	13,522,371	12,976,512
	1日最大配水量(m³)	H	43,570	41,951	42,503	42,135
	1日平均配水量(m³)	J	37,559	37,589	37,048	35,455
	1日最小配水量(m³)	K	33,396	33,346	32,764	31,095
	1人1日最大配水量(ℓ)	H/C	372	360	368	368
	1人1日平均配水量(ℓ)	J/C	321	323	321	309
	年間有効水量(m³)	L	13,532,879	13,498,453	13,293,200	12,819,562
	有効率(%)	L/G	98.7	98.4	98.3	98.8
	年間有収水量(m³)	M	13,016,420	12,906,805	12,876,300	12,628,880
	有収率(%)	M/G	95.0	94.1	95.2	97.3
財 政 状 況	事業収益(千円)	N	2,327,487	2,273,991	2,309,994	2,215,376
	事業費用(千円)	O	2,121,290	2,077,522	1,967,421	1,903,165
	純損益(千円)	N-O	206,197	196,469	342,573	312,211
	資本的収入(千円)	P	341,167	199,286	177,340	139,531
	資本的支出(千円)	Q	658,140	594,393	1,170,411	668,289
	差引(千円)	P-Q	△ 316,973	△ 395,107	△ 993,071	△ 528,758

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
116,561	115,578	114,757	113,847	113,152	112,452
114,006	113,054	112,225	111,272	110,562	109,913
114,006	113,054	112,225	111,272	110,562	109,913
42,520	42,533	42,608	42,700	42,686	42,882
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6,035,120	6,195,378	6,083,954	4,571,016	6,278,344	6,219,843
6,760,430	6,350,220	6,177,130	7,681,290	5,947,870	5,841,895
12,795,550	12,545,598	12,261,084	12,252,306	12,226,214	12,061,738
12,795,550	12,545,598	12,261,084	12,252,306	12,226,214	12,061,738
41,717	38,757	38,349	38,570	38,358	36,117
35,056	34,372	33,592	33,476	33,496	33,046
30,868	30,605	30,678	30,162	30,915	29,438
366	343	342	347	347	329
307	304	299	301	303	301
12,658,800	12,522,961	12,128,075	12,182,870	12,104,901	11,999,237
98.9	99.8	98.9	99.4	99.0	99.5
12,261,810	12,149,119	11,871,369	11,774,547	11,711,721	11,582,108
95.8	96.8	96.8	96.1	95.8	96.0
2,197,681	2,158,725	2,493,363	2,487,311	2,416,347	2,355,376
1,920,504	1,827,874	1,929,839	2,077,285	1,914,379	1,899,599
277,177	330,851	563,524	410,026	501,968	455,777
172,163	266,998	346,198	387,983	279,478	170,861
850,128	962,575	1,096,488	1,549,788	650,495	824,744
△ 677,965	△ 695,577	△ 750,290	△ 1,161,805	△ 371,017	△ 653,883

4. 普及状況の推移・自己水・企業団水（府営水）の推移



5. 配水量分析(平成29年度)



Ⅱ 機 構



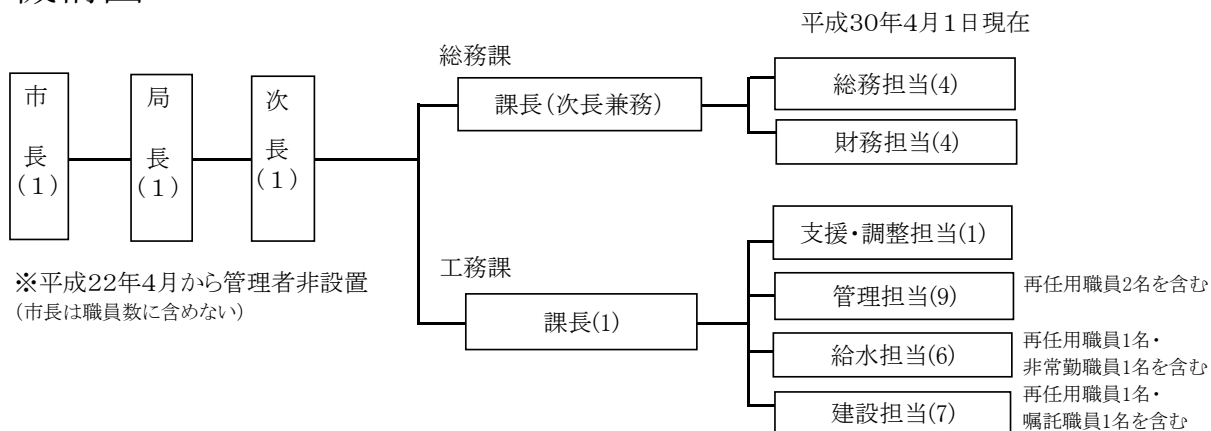
道の駅 しらとりの郷・羽曳野 （高区配水池）

1. 歴代管理者

氏 名	任 期		備 考
	就 任	退 任	
西 川 源一郎	昭和43年 7月 1日	昭和52年 7月 8日	
北 辻 寿 男	昭和52年 7月 9日	昭和52年 8月 2日	水道局次長が職務代理
松 本 市太郎	昭和52年 8月 3日	昭和55年 1月 4日	
西 田 菊 次	昭和55年 1月 5日	昭和63年 3月31日	
河 徳 久 雄	昭和63年 4月 1日	平成 2 年 3月31日	
杉 本 雅 己	平成 2 年 4月 1日	平成 7 年 3月31日	水道局長が職務代理
潮 田 洋 右	平成 7 年 4月 1日	平成 9 年12月31日	水道局長が職務代理
潮 田 洋 右	平成10年 1月 1日	平成15年12月31日	
植 田 信 也	平成16年 1月 1日	平成16年 3月31日	水道局長が職務代理
浅 田 幹 男	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	
田 仲 義 己	平成20年 4月 1日	平成21年 3月31日	水道局長が職務代理
鎌 田 孝 司	平成21年 4月 1日	平成22年 3月31日	水道局長が職務代理

※平成22年4月1日より羽曳野市水道事業の設置等に関する条例第4条第1項の規定により管理者は非設置。

2. 機構図



3. 職員構成

(1) 職員構成(職員数及び配置)

平水部(水)課長補佐(水)課長

平成30年4月1日現在

補職名 課・担当	局長	次長	課長	参事	課長 補佐	主幹	主査	主任	主事	計
	1	1								2
総務課				1		6		1		8
総務担当				1		2		1		4
財務担当						4				4
工務課			1	4	2	6	2	1	2	18
支援・調整担当				1						1
管理担当				1	1	2		1	2(2)	7
給水担当				1		2	1		(2)	4
建設担当				1	1	2	1		(2)	5
合 計	1	1	1	5	2	12	2	2	2	28

()は再任用・嘱託・非常勤職員で職員数に含めない

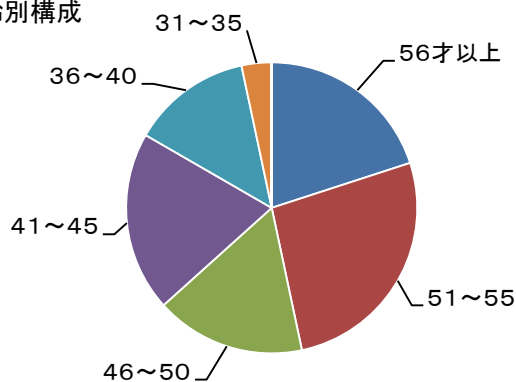
(2) 年齢別・経験年数別構成

平成30年4月1日現在

(単位：人、%)

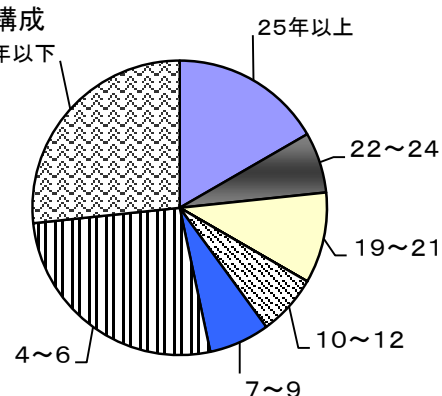
区 分		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
年 齢 別 構 成	56才以上	5	17.9	6	20.7	3	11.5	4	14.8	6	20.0
	51～55	8	28.5	10	34.5	9	34.6	9	33.4	8	33.4
	46～50	5	17.9	2	6.9	1	3.9	5	18.5	5	16.7
	41～45	4	14.2	6	20.7	9	34.6	5	18.5	6	20.0
	36～40	5	17.9	5	17.2	4	15.4	4	14.8	4	13.3
	31～35	1	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.3
	26～30	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	21～25	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	20才以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	平 均	48.3才		49.0才		47.3才		48.4才		48.9才	
経 験 年 数 別 構 成	25年以上	3	10.7	2	6.9	1	3.8	3	11.1	5	16.7
	22～24	3	10.7	5	17.2	4	15.4	3	11.1	2	6.7
	19～21	3	10.7	1	3.4	2	7.7	1	3.7	3	10.0
	16～18	1	3.6	3	10.4	2	7.7	2	7.4	0	0.0
	13～15	2	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	10～12	0	0.0	0	0.0	1	3.8	2	7.4	2	6.7
	7～9	3	10.7	3	10.4	1	3.8	1	3.7	2	6.7
	4～6	2	7.1	4	13.8	4	15.4	5	18.5	8	26.7
	3年以下	11	39.4	11	37.9	11	42.4	10	37.0	8	26.7
	平 均	11年2月		10年10月		9年10月		10年5月		11年3月	

年齢別構成

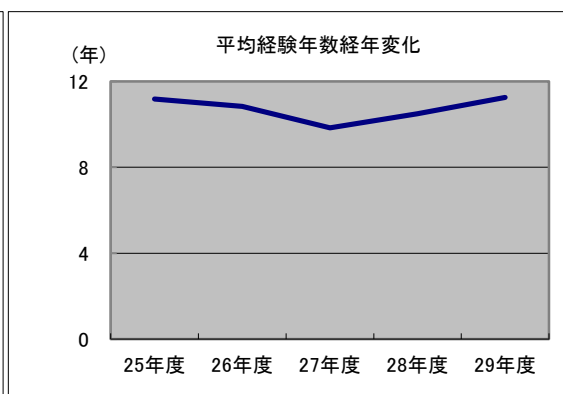
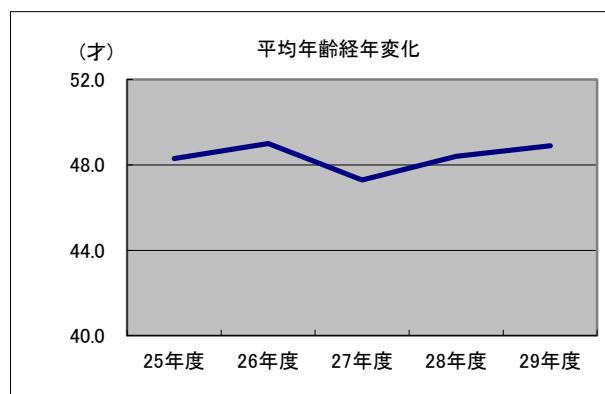


平均年齢 48.4才

経験別構成



平均経験年数 10年5月



4. 事 務 分 掌

総 務 課

- (1) 水道事業経営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 条例、規程等に関すること。
- (4) 職員の給与、人事その他労務に関すること。
- (5) 入札、契約及び検査に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 出納その他会計事務に関すること。
- (8) 企業債、一時借入金等に関すること。
- (9) 局の資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (10) 水道事業の広報活動に関すること。
- (11) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び徴収に関すること。
- (12) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (13) 水道料金の未納による給水停止処分に関すること。
- (14) 水道の開閉栓及び名義変更に関すること。
- (15) 量水器に関すること。
- (16) その他水道料金等に関すること。
- (17) その他局の庶務に関すること。

工 務 課

- (1) 浄水場の管理に関すること。
- (2) 受水及び配水施設の管理に関すること。
- (3) 浄水場、受水場、配水施設の運転及び配水に関すること。
- (4) 水質検査及び上水水質管理に関すること。
- (5) 水源保全に関すること。
- (6) 水道の管路管理に関すること。
- (7) 給水装置に関すること。
- (8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (9) 受託工事、開発協議及び申請に関すること。
- (10) 拡張、整備、改良工事に関すること。
- (11) 整備事業に係る進捗管理に関すること。
- (12) 課の所管する事務に係る関係機関との調整に関すること。
- (13) 貯蔵品(材料)、工具の管理及び保管に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

5. 安全衛生

(1) 羽曳野市水道局職員安全衛生委員会要綱

制 定 昭 52.11.10

最 近 改 正 平 27. 4. 1

(目的)

第 1 条 職員の労働安全衛生に関する事項について、調査審議し安全衛生の円滑な推進を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため羽曳野市水道局職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項について調査審議し、水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)に意見を述べる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
- (3) 職員の公務災害に関する申請及び認定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する事項

(構成)

第 4 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 水道事業の実施を総括管理する者若しくは、これに準ずる職員のうちから管理者が指名した者 1 名
 - (2) 前号以外の職員のうちから管理者が指名した者 若干名
- 2 管理者は、前項第 2 号に掲げる委員については、労働組合の推せんする者を 1 名以上選任するものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会の委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる者とする。

- 2 委員長は会務を掌理し、委員会を代表し、採決権をもたない。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長はあらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(安全衛生推進者)

第 6 条 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 12 条の 3 に規定する必要な能力を有すると認められる者であって、委員であるもののうちから、委員会が 1 名選任する。

- 2 安全衛生推進者は、羽曳野市職員安全衛生管理規則(平成 12 年羽曳野市規則第 41 号)第 7 条第 2 項各号に掲げる業務を担当する。
- 3 安全衛生推進者がやむを得ない理由により職務を遂行することができないときは、委員会は代理人を選任し、その職務の代理をさせるものとする。

(任期)

第 7 条 委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、定例会を毎月1回開催するようになければならない。ただし、緊急の議事があるときは、この限りでない。

3 委員会は、特別な場合を除くほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、安全衛生の専門事項について調査させ、又意見を聴くため、次の各号に掲げる専門部会を置くことができる。

(1) 安全部会

(2) 衛生部会

(3) 安全運転部会

2 専門部会は、委員のうちから委員会において選出した会長及び専門部会委員をもって組織する。

3 専門部会は、委員会の議決による付議された事項についてすみやかに調査し、その結果を委員会に報告しなければならない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て職員の中から専門部会委員を選出することができる。

5 前各号に定めるもののほか専門部会の会議については、第8条第1項及び第3項から第4項までの規定を準用する。

(庶務)

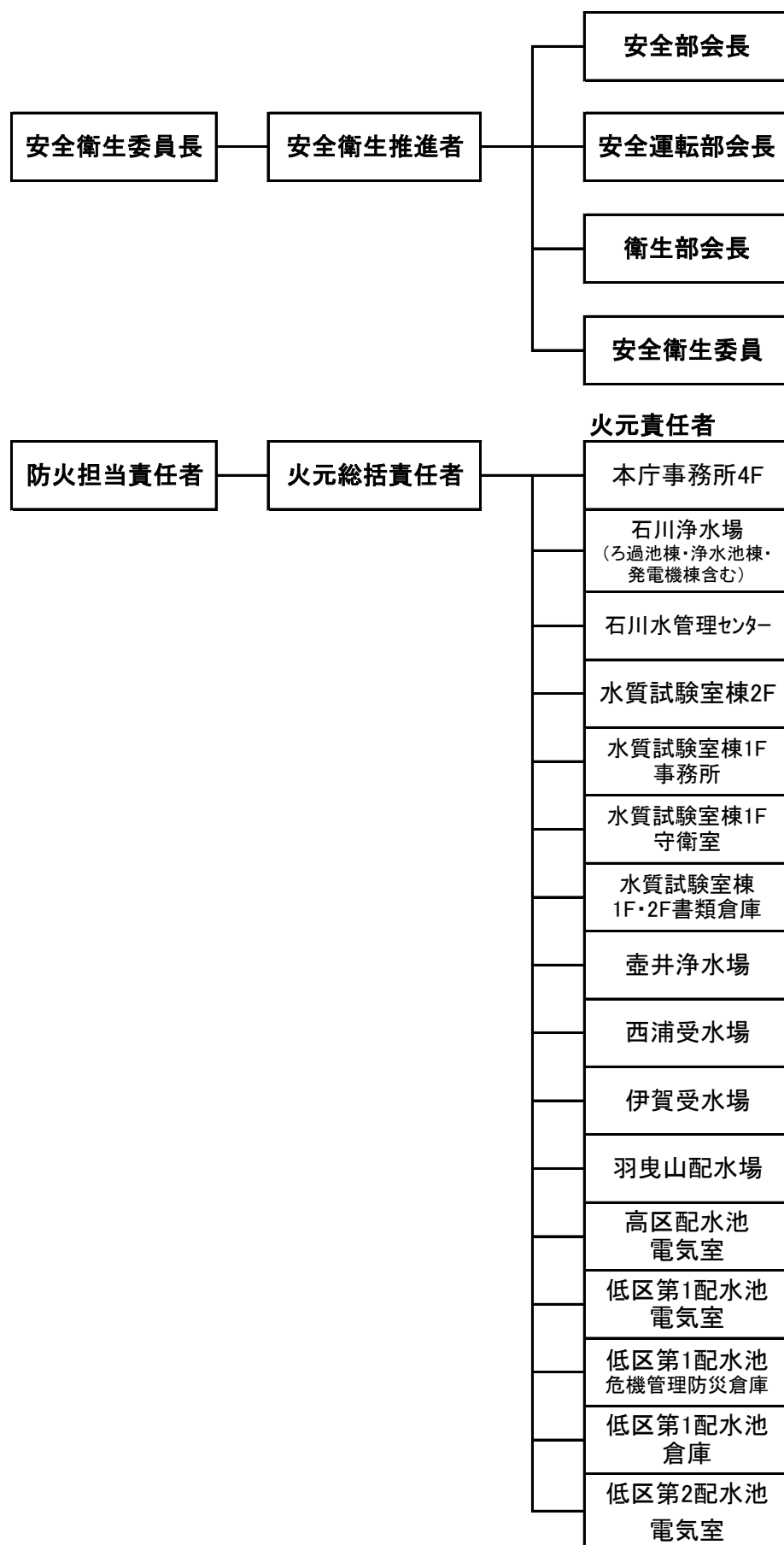
第10条 委員会の庶務は、総務課で行う。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について、必要な事項は委員長が定める。

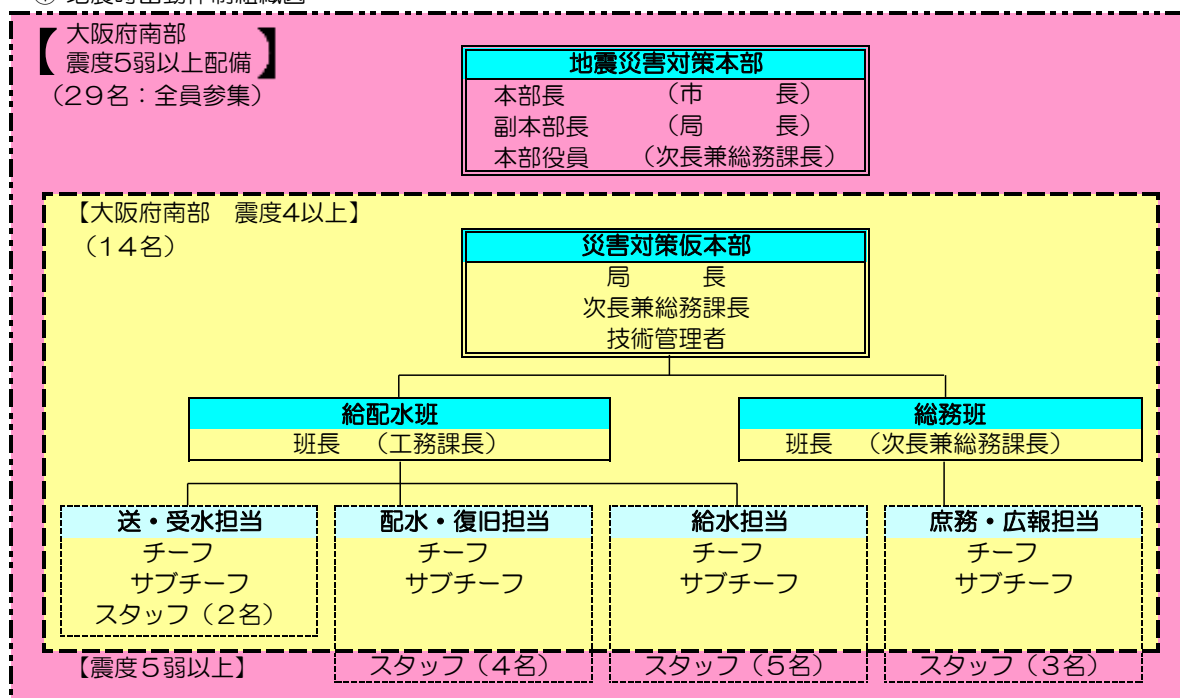


(2) 安全衛生管理体制図（平成30年4月1日現在）



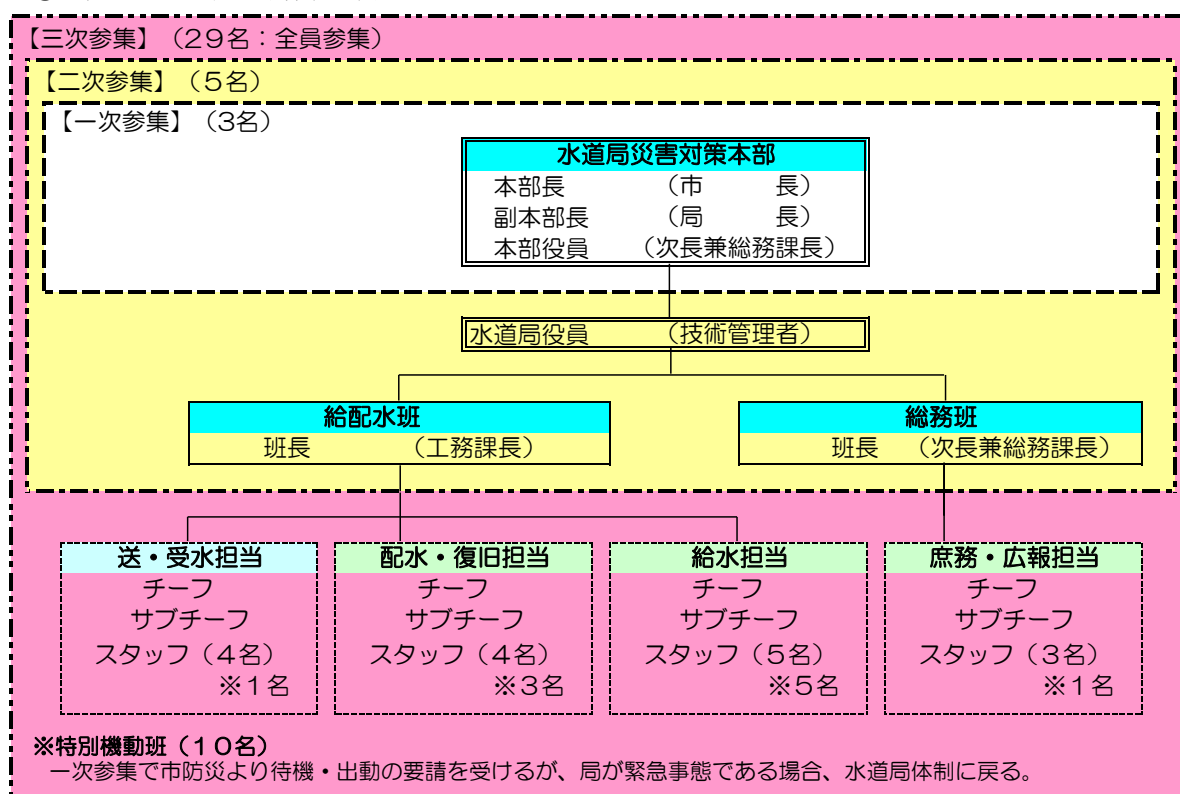
(3)地震・風水害・その他出動体制組織

① 地震時出動体制組織図



1. 大阪府南部 震度3以上で市長が必要と認めた場合に水道局災害対策仮本部を設置する。
2. 大阪府南部 震度4以上の場合には、災害対策仮本部配備職員が参集する。
3. 大阪府南部 震度5弱以上の場合には、全員参集とする。(上下水道震災対策本部体制)
4. 各班担当は本部に参集し、送・受水担当は水道管理センターに参集する。
5. 地震発生直後、配水・復旧担当は給水活動を優先し、発生後4日目以降は、水道施設の調査及び緊急対応を行う。

② 風水害・その他出動体制組織図

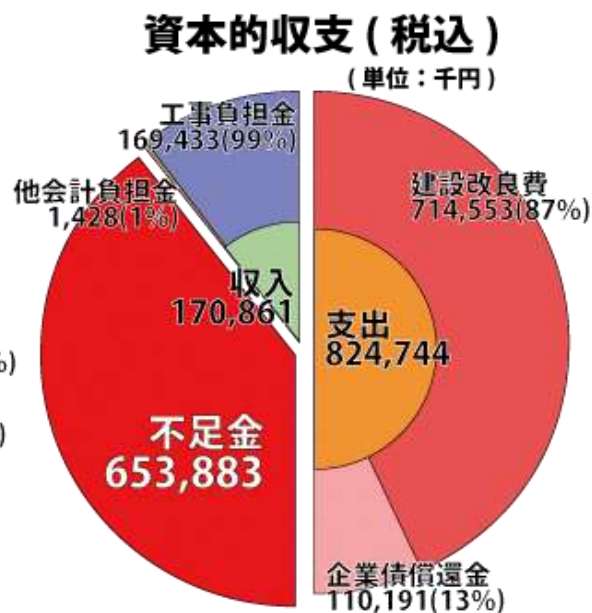
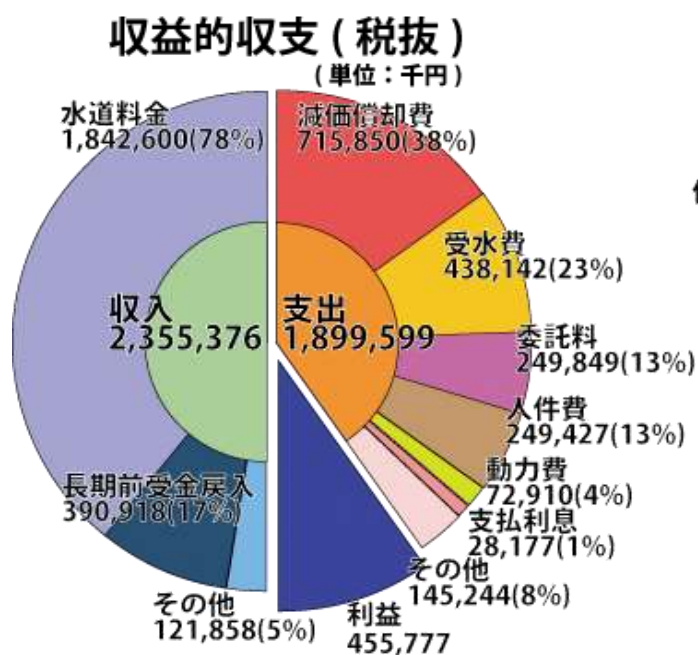
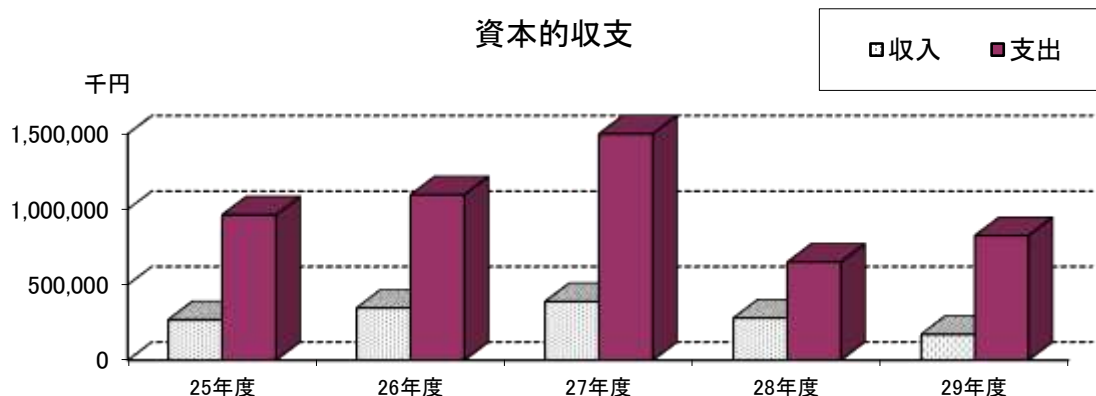
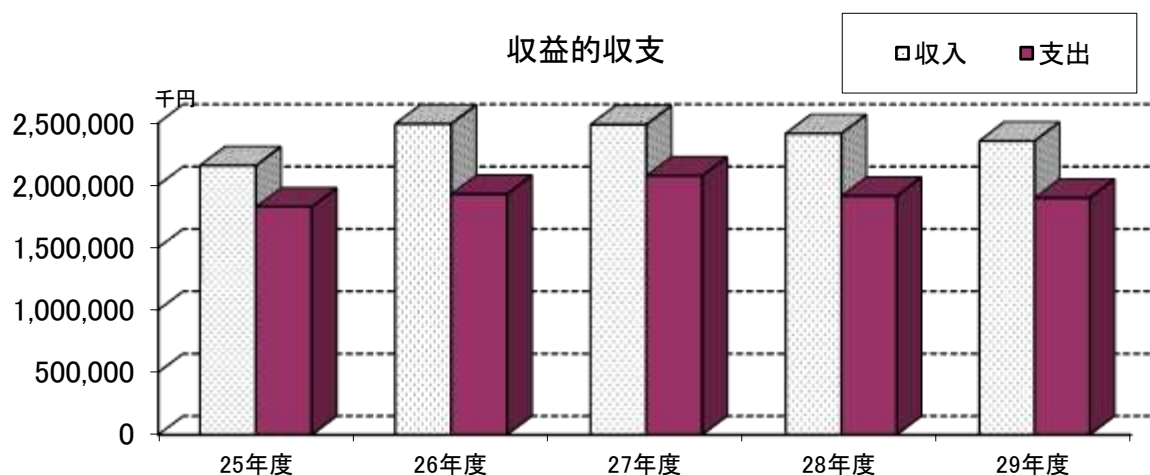


政 財 Ⅲ



高区配水池

1. 平成29年度 決算の概要



(1) 収 益 の 収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額
第1款 事業収益	2,531,908,000	△ 5,317,000	0
第1項 営業収益	2,041,149,000	△ 5,317,000	0
第2項 営業外収益	490,759,000	0	0

(2) 収 益 の 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計
第1款 事業費用	2,326,744,000	△ 19,938,000	0	0	0	2,306,806,000
第1項 営業費用	2,243,474,000	△ 19,938,000	0	0	0	2,223,536,000
第2項 営業外費用	80,270,000	0	0	0	0	80,270,000
第3項 特別損失	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(単位:円)

額			
合 計	決 算 額	予算額に比べ決 算 額 の 増 減	備 考 (うち仮受消費税)
2,526,591,000	2,509,742,524	△ 16,848,476	154,366,607
2,035,832,000	2,062,004,317	26,172,317	151,748,941
490,759,000	447,738,207	△ 43,020,793	2,617,666

(単位:円)

額					
地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税)
0	2,306,806,000	2,015,542,235	0	291,263,765	74,707,727
0	2,223,536,000	1,936,249,865	0	287,286,135	74,688,596
0	80,270,000	79,049,074	0	1,220,926	1,110
0	2,000,000	243,296	0	1,756,704	18,021
0	1,000,000	0	0	1,000,000	0

(3) 資本的収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	
第1款 資本的収入	642,378,000	△ 418,738,000	223,640,000	0
第1項 工事負担金	639,868,000	△ 418,738,000	221,130,000	0
第2項 他会計負担金	2,500,000	0	2,500,000	0
第3項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0

(4) 資本的支出

区 分	予 算 額					地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流用増減額	小 計			
第1款 資本的支出	1,645,173,000	△ 630,477,000	0	1,014,696,000	0	0	0
第1項 建設改良費	1,534,982,000	△ 630,477,000	0	904,505,000	0	0	0
第2項 企業債償還金	110,191,000	0	0	110,191,000	0	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 653,882,816円は当年度消費税資本的収支調整額37,511,934円、

(単位:円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考 (うち仮受消費税)
継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合 計			
0	223,640,000	170,860,948	△ 52,779,052	3,026,744
0	221,130,000	169,432,908	△ 51,697,092	3,026,744
0	2,500,000	1,428,040	△ 1,071,960	0
0	10,000	0	△ 10,000	0

(単位:円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費税)
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通次 繰 越 額	合 計		
1,014,696,000	824,743,764	0	0	0	189,952,236	49,207,958
904,505,000	714,552,819	0	0	0	189,952,181	49,207,958
110,191,000	110,190,945	0	0	0	55	0

当年度損益勘定留保資金350,733,338円、減債積立金40,378,294円及び建設改良積立金225,259,250円で補てんした。

2. 収益的収支の推移

(単位:千円)

年 度 科 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業収益	2,158,726	2,493,363	2,487,311	2,416,347	2,355,376
営業収益	2,077,810	1,999,921	1,951,925	1,935,225	1,910,255
給水収益	2,012,681	1,932,301	1,879,505	1,867,802	1,842,600
受託工事収益	10,454	13,854	15,450	13,666	10,861
その他営業収益	54,675	53,766	56,970	53,757	56,794
営業外収益	80,916	483,054	535,386	481,122	445,121
受取利息	3,967	4,845	3,489	2,281	3,410
受託工事収益	0	0	0	0	0
他会計補助金	2,160	2,104	2,124	2,000	1,780
長期前受金戻入	-	390,470	428,244	416,212	390,918
雑収益	74,789	85,635	101,529	60,629	49,013
特別利益	0	10,388	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	10,388	0	0	0
事業費用	1,827,874	1,929,839	2,077,285	1,914,379	1,899,599
営業費用	1,784,504	1,751,549	1,987,045	1,869,461	1,861,561
原水及び浄水費	700,865	669,232	788,565	670,837	677,061
配水及び給水費	169,393	129,891	119,153	117,436	118,838
受託工事費	20,394	19,133	20,434	21,909	21,817
業務費	139,190	112,069	121,575	125,826	127,222
総係費	253,041	139,945	172,728	168,586	174,972
減価償却費	447,224	621,534	614,938	704,165	715,850
資産減耗費	52,862	59,745	149,652	60,702	25,801
その他営業費用	1,535	0	0	0	0
営業外費用	41,907	76,375	88,921	43,119	37,812
支払利息	41,388	38,252	35,005	31,643	28,177
受託工事費	0	0	0	0	0
雑支出	519	38,123	53,916	11,476	9,635
特別損失	1,462	101,915	1,319	1,799	226
固定資産売却損	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	1,462	367	1,319	1,799	226
その他特別損失	0	101,548	0	0	0
収 支 差 引	330,852	563,524	410,026	501,968	455,177

3. 資本的収支の推移

(単位:千円)

年 度 科 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資 本 的 収 入	266,998	346,198	387,982	279,478	170,861
企業債	0	0	0	0	0
政府資金	0	0	0	0	0
公庫資金	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
国庫(府)補助金	0	0	0	0	0
工事負担金	187,778	218,740	184,982	276,320	169,433
分担金	32,302	38,704	46,432	47,532	31,413
配管負担金等	155,476	180,036	138,550	228,788	138,020
他会計負担金	1,601	758	0	3,158	1,428
出資金	75,300	126,700	203,000	0	0
固定資産売却代金	2,319	0	0	0	0
資 本 的 支 出	962,575	1,096,488	1,549,788	650,495	824,744
建設改良費	864,423	995,199	1,445,252	542,597	714,553
企業債償還金	98,152	101,289	104,536	107,898	110,191
政府資金	58,016	59,911	0	0	0
地方公共団体 金融機構資金	40,136	41,378	104,536	107,898	110,191
その他	0	0	0	0	0
収 支 差 引	△ 695,577	△ 750,290	△ 1,161,806	△ 371,017	△ 653,883

4. 貸借対照表の推移(借方)

(単位:千円)

年 度 科 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資産	24,597,530	22,987,636	23,269,531	23,545,760	23,444,227
固定資産	20,890,240	19,471,137	20,115,353	19,875,375	19,867,767
有形固定資産	20,712,434	19,297,364	19,945,613	19,709,668	19,706,092
土地	1,522,173	1,522,173	1,522,173	1,522,173	1,522,173
建物	796,030 (404,902)	792,090 (418,664)	1,523,514 (377,891)	1,523,514 (413,024)	1,523,514 (448,156)
構築物	25,511,934 (8,073,075)	25,735,693 (10,220,351)	26,626,262 (10,669,669)	26,915,927 (11,200,910)	27,409,025 (11,747,399)
機械及び装置	2,446,783 (1,760,666)	2,448,704 (1,899,551)	3,034,278 (1,728,333)	3,080,884 (1,778,426)	3,102,515 (1,826,884)
車両運搬具	28,007 (19,058)	28,007 (21,100)	28,007 (22,677)	28,007 (23,790)	29,307 (24,411)
工具器具及び備品	61,026 (50,655)	45,310 (37,288)	44,815 (34,866)	47,534 (36,170)	51,272 (37,911)
建設仮勘定	654,837	1,322,341	0	43,949	153,047
無形固定資産	177,806	173,773	169,740	165,707	161,675
施設利用権	176,732	172,699	168,666	164,633	160,601
電話加入権	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
投資	0	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0	0
流動資産	3,707,290	3,516,499	3,154,168	3,670,385	3,576,460
現金預金	3,269,800	2,975,588	2,547,252	3,295,708	3,324,114
未収金	426,267	530,605	595,644	364,847	243,254
貯蔵品	11,223	10,306	11,272	9,830	9,092
保管有価証券	0	0	0	0	0
短期有価証券	0	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0	0

()は減価償却累計額

貸借対照表の推移(貸方)

(単位:千円)

科 目 \ 年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
負債	1,528,532	13,294,923	12,963,782	12,738,053	12,180,742
固定負債	617,541	1,351,838	1,223,017	1,129,095	1,031,485
企業債(建設改良費等の財源たる)	0	1,100,955	993,057	882,866	769,130
引当金	617,541	250,883	229,960	246,229	262,355
流動負債	910,991	1,252,647	1,253,497	1,248,507	943,192
企業債(建設改良費等の財源たる)	0	104,536	107,898	110,191	113,735
未払金	432,059	305,461	374,659	434,344	440,129
前受金	159,514	141,366	109,957	79,024	72,252
引当金	0	374,582	338,301	289,450	182,321
預り金	319,418	326,702	322,682	335,498	134,755
預り有価証券	0	0	0	0	0
繰延収益	0	10,690,438	10,487,268	10,360,451	10,206,065
補助金	0	31,245	17,124	15,157	14,436
受贈財産評価額	0	1,382,312	1,384,435	1,357,054	1,382,523
工事負担金	0	9,118,459	8,931,294	8,834,632	8,659,035
他会計負担金	0	158,422	154,415	153,608	150,071
資本	22,288,407	9,692,713	10,305,739	10,807,707	11,263,485
資本金	2,232,307	1,255,372	6,440,368	7,220,051	7,225,373
自己資本金 ※H26より「資本金」	827,375	1,255,372	6,440,368	7,220,051	7,225,373
借入資本金	1,404,932	0	0	0	0
剰余金	20,056,100	8,437,341	3,865,371	3,587,656	4,038,112
資本剰余金	18,219,198	1,382,088	1,382,088	1,382,088	1,382,088
国庫府補助金	85,907	0	0	0	0
受贈財産評価額	2,030,967	461,477	461,477	461,477	461,477
寄付金	300	0	0	0	0
工事負担金	15,899,519	920,611	920,611	920,611	920,611
他会計負担金	202,505	0	0	0	0
利益剰余金	1,836,902	7,055,253	2,483,283	2,205,568	2,656,024
減債積立金	15,700	0	0	15,278	0
建設改良積立金	1,175,800	1,164,402	968,980	592,497	974,238
未処分利益剰余金	645,402	777,353	6,086,273	1,890,786	1,681,786

※平成26年度から改正された会計制度が適用されています。

5. 事業費用構成

(1) 経常費用構成比（受託工事費等を含む）

（単位：千円）

年 度 科 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職員給与費	295,400	212,367	232,102	226,421	249,427
支払利息	41,389	38,252	35,004	31,643	28,177
減価償却費	447,224	621,534	614,939	704,165	715,850
受水費	476,267	463,285	576,097	446,090	438,142
動力費	75,323	80,706	78,077	78,177	72,910
修繕費	90,007	0	0	0	0
材料費	8,211	6,458	3,944	5,925	5,289
薬品費	3,778	2,947	3,548	5,363	6,290
路面復旧費	8,946	7,388	9,058	9,599	9,451
その他	379,867	394,987	523,197	405,197	373,837
合 計	1,826,412	1,827,924	2,075,966	1,912,580	1,899,373

(2) 経常費用構成比（受託工事費等を除く）

（単位：千円）

年 度 科 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職員給与費	277,661	193,919	212,342	206,528	228,784
支払利息	41,389	38,252	35,004	31,643	28,177
減価償却費	447,224	231,064	186,695	287,953	324,932
受水費	476,267	463,285	576,097	446,090	438,142
動力費	75,323	80,706	78,077	78,177	72,910
修繕費	89,886	0	0	0	0
材料費	8,211	6,458	3,944	5,925	5,289
薬品費	3,778	2,947	3,548	5,363	6,290
路面復旧費	6,967	7,388	9,058	8,259	8,951
その他	379,312	784,772	522,523	404,520	373,164
合 計	1,806,018	1,808,791	1,627,288	1,474,458	1,486,639

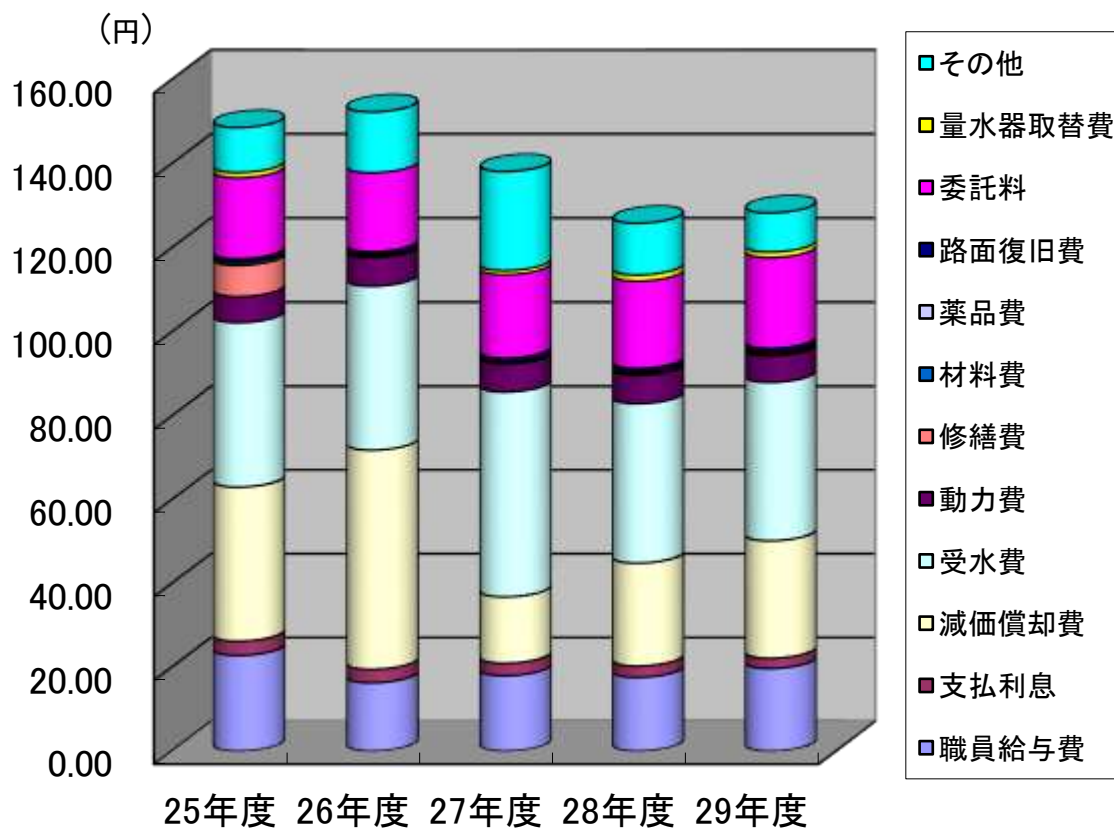
(3) 有収水量1m³当たりの費用

性質別給水原価

(単位:円)

科目 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職 員 給 与 費	22.85	16.33	18.03	17.63	19.76
支 払 利 息	3.41	3.22	2.97	2.70	2.43
減 価 償 却 費	36.81	52.36	15.86	24.59	28.06
受 水 費	39.20	39.03	48.93	38.09	37.83
動 力 費	6.20	6.80	6.63	6.68	6.30
修 繕 費	7.40	0.00	0.00	0.00	0.00
材 料 費	0.68	0.54	0.34	0.51	0.46
薬 品 費	0.31	0.25	0.30	0.46	0.54
路 面 復 旧 費	0.57	0.62	0.77	0.71	0.77
委 託 料	19.28	18.76	19.86	20.76	21.57
量 水 器 取 替 費	1.26	0.00	0.98	1.49	1.36
そ の 他	10.68	14.46	23.53	12.28	9.28
計	148.65	152.37	138.20	125.90	128.36

有収水量1m³当たりの性質別給水原価



6. 経営分析

項 目	算 定 式	25年度	26年度
固定資産構成比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} (+ \text{繰延資産})} \times 100$	84.9	84.7
固定負債構成比率 (%)	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	7.9	5.9
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	87.6	88.7
固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$	88.9	89.6
固定比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$	97.0	95.5
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	336.8	287.7
酸性試験比率 (%)	$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	335.8	279.6
現金比率 (%)	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	297.0	237.5
自己資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \times 1/2}$	0.1	0.1
固定資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$	0.1	0.1
減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{償却資産(有形+無形)} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	2.1	3.6
流動資産回転比率 (回)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2} \times 100$	0.6	0.5
未収金回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$	5.2	4.2

27年度	28年度	29年度	説 明
86.4	84.4	84.7	この比率が高ければ、資本が固定化の傾向にある。公営企業の場合は設備投資型企業であるので、この比率が高い。
5.3	4.8	4.4	この比率が高ければ、負債の返済に迫われ、金利負担により企業経営が悪化することになる。
89.4	89.9	91.6	企業経営上は、この比率が高いほど良いが、通常公営企業は施設を企業債で建設するので全般的に低率である。
91.4	89.1	88.3	この比率が100%以上の場合は固定資産の調達原資の一部が短期資金で賄われていることを意味する。
96.7	93.9	92.5	固定資産の調達原資は自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100%以下が望ましい。
251.6	294.0	379.2	この比率が高ければ短期債務に応ずる流動資産が豊富なことを意味する。流動性を確保するためには2倍以上が理想である。
250.3	292.7	377.7	この比率が高いほど運転資金が豊富で支払能力があることを意味する。一般的には、100%以上であることが要求される。
203.2	264.0	352.4	この比率は、当座の支払能力を測定するために用いられるもので100%以上であることが望ましい。
0.1	0.1	0.1	この比率が高いほど、投下資本に比して営業活動が活発なことを意味する。 ※自己資本＝資本金＋剰余金＋繰延収益
0.1	0.1	0.1	この比率が高ければ、固定資産が利用されていることを示し、低いことは過大投資を意味する。
3.2	3.7	3.8	この比率は、償却対象固定資産に対する平均償却率であり、水道事業においては3%前後で団体間、年度間でほとんど差異はない。
0.6	0.6	0.5	この比率が高いほど企業の資本運用効率が良いことを意味する。
3.4	4.0	6.3	営業未収金等の回転速度を示すもので、高いほど未収金の回収期間が短いことを意味する。

項 目	算 定 式	25年度	26年度
総 資 本 利 益 率 (%)	$\frac{\text{当 年 度 純 利 益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計}) \times 1/2} \times 100$	1.4	2.9
総 収 支 比 率 (%)	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$	118.1	129.2
利 子 負 担 率 (%)	$\frac{(\text{支 払 利 息} + \text{企 業 債 取 扱 諸 費})}{\text{負債}(\text{他会計借入金} + \text{一時借入金}) + \text{借入資本金}} \times 100$	3.2	3.2
企業債償還元金対 減価償却費比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当 年 度 減 価 償 却 費}} \times 100$	21.9	16.3
企業債償還元金対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	4.9	5.2
企業債利息対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企 業 債 利 息}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	2.1	2.0
企業債元利償還元金対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還元金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	6.9	7.2
経常収益対経常費用比率 (%)	$\frac{\text{経 常 収 益}}{\text{経 常 費 用}} \times 100$	118.2	135.8
営業収益対営業費用比率 (%)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{営業費用} - \text{営業・受託工事費})} \times 100$	117.2	114.6
職員給与費対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{職 員 給 与 費}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	14.6	10.9
未 払 金 回 転 率 (回)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{期首未払金} + \text{期末未払金}) \times 1/2}$	4.0	4.3
累 積 欠 損 比 率 (%)	$\frac{\text{累 積 欠 損 金}}{\text{営 業 収 益} - \text{受 託 工 事 収 益}} \times 100$	—	—
不 良 債 務 比 率 (%)	$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営 業 収 益} - \text{受 託 工 事 収 益}} \times 100$	—	—

27年度	28年度	29年度	説 明
1.8	2.2	1.9	この比率は、投下した総資本に対してどれだけの純利益が生じているかを示す。比率の高低よりもすう勢の変化を見るべきである。
119.7	126.2	124.0	企業活動の能率を示すもので、100%以上が良い。
3.2	3.2	3.2	この比率が高ければ、金利負担が多く、企業経営が圧迫されていることを示す。財務の健全性を確保するためには最小の負担にとどめる必要がある。
17.0	15.3	15.4	企業債元金の償還は、減価償却費等の損益勘定留保資金から支払われることとなるので、この比率が低い方が良い。
5.6	5.8	6.0	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
1.9	1.7	1.5	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
7.4	7.5	7.5	上記比率と同じ意味をもつ。
119.8	126.3	124.0	営業成績の良否を判定するもので、独立採算制の原則により100%以上が良い。
98.5	104.0	103.2	営業活動の能率を示すもので、経営活動の成否が判断される。この比率が100%以下である場合は、原価に見合う収益の確保に努める必要がある。
11.3	11.1	12.4	職員給与費の分析上最もよく用いられる指標の1つである。この比率が高いほど労働分配率が高く、固定費の増嵩を意味する。
5.7	4.8	4.3	この比率が高ければ、未払債務が少なく債務の弁済期間が短いことを示す。
—	—	—	この比率は経営悪化の度合を示すもので、赤字の出た場合には早速解消する必要がある。
—	—	—	この比率が10%を上回る企業については、現在、地方公営企業の再建措置要領や赤字企業に対する起債制限等の指導が行われる。

7. 業務分析

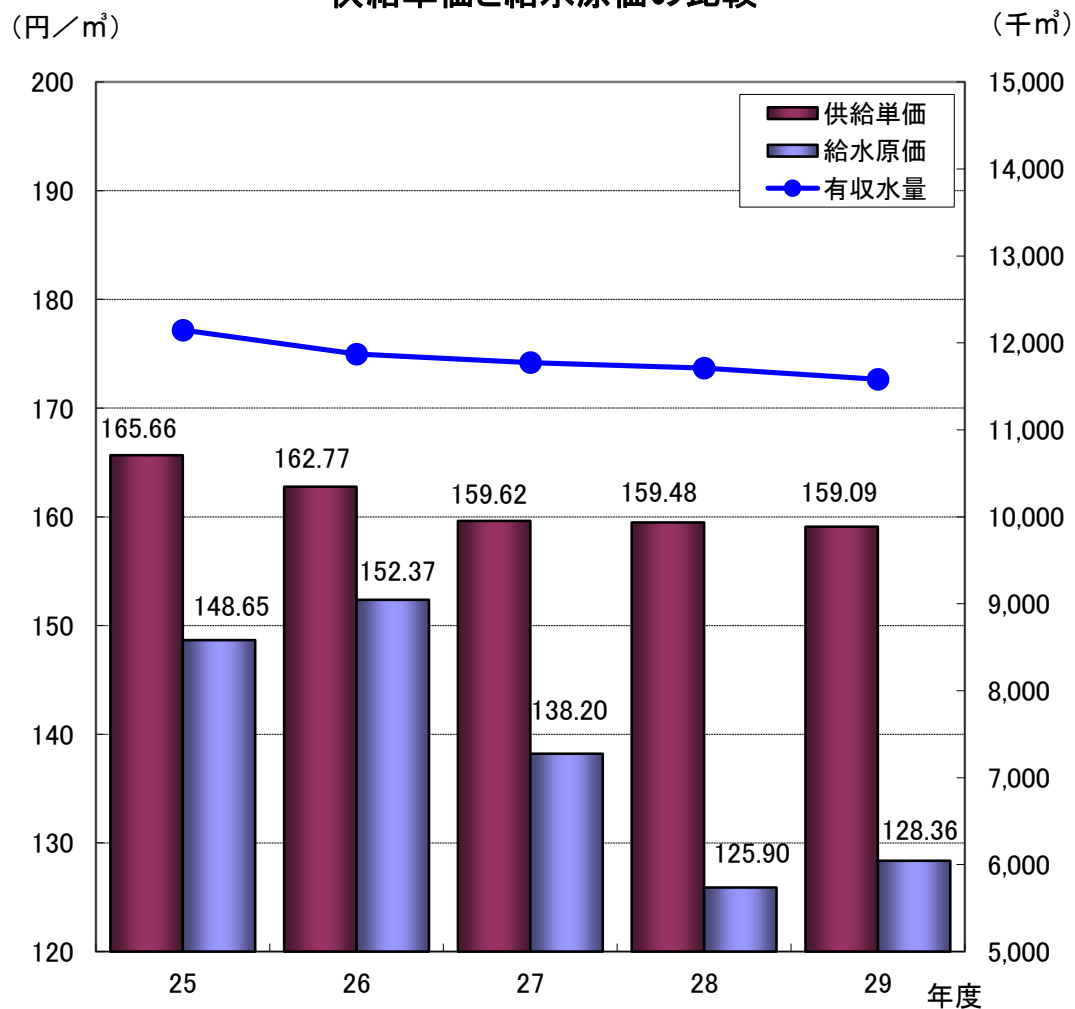
項 目	計 算 式	25年度	26年度	27年度
普 及 率 (%)	$\frac{\text{給 水 人 口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	97.8	97.8	97.7
1 日 平 均 配 水 量 (m ³)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{年 間 日 数}}$	34,372	33,592	33,476
1 人 1 日 最 大 配 水 量 (ℓ)	$\frac{\text{1 日 最 大 配 水 量}}{\text{給 水 人 口}} \times 1000$	343	342	347
1 人 1 日 平 均 配 水 量 (ℓ)	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{給 水 人 口}} \times 1000$	304	299	301
有 収 率 (%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$	96.8	96.8	96.1
負 荷 率 (%)	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{1 日 最 大 配 水 量}} \times 100$	88.7	87.6	86.8
施 設 利 用 率 (%)	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{配 水 能 力}} \times 100$	74.4	72.7	72.5
最 大 稼 動 率 (%)	$\frac{\text{1 日 最 大 配 水 量}}{\text{配 水 能 力}} \times 100$	83.9	83.0	83.5
配 水 管 使 用 効 率 (m ³ /m)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}} \times 100$	28.0	27.1	26.9
固 定 資 産 使 用 効 率 (m ³ /万円)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有 形 固 定 資 産}}$	6.1	6.4	6.1
職員1人当り 有形固定資産 (万円)	$\frac{\text{有 形 固 定 資 産}}{\text{職 員 数}}$	69,041	64,325	71,234
職員1人当り給水人口 (人)	$\frac{\text{給 水 人 口}}{\text{損益勘定所属職員}}$	4,522	4,489	4,838
職 員 1 人 当 り 給 水 量 (m ³)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員}}$	485,965	474,855	511,937
職 員 1 人 当 り 営 業 収 益 (千円)	$\frac{\text{営 業 収 益}}{\text{損益勘定所属職員}}$	83,112	79,997	84,195
供 給 単 価 (円)	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年間総有収水量}}$	165.66	162.77	159.62
給 水 原 価 (円)	$\frac{\text{経常費用－受託工事費等}}{\text{年間総有収水量}}$	148.65	152.37	138.20

28年度	29年度	説 明
97.7	97.7	行政区域内人口と給水人口との割合。
33,496	33,046	年間の配水量を年間の日数で除したもの。
347	329	1人が、1日に使用した最大の水量。
303	301	1人が、1日に使用した平均の水量。
95.8	96.0	総配水量のうち、料金収入となった水量の割合。
87.3	91.5	この比率が100%に近づくほど施設の稼働状態が良く、水道事業の体質が良いことを意味する。
72.5	71.5	この比率は、施設の利用状況の良否を示すもので、この比率が高ければ施設の効率的な利用を意味する。
83.0	78.2	現有施設の配水能力が過大投資か、逆に将来にわたり適性な能力か判断するもので、100%以上の時は施設が不足し、100%を大きく下回る時は過大施設を有しているといえる。
26.9	26.3	物質的投下資本(配水管)が、配水量にどれだけ貢献したのか投資効果を示す。
6.2	6.1	固定資産に投下された資本の投資効率を示す。
72,999	65,687	事業の規模に対する職員数の適否を検討することにより、労働生産性の良否を示す。
5,026	4,397	上記比率と同じ意味をもつ。
532,351	463,284	上記比率と同じ意味をもつ。
87,344	75,976	上記比率と同じ意味をもつ。
159.48	159.09	水1m ³ の販売価格がいくらかを見る指標である。
125.90	128.36	水1m ³ を販売するのにいくらの費用を要するかを見る指標である。

8. 供給単価及び給水原価

年 度	供 給 単 価			給 水 原 価		
	給水収益 円	有収水量 m ³	単価 円	経 常 費 用 一 受 託 工 事 費 等 円	有収水量 m ³	単価 円
25	2,012,681,004	12,149,119	165.66	1,806,017,592	12,149,119	148.65
26	1,932,301,425	11,871,369	162.77	1,808,790,529	11,871,369	152.37
27	1,879,505,538	11,774,547	159.62	1,627,288,204	11,774,547	138.20
28	1,867,801,352	11,711,721	159.48	1,474,458,363	11,711,721	125.90
29	1,842,599,660	11,582,108	159.09	1,486,638,632	11,582,108	128.36

供給単価と給水原価の比較



IV 業 務

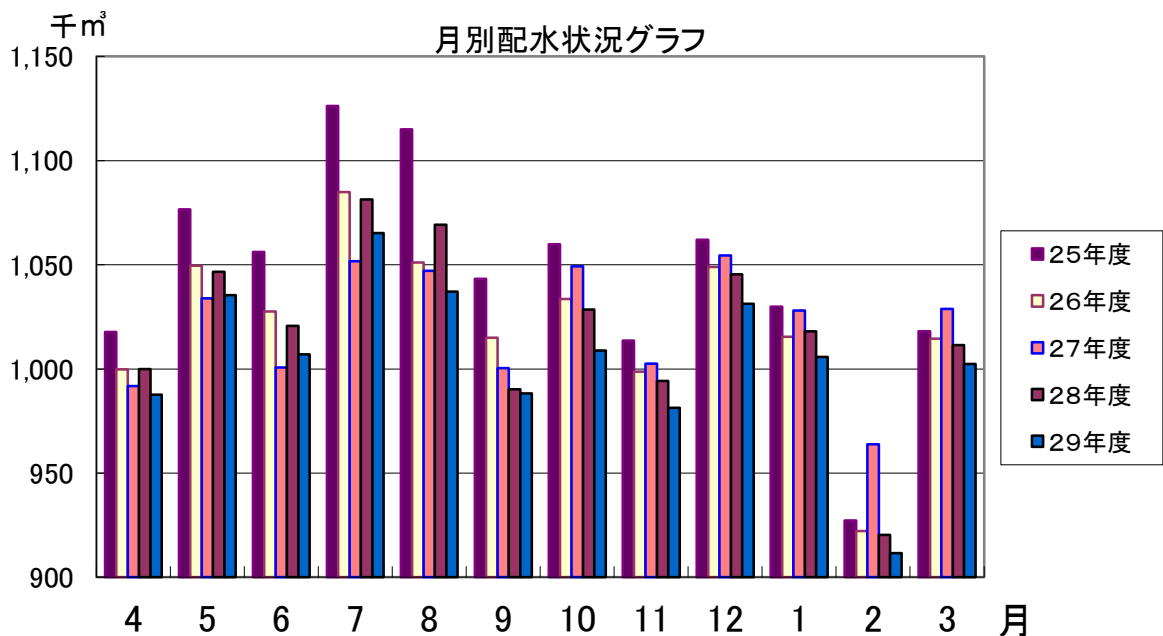


水道管理センター中央監視室
(石川浄水場内)

1. 月別配水状況

(単位: m³)

月	配水量	年 度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
4	配 水 量	1,017,731	999,730	991,729	999,917	987,662
	前年度との増減	▲ 18,204	▲ 18,001	▲ 8,001	8,188	▲ 12,255
5	配 水 量	1,076,616	1,049,585	1,033,893	1,046,702	1,035,414
	前年度との増減	▲ 2,057	▲ 27,031	▲ 15,692	12,809	▲ 11,288
6	配 水 量	1,056,215	1,027,601	1,000,657	1,020,639	1,006,995
	前年度との増減	▲ 2,800	▲ 28,614	▲ 26,944	19,982	▲ 13,644
7	配 水 量	1,126,170	1,084,871	1,051,655	1,081,414	1,065,248
	前年度との増減	▲ 18,693	▲ 41,299	▲ 33,216	29,759	▲ 16,166
8	配 水 量	1,114,950	1,051,117	1,047,170	1,069,303	1,037,122
	前年度との増減	▲ 27,821	▲ 63,833	▲ 3,947	22,133	▲ 32,181
9	配 水 量	1,043,232	1,015,029	1,000,350	990,251	988,226
	前年度との増減	▲ 25,957	▲ 28,203	▲ 14,679	▲ 10,099	▲ 2,025
10	配 水 量	1,059,788	1,033,527	1,049,254	1,028,537	1,008,816
	前年度との増減	▲ 35,897	▲ 26,261	15,727	▲ 20,717	▲ 19,721
11	配 水 量	1,013,634	998,622	1,002,491	994,268	981,294
	前年度との増減	▲ 30,439	▲ 15,012	3,869	▲ 8,223	▲ 12,974
12	配 水 量	1,061,995	1,048,905	1,054,455	1,045,390	1,031,242
	前年度との増減	▲ 16,486	▲ 13,090	5,550	▲ 9,065	▲ 14,148
1	配 水 量	1,029,888	1,015,403	1,028,105	1,018,006	1,005,828
	前年度との増減	▲ 22,046	▲ 14,485	12,702	▲ 10,099	▲ 12,178
2	配 水 量	927,301	922,106	963,760	920,311	911,534
	前年度との増減	▲ 22,081	▲ 5,195	41,654	▲ 43,449	▲ 8,777
3	配 水 量	1,018,078	1,014,588	1,028,787	1,011,476	1,002,357
	前年度との増減	▲ 27,471	▲ 3,490	14,199	▲ 17,311	▲ 9,119
計	配 水 量	12,545,598	12,252,306	12,226,214	9,158,956	12,061,738
	前年度との増減	▲ 249,952	▲ 284,514	▲ 8,778	▲ 26,092	▲ 164,476
	対前年度増減率(%)	▲ 1.95	▲ 2.27	▲ 0.07	▲ 0.21	▲ 1.80
3月末給水人口(人)		113,054	112,225	111,272	110,562	109,913
対前年度増減率(%)		▲ 0.84	▲ 0.73	▲ 0.85	▲ 0.64	▲ 0.59

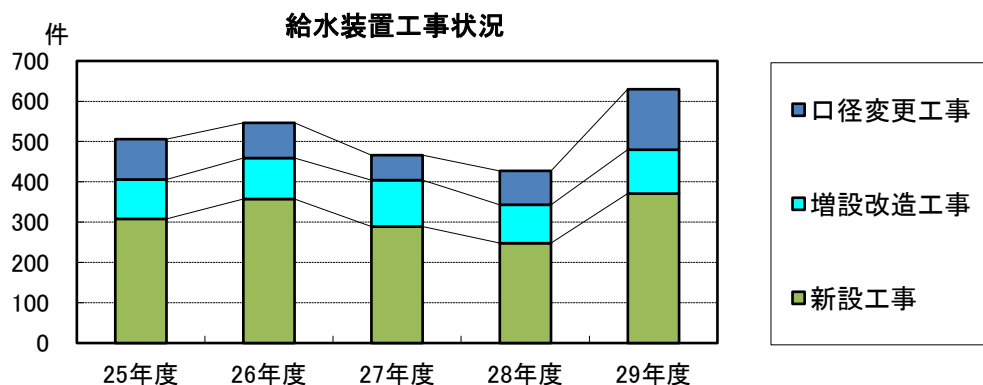


2. 給水工事

(1) 給水装置工事状況

(単位:件)

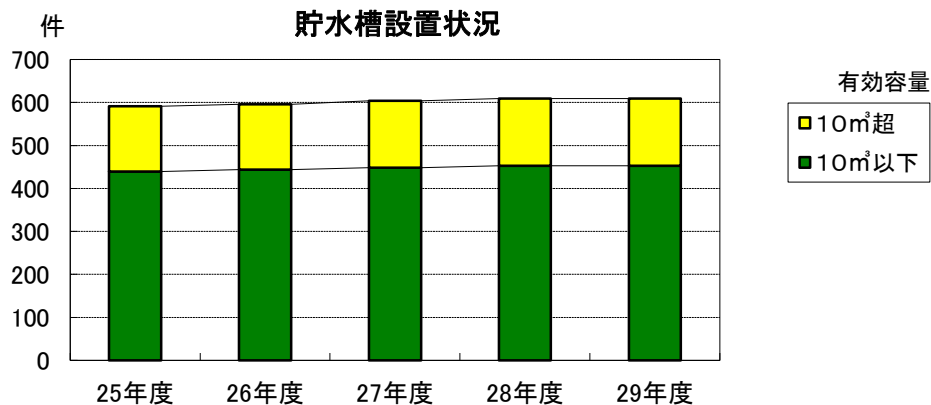
種 別 \ 年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新 設 工 事	308	357	289	248	371
増 設 改 造 工 事	98	102	115	95	109
口 径 変 更 工 事	100	87	62	84	150
合 計	506	546	466	427	630



(2) 貯水槽(受水槽)設置状況

(単位:件)

区 分 \ 年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対 象 建 築 物	3階建以下	1	4	5	5
	4階建	0	3	0	0
	5階建	0	2	0	0
	6階建	0	0	0	0
	7階建以上	0	0	0	0
	撤去	0	0	1	0
	計	1	9	4	5
10m ³ 以下	増減	1	5	4	5
	累計	439	444	448	453
10m ³ 超	増減	0	4	4	0
	累計	152	152	156	156
合 計	591	600	604	609	609



3. 量水器

(1) 新設状況

(単位:件)

年度 口径	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
20	375	399	375	293	412
25	10	15	16	15	5
40	4	1	1	4	4
50	3	2	1	1	0
75	0	0	0	0	0
100	0	0	0	0	0
150	0	0	0	0	0
200	0	0	0	0	0
合 計	392	417	393	313	421

(2) 開・閉栓状況

(単位:件)

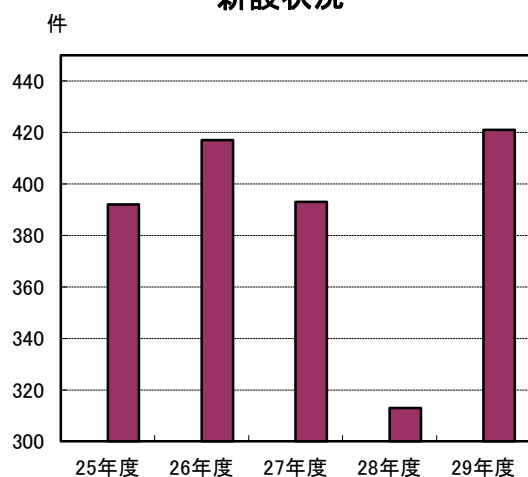
年度 種 別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新 開 栓	392	417	393	313	421
開 栓	2,404	2,435	2,400	2,402	2,650
閉 栓	2,638	2,650	2,638	2,604	2,655
撤 去	25	39	71	37	4

(3) 取替状況

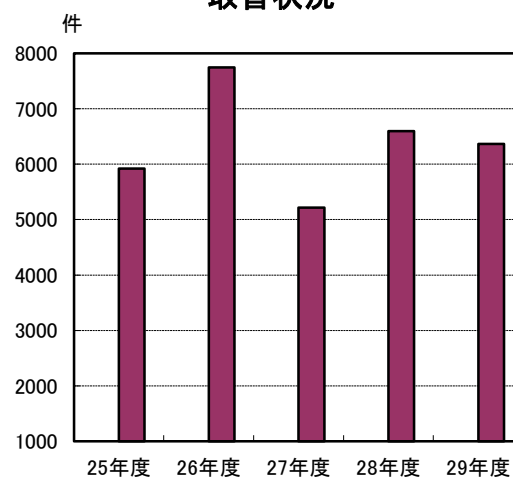
(単位:件)

年度 口径	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
13	2,150	2,750	2,041	2,143	1,723
20	3,561	4,785	3,000	4,283	4,481
25	150	130	146	88	115
40	41	50	25	55	34
50	5	14	6	20	6
75	7	15	1	8	5
100	3	2	0	2	1
150	1	1	0	0	0
200	1	0	0	0	0
合 計	5,919	7,747	5,219	6,599	6,365

新設状況



取替状況

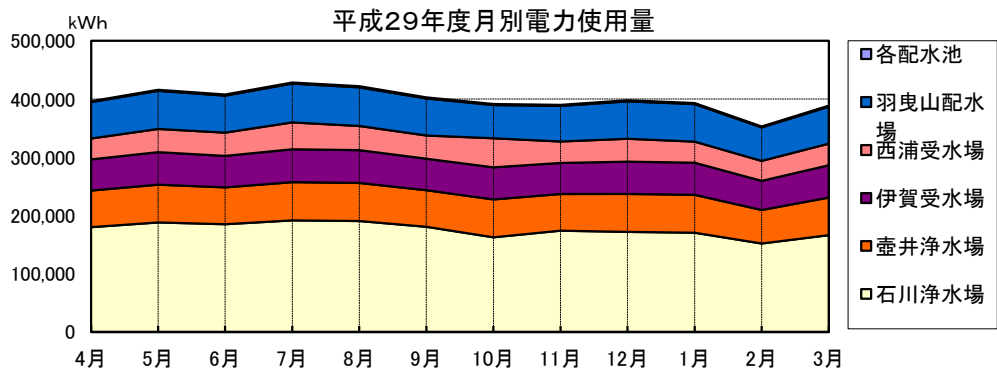
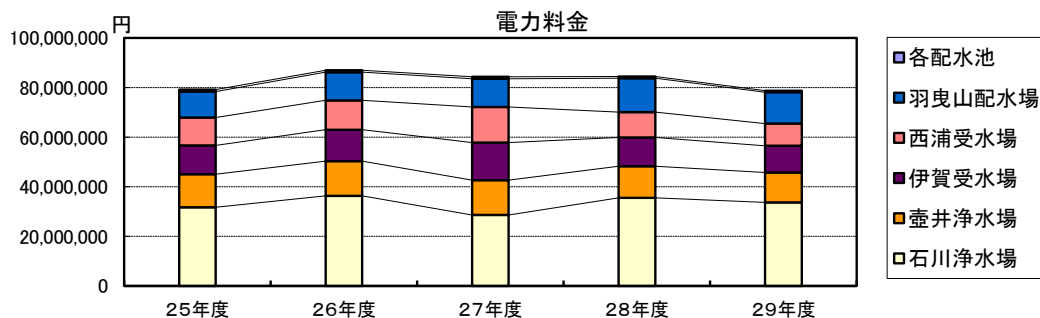
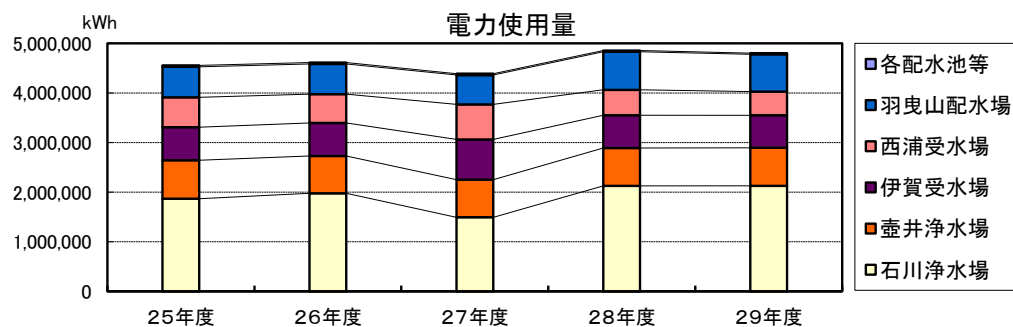


4. 動 力

単位 { kWh
円

(1) 電力使用量・料金

施設名		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
石川浄水場	電 力 量	1,870,803	1,977,405	1,492,191	2,127,190	2,127,980
	料 金	31,788,268	36,338,863	28,606,230	35,505,241	33,678,838
壺井浄水場	電 力 量	771,389	753,827	759,488	761,535	766,097
	料 金	13,241,068	13,988,978	14,054,294	12,804,235	12,089,008
伊賀受水場	電 力 量	667,755	667,179	811,524	659,101	654,904
	料 金	11,646,257	12,704,294	15,152,153	11,519,770	10,735,984
西浦受水場	電 力 量	605,074	579,348	706,931	516,146	475,975
	料 金	11,252,850	11,833,166	14,303,739	10,283,098	8,956,764
羽曳山配水場	電 力 量	613,124	608,270	592,155	766,418	756,765
	料 金	10,462,841	11,355,070	11,469,596	13,623,753	12,653,554
各配水池等	電 力 量	29,727	25,377	25,275	24,971	21,747
	料 金	792,483	749,945	736,639	695,222	628,508
合 計		4,557,872	4,611,406	4,387,564	4,855,361	4,803,468
		79,183,767	86,970,316	84,322,651	84,431,319	78,742,656



5. 薬 品

(1) 薬品使用量

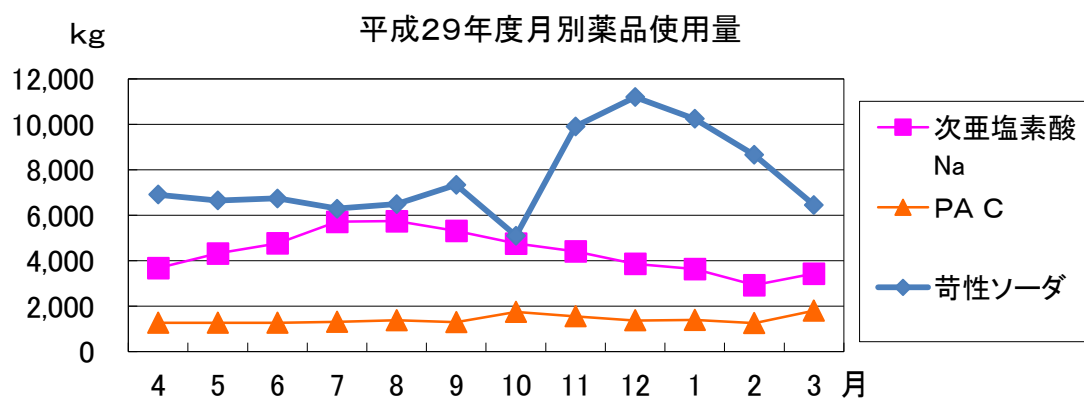
(単位: kg)

施設名 \ 年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
次亜塩素酸Na	石川浄水場	37,495	36,605	22,891	38,128	37,055
	壺井浄水場	16,414	16,074	14,923	15,959	15,493
P A C	石川浄水場	23,070	11,468	5,246	7,139	7,752
	壺井浄水場	8,943	8,906	9,174	8,614	9,194
苛性ソーダ	石川浄水場			28,955	63,008	91,947

(2) 薬品費

(単位: 円)

施設名 \ 年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
次亜塩素酸Na	石川浄水場	1,702,679	1,531,207	842,206	1,850,610	1,883,830
	壺井浄水場	782,887	585,734	705,941	827,522	738,131
P A C	石川浄水場	591,817	284,839	166,663	285,325	319,275
	壺井浄水場	231,834	184,966	304,213	375,786	297,035
苛性ソーダ	石川浄水場			1,084,403	2,137,874	3,183,836
合 計		3,309,217	2,586,746	3,103,426	5,477,117	6,422,107



※平成24年12月より石川浄水場の塩素剤を液化塩素から次亜塩素酸Naに変更しました。
 ※平成27年9月より石川浄水場でpH調整剤として苛性ソーダの使用を開始しました。



苛性ソーダ自動注入設備(石川浄水場内)

6. 漏水等

(1) 漏水等修繕工事処理状況

(単位:件)

区 分		年 度	25年度			26年度			27年度		
		料金	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
道路 路面	本 管		0	39	39	0	43	43	4	42	46
	分 水 栓		0	46	46	0	52	52	1	11	12
	配 水 支 管		0	0	0	0	0	0	0	4	4
	仕 切 弁		0	1	1	0	0	0	0	1	1
	消 火 栓		0	0	0	0	1	1	0	2	2
	引 込 管		30	84	114	38	81	119	39	131	170
	計		30	170	200	38	177	215	44	191	235
メー タ・止 水栓	メ ー タ		0	14	14	0	20	20	0	37	37
	止 水 栓		0	406	406	0	342	342	0	287	287
	取 替	止 水 栓 BOX	0	2	2	0	3	3	0	7	7
		メ ー タ BOX	0	6	6	0	7	7	0	3	3
	計		0	428	428	0	372	372	0	334	334
宅 地 内	蛇 口 パ ッ キ ン		67	0	67	81	0	81	73	0	73
	蛇 口 取 替		93	0	93	108	0	108	144	0	144
	水 栓 柱		41	0	41	39	0	39	64	0	64
	パ イ プ		221	0	221	171	0	171	321	0	321
	そ の 他		284	39	323	275	49	324	112	406	518
	計		706	39	745	674	49	723	714	406	1,120
総合計			736	637	1,373	712	598	1,310	758	931	1,689

(2) 漏水等の修理体制

羽曳野市管工事業協同組合に委託

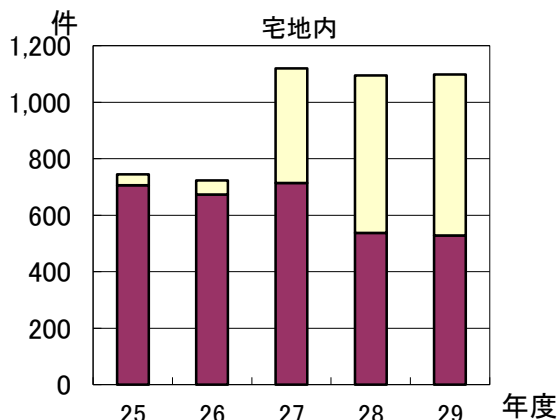
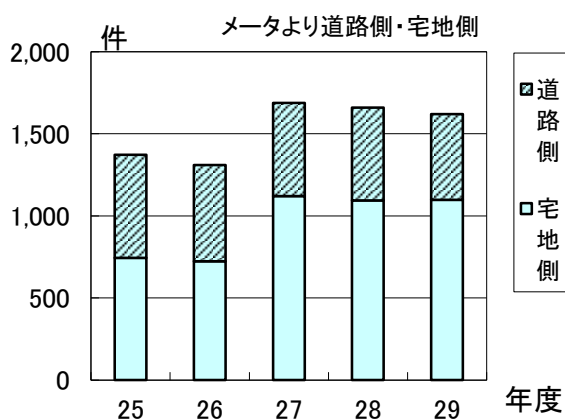
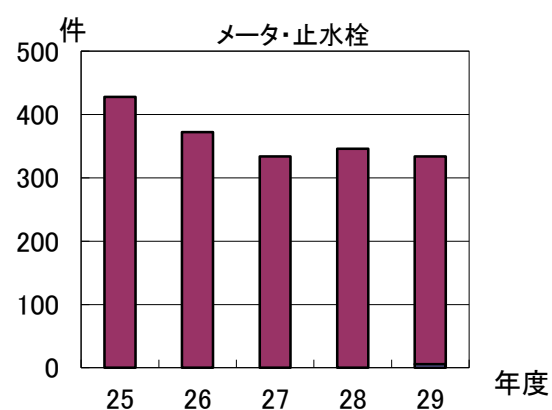
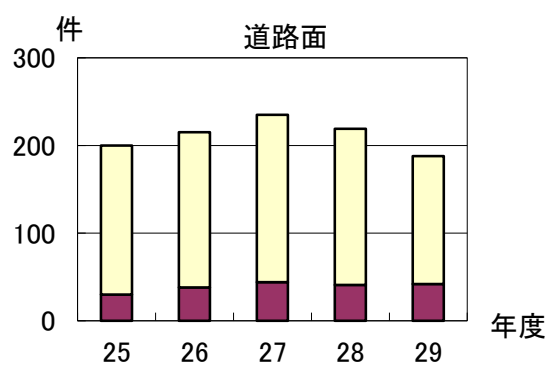
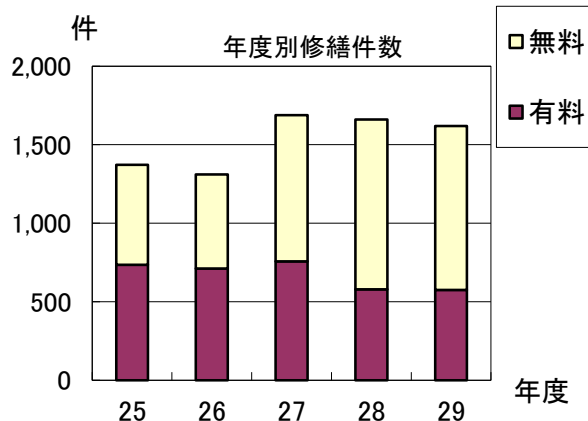
委託修理業務の範囲

量水器までの給配水管



28年度			29年度		
有料	無料	計	有料	無料	計
5	25	30	5	16	21
0	26	26	1	21	22
1	0	1	1	7	8
0	3	3	0	0	0
0	2	2	0	3	3
35	122	157	35	99	134
41	178	219	42	146	188
0	20	20	4	15	19
0	317	317	1	306	307
0	3	3	0	3	3
0	6	6	1	4	5
0	346	346	6	328	334
58	0	58	36	0	36
89	1	90	95	0	95
34	0	34	34	0	34
316	0	316	358	0	358
41	556	597	5	570	575
538	557	1,095	528	570	1,098
579	1,081	1,660	576	1,044	1,620

修繕工事の推移

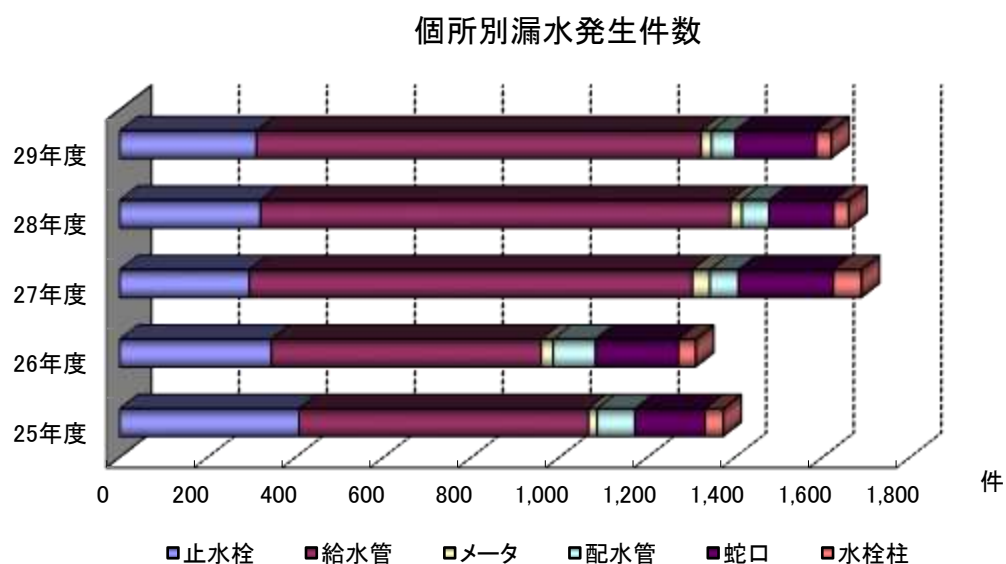


(3) 漏水の内訳

(単位:件、%)

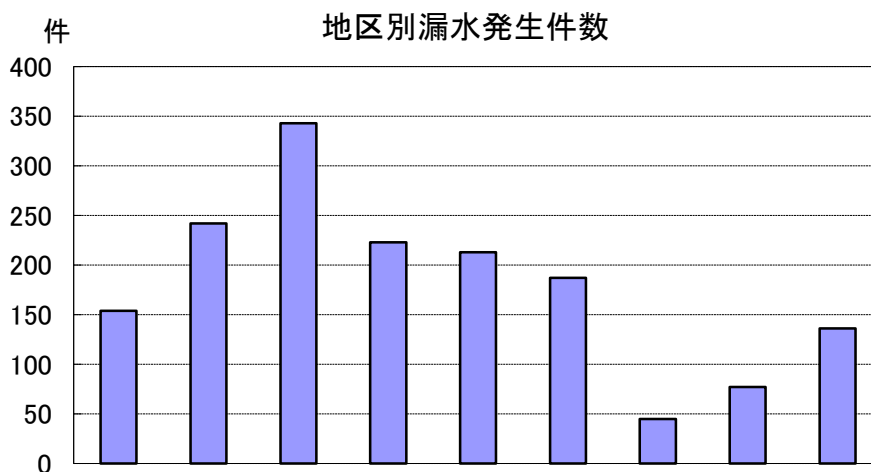
漏 水 の 種 別		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
発 見	市民からの通報	976	71.1	861	65.7	1,167	69.1	1,138	68.6	1,139	70.3
	局 調 査	397	28.9	449	34.3	522	30.9	522	31.4	481	29.7
場 所	宅 地 内	862	62.8	887	67.7	992	58.7	1,019	61.4	898	55.4
	屋 内	296	21.5	181	13.8	477	28.3	447	26.9	550	34.0
	道 路	215	15.7	242	18.5	220	13.0	194	11.7	172	10.6
原 因	自 然	1,312	95.6	1,264	96.5	1,641	97.2	1,618	97.5	1,577	97.3
	破 損	61	4.4	46	3.5	48	2.8	42	2.5	43	2.7
個 所	メータから内部	705	51.3	677	51.7	1,084	64.2	1,096	66.0	1,112	68.6
	配水管から止水栓	572	41.7	524	40.0	543	32.1	501	30.2	456	28.2
	配水管(分水栓含む)	96	7.0	109	8.3	62	3.7	63	3.8	52	3.2
管 種	鉛 管	23	1.7	19	1.5	121	7.2	106	6.4	82	5.0
	ビ ニ ル 管	374	27.2	332	25.3	103	6.1	84	5.0	84	5.2
	鋳 鉄 管	22	1.6	33	2.5	11	0.6	23	1.4	19	1.2
	そ の 他	954	69.5	926	70.7	1,454	86.1	1,447	87.2	1,435	88.6
口 径	13mm	264	19.2	337	25.7	761	45.1	636	38.3	643	39.7
	20mm	403	29.3	322	24.6	313	18.5	348	21.0	322	19.9
	25mm	42	3.1	39	3.0	37	2.2	32	1.9	26	1.6
	30mm	1	0.1	0	0.0	2	0.1	1	0.1	0	0.0
	40mm	12	0.9	7	0.5	11	0.6	9	0.5	8	0.5
	50mm	49	3.6	51	3.9	33	2.0	16	1.0	20	1.2
	75mm	20	1.4	17	1.3	12	0.7	14	0.8	9	0.5
	100mm	18	1.3	14	1.1	6	0.4	8	0.5	13	0.8
	125mm	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	150mm	4	0.3	9	0.7	6	0.4	6	0.3	2	0.1
	200mm	2	0.1	4	0.3	1	0.1	2	0.1	1	0.1
	250mm以上	1	0.1	2	0.1	2	0.1	1	0.1	1	0.1
そ の 他		557	40.6	508	38.8	505	29.9	587	35.4	575	35.5
漏 水 件 数 合 計		1,373	-	1,310	-	1,689	-	1,660	-	1,620	-

(4) 漏水発生件数構成



(単位:件、%)

年度	止水栓		給水管		メータ		配水管		蛇口		水栓柱	
25	408	29.7	658	47.9	20	1.4	86	6.3	160	11.7	41	3.0
26	345	26.3	614	46.9	27	2.1	96	7.3	189	14.4	39	3.0
27	295	17.5	1008	59.7	40	2.4	65	3.8	217	12.8	64	3.8
28	320	19.3	1070	64.5	26	1.6	62	3.7	148	8.9	34	2.0
29	311	19.2	1012	62.5	24	1.5	54	3.3	185	11.4	34	2.1



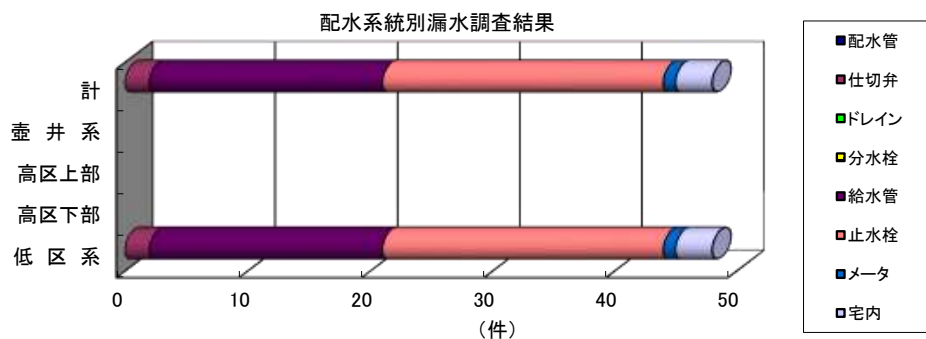
(単位:件)

地 区	恵我之荘	高島	驚泉	古市	埴生	西浦	羽曳が丘	桃山台	学園前	駒ヶ谷	丹比
発生件数	154	242	343	223	213	187	45	77	136	77	136

(5) 漏水調査状況（平成29年度調査結果）

(件)

	配 水 施 設			給 水 装 置					計
	配水管	仕切弁	ドレイン	分水栓	給水管	止水栓	メータ	宅内	
低 区 系		2			19	23	1	3	48
高区下部									0
高区上部									0
壺 井 系									0
計	0	2	0	0	19	23	1	3	48



戸別音聴調査作業



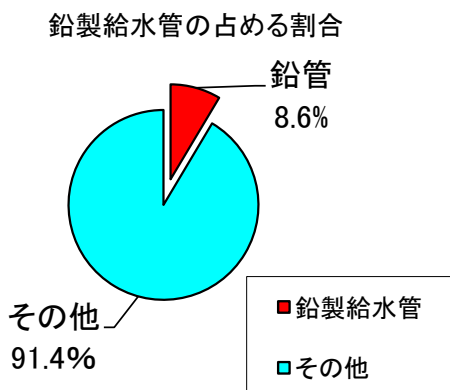
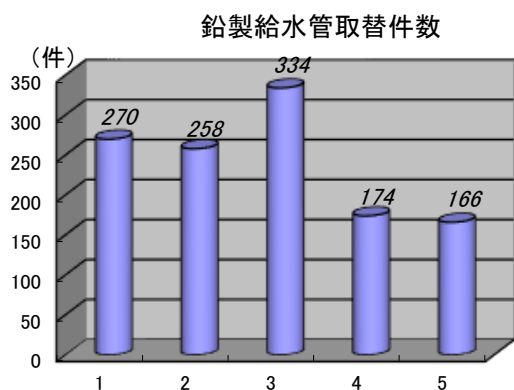
流量調査状況(超音波流量計)

(6) 平成29年度 鉛製給水管取替え件数 (H30. 3. 31現在)

内 訳	(件)
鉛製給水管取替え工事	78
修繕工事	50
移設・整備・改良工事	38
計	166

全体に占める鉛製給水管

管 種	件数	割合
鉛 製 給 水 管	4,150	8.6%
そ の 他	44,348	91.4%
計	48,498	



V 水道料金



水道料金お客様センター
(市役所別館4階水道局フロア内)

1. 水道料金の変遷

(1) 水道使用料

改定年月		昭和38年4月	昭和42年10月	昭和47年11月		
用途	事項					
家事専用	基本水量 m^3	0～8	0～8	0～8	9～30	31以上
	基本料金 円	230	280	320		
	超過料金 円	20	35	—	50	60
家事共用	基本水量 m^3	(1戸につき)	(1戸につき)	(1戸につき)		
	基本料金 円	0～8	0～8	0～8	9以上	——
	超過料金 円	180	240	240	35	
営業用	基本水量 m^3	0～15	0～15	0～15	16～30	31以上
	基本料金 円	400	530	800		
	超過料金 円	20	40	—	55	65
官学 公校 署用	基本水量 m^3	0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円	500	700	1,100		
	超過料金 円	20	35	—	60	65
湯屋用	基本水量 m^3	0～200	0～200	0～200	201以上	——
	基本料金 円	3,000	6,000	6,000		
	超過料金 円	15	30	—	35	
会工 場 社用	基本水量 m^3	0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円	580	700	1,100		
	超過料金 円	23	40	—	60	70
庭園用	基本水量 m^3	0～5	0～5	0～5	6以上	——
	基本料金 円	300	470	500		
	超過料金 円	40	80	—	100	
臨工 事 時 用	1 m^3 につき 円	100	100	150	——	——

備考 昭和38年4月1日の新条例制定以前については省略。

古市地区のうち昭和37年11月1日以前に給水開始を受けたものについて、メータを設置するまでの間、下表を適用。

種別	料金		基本料金		超過料金	
	用途					
定額制	専用せん	1戸4人まで1ヶ月につき	80円	一人増す毎に1ヶ月につき	10円	
	共用せん	〃	60円	〃	8円	
	支せん	1個1ヶ月につき	40円			
	浴場 (1)	1ヶ所1ヶ月につき	60円			
	浴場 (2)	〃	30円			
計量制	一般用	1立方メートルにつき	6円			
	営業用	〃	6円			
	近鉄用	〃	9円			

改定年月		昭和51年10月			
用途	事項				
家事用	基本水量 m^3	0～8	9～20	21～30	31以上
	基本料金 円	400			
	超過料金 円	—	70	80	90
集住宅 団用	基本水量 m^3	(1世帯につき)			
	基本料金 円	0～8	9～20	21～30	31以上
	超過料金 円	400	80	90	100
業務用	基本水量 m^3	0～20	21～50	51～100	101以上
	基本料金 円	1,600			
	超過料金 円	—	90	100	120
湯屋用	基本水量 m^3	0～200	201以上		
	基本料金 円	9,000			
	超過料金 円	—	45		
臨時用	1 m^3 につき 円	250			

改定年月		昭和55年12月					
用途	事項						
一般用	基本水量 m^3	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	550					
	超過料金 円	—	80	100	120	160	180
湯屋用	基本水量 m^3	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	—	60				
臨時用	1 m^3 に つ き 円	400					

改定年月		平成6年6月					
用途	事項						
一般用	基本水量 m^3	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	650					
	超過料金 円	—	110	140	180	240	280
湯屋用	基本水量 m^3	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	—	60				
臨時用	1 m^3 に つ き 円	400					

改定年月		平成12年10月					
用途	事項						
一般用	基本水量 m^3	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	735					
	超過料金 円	—	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量 m^3	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	—	60				
臨時用	1 m^3 に つ き 円	400					

改定年月		平成15年4月(下記料金に消費税率を乗じた額)					
用途	事項						
一般用	基本水量 m^3	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	735					
	超過料金 円	—	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量 m^3	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	—	60				
臨時用	1 m^3 に つ き 円	400					

改定年月		平成26年10月(現行使用料:下記料金に消費税率を乗じた額)					
用途	事項						
一般用	基本水量 m^3	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	635					
	超過料金 円	—	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量 m^3	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	—	60				
臨時用	1 m^3 に つ き 円	400					

(2) 量水器使用料

(単位:円)

改定年月 口径	昭和38年4月	昭和49年4月	平成6年6月
13 mm	30	50	量水器 使用料 は廃止
16 mm	30	—	
20 mm	75	150	
25 mm	100	200	
30 mm	150	—	
40 mm	150	400	
50 mm	550	2,500	
75 mm	550	3,000	
100 mm	1,000	3,800	
125 mm	—	5,000	
150 mm	—	11,600	
200 mm	—	16,500	

2. 分担金の変遷

(単位:円)

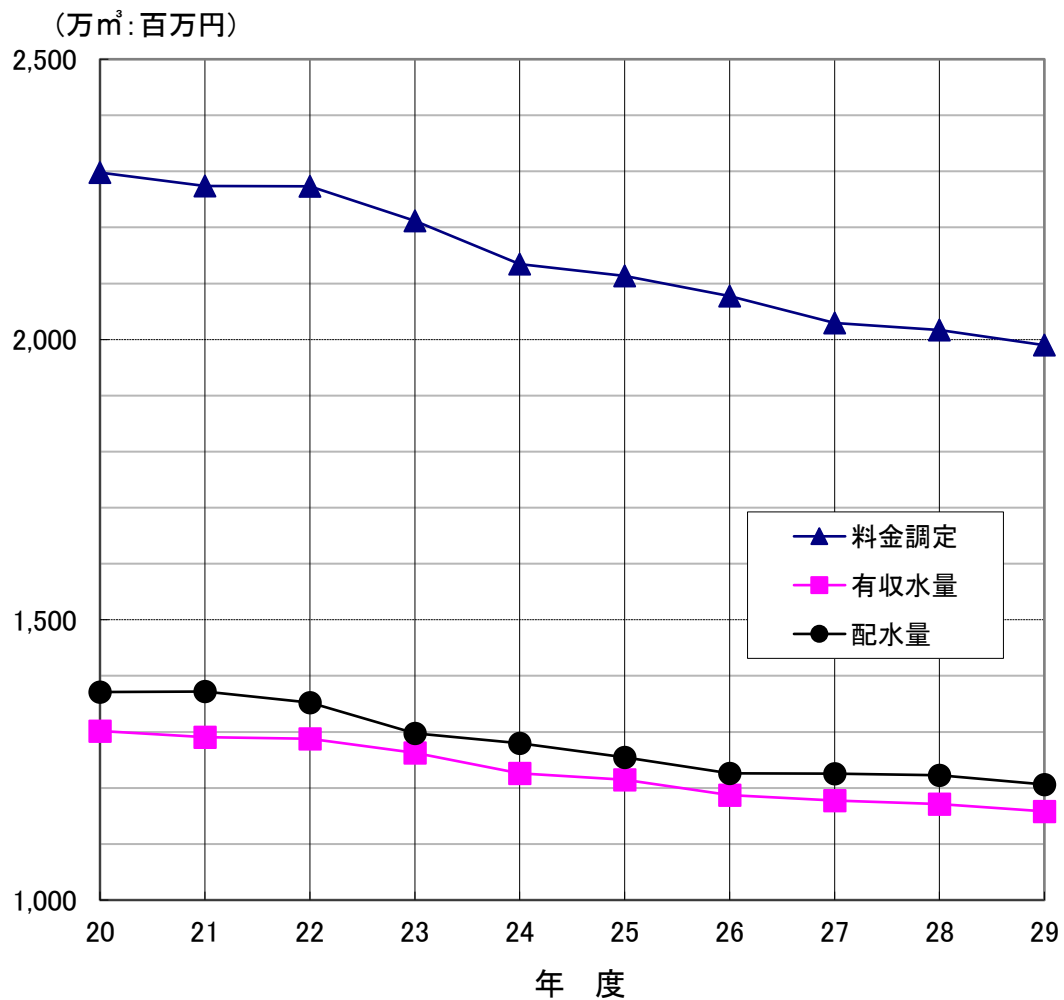
議決日 施行日		（単位：円）						
		昭和45年7月2日	昭和49年9月24日	昭和53年9月26日	昭和56年3月25日	平成9年12月25日	平成14年12月20日	平成26年4月1日
口径	施行日	昭和45年6月1日	昭和49年10月1日	昭和53年10月1日	昭和56年4月1日	平成10年4月1日	平成15年4月1日	平成26年4月1日
	13 mm	20,000	60,000 (20,000)	60,000 (20,000)	100,000 (30,000)	—	—	—
	20 mm	30,000	80,000 (30,000)	120,000 (45,000)	138,000 (48,000)	188,000	197,400	203,040
	25 mm	74,000	220,000 (74,000)	330,000 (111,000)	380,000 (128,000)	530,000	556,500	572,400
	40 mm	189,000	570,000 (189,000)	860,000 (284,000)	990,000 (330,000)	1,290,000	1,354,500	1,393,200
	50 mm	294,000	980,000 (294,000)	1,340,000 (441,000)	1,550,000 (510,000)	2,100,000	2,205,000	2,268,000
	75 mm	666,000	2,000,000 (666,000)	3,000,000 (999,000)	3,480,000 (1,150,000)	4,980,000	5,229,000	5,378,400
	100 mm	1,183,000	3,550,000 (1,183,000)	5,330,000 (1,775,000)	6,180,000 (2,060,000)	9,330,000	9,796,500	10,076,400
	125 mm	1,849,000	5,550,000 (1,849,000)	8,330,000 (2,774,000)	9,660,000 (3,210,000)	—	—	—
	150 mm	2,663,000	7,990,000 (2,663,000)	11,990,000 (3,995,000)	13,900,000 (4,630,000)	22,600,000	23,730,000	24,408,000
200 mm	管 理 者 が 別 に 定 め る							

※下段()書は、申込時において本市に在住する期間が引き続き3ヵ年以上の申込者に適用

3. 料 金 調 定 と 有 収 水 量

項目 年度	料 金 調 定 (千円)	有 収 水 量 (m^3)	配 水 量 (m^3)	有収率 (%)	備 考
20	2,297,818	13,016,420	13,709,119	94.9	
21	2,273,607	12,906,805	13,719,866	94.1	
22	2,273,480	12,876,300	13,522,371	95.2	
23	2,211,606	12,628,880	12,976,512	97.3	
24	2,134,517	12,261,810	12,795,550	95.8	
25	2,113,329	12,149,119	12,545,598	96.8	
26	2,077,570	11,871,369	12,261,084	96.8	
27	2,029,741	11,774,547	12,252,306	96.1	
28	2,017,125	11,711,721	12,226,214	95.8	
29	1,989,908	11,582,108	12,061,738	96.0	

※臨時用・消費税を含む



4. 水道料金の収納状況

(1) 年度別収納状況

〔単位 件数：件
金額：円〕

年度	項目	調 定		収 納		未 収		収納率 (%)
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
20	過年度	26,696	217,853,915	25,046	210,923,884	1,650	6,930,031	96.8
	現年度	254,308	2,297,817,603	228,262	2,086,617,807	26,046	211,199,796	90.8
	計	281,004	2,515,671,518	253,308	2,297,541,691	27,696	218,129,827	91.3
21	過年度	27,451	217,179,590	25,631	209,981,577	1,820	7,198,013	96.7
	現年度	254,919	2,273,606,677	228,902	2,063,267,262	26,017	210,339,415	90.7
	計	282,370	2,490,786,267	254,533	2,273,248,839	27,837	217,537,428	91.3
22	過年度	27,530	216,475,150	25,688	208,783,040	1,842	7,692,110	96.4
	現年度	255,512	2,273,480,034	229,517	2,065,484,691	25,995	207,995,343	90.9
	計	283,042	2,489,955,184	255,205	2,274,267,731	27,837	215,687,453	91.3
23	過年度	27,530	215,687,453	25,715	208,094,938	1,815	7,592,515	96.5
	現年度	255,218	2,211,605,753	229,276	2,008,214,232	25,942	203,391,521	90.8
	計	282,748	2,427,293,206	254,991	2,216,309,170	27,757	210,984,036	91.3
24	過年度	27,442	209,945,817	25,662	202,754,479	1,780	7,191,338	96.6
	現年度	255,528	2,134,516,971	229,730	1,939,689,774	25,798	194,827,197	90.9
	計	282,970	2,344,462,788	255,392	2,142,444,253	27,578	202,018,535	91.4
25	過年度	27,241	200,702,887	25,593	194,410,368	1,648	6,292,519	96.9
	現年度	256,071	2,113,329,126	229,782	1,919,818,036	26,289	193,511,090	90.8
	計	283,312	2,314,032,013	255,375	2,114,228,404	27,937	199,803,609	91.4
26	過年度	27,571	198,629,089	26,042	192,812,376	1,529	5,816,713	97.1
	現年度	256,275	2,077,569,531	230,090	1,885,940,611	26,185	191,628,920	90.8
	計	283,846	2,276,198,620	256,132	2,078,752,987	27,714	197,445,633	91.3
27	過年度	27,403	196,168,434	25,900	190,922,800	1,503	5,245,634	97.3
	現年度	256,791	2,029,740,664	230,427	1,833,297,124	26,364	196,443,540	90.3
	計	284,194	2,225,909,098	256,327	2,024,219,924	27,867	201,689,174	90.9
28	過年度	27,545	200,390,998	26,095	195,608,907	1,450	4,782,091	97.6
	現年度	257,255	2,017,125,073	230,901	1,826,718,043	26,354	190,407,030	90.6
	計	284,800	2,217,516,071	256,996	2,022,326,950	27,804	195,189,121	91.2
29	過年度	27,534	194,046,695	26,122	188,514,736	1,412	5,531,959	97.1
	現年度	257,494	1,989,908,223	231,479	1,803,052,203	26,015	186,856,020	90.6
	計	285,028	2,183,954,918	257,601	1,991,566,939	27,427	192,387,979	91.2

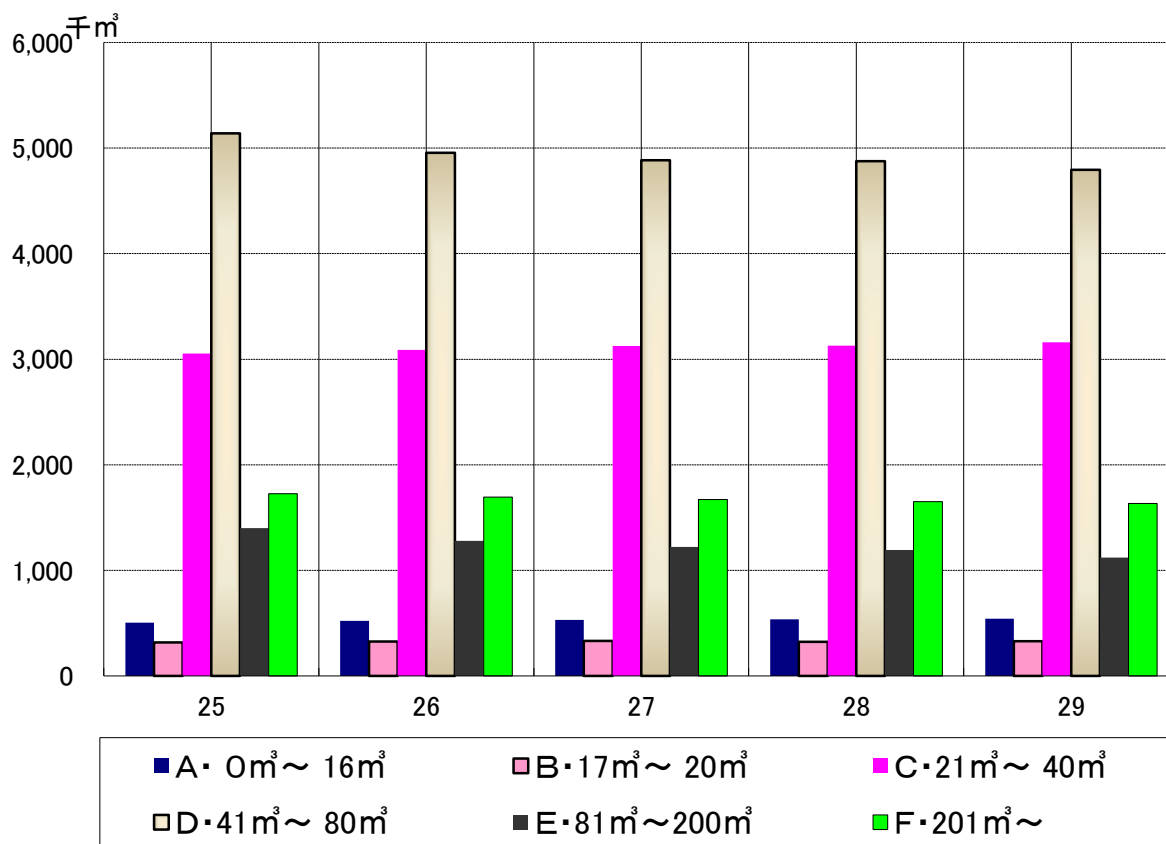
※ 過年度未収額は不能欠損処分額を含む

(2) 階層別使用水量

(単位: m³・%)

年度 記号・段階	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
A: 0m ³ ～16m ³	503,363	100.4	521,951	103.7	530,996	101.7	534,735	100.7	543,118	101.6
B: 17m ³ ～20m ³	317,976	100.7	325,312	102.3	332,205	102.1	322,390	97.1	327,676	101.6
C: 21m ³ ～40m ³	3,054,567	101.9	3,086,996	101.1	3,126,184	101.3	3,128,691	100.1	3,160,506	101.0
D: 41m ³ ～80m ³	5,139,252	99.0	4,955,202	96.4	4,884,581	98.6	4,875,817	99.8	4,793,826	98.3
E: 81m ³ ～200m ³	1,401,020	91.8	1,279,315	91.3	1,220,384	95.4	1,192,839	97.7	1,119,451	93.9
F: 201m ³ ～	1,726,410	100.7	1,694,728	98.2	1,672,104	98.7	1,651,381	98.8	1,632,249	98.8
合 計	12,142,588	99.2	11,863,504	97.7	11,766,454	99.2	11,705,853	99.5	11,576,826	98.9

※ 臨時用を除く：％は対前年度比

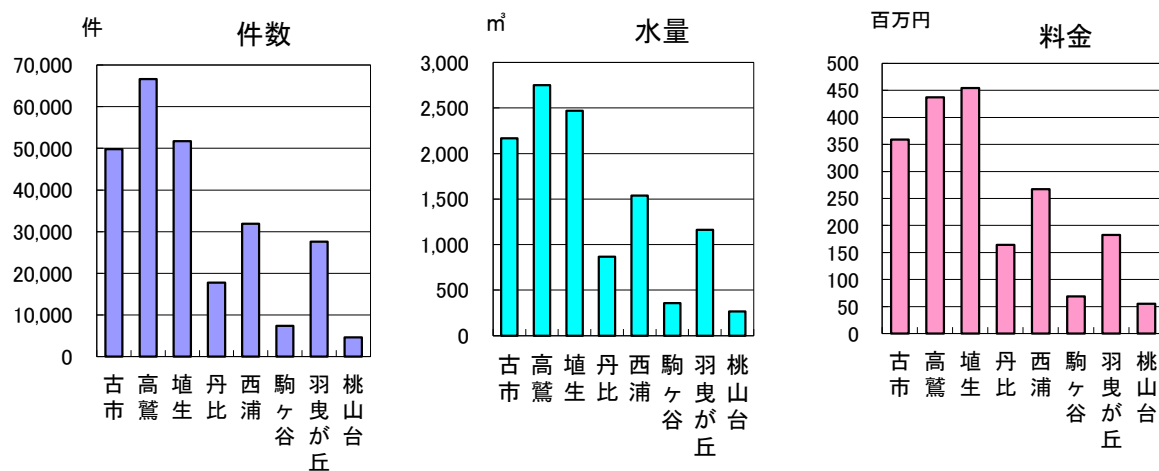


(3) 地域別調定

〔単位 水量：m³
使用料：円〕

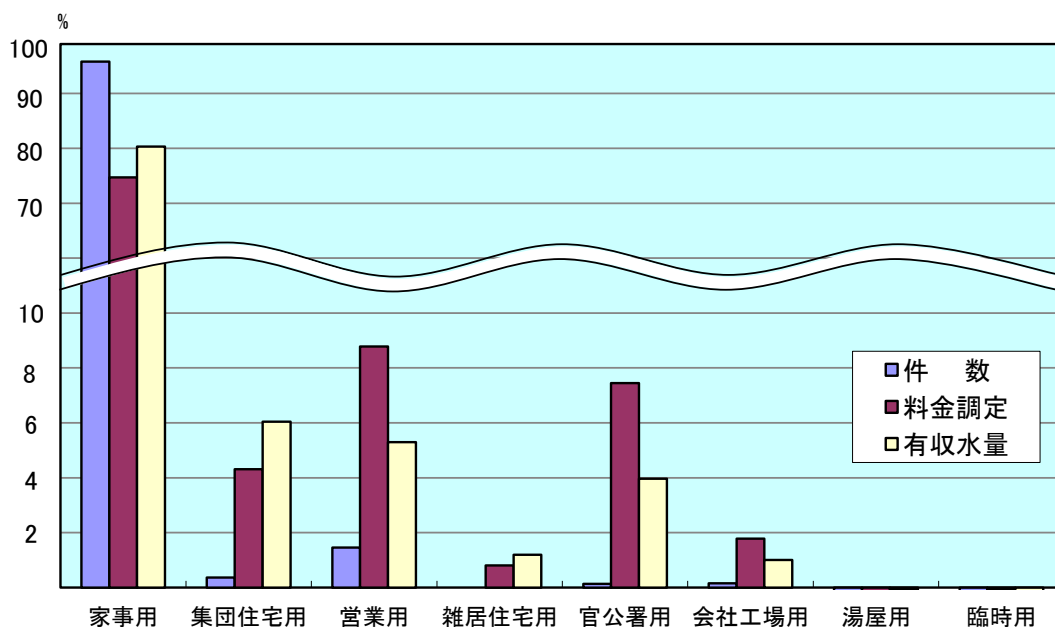
地域	区分	年 度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
古 市	件 数	50,706	50,542	50,241	50,033	49,787
	水 量	2,306,941	2,233,440	2,224,893	2,190,210	2,168,585
	水道使用料	388,414,321	376,041,423	368,674,487	363,229,991	358,865,459
高 鷲	件 数	66,075	66,276	66,465	66,723	66,602
	水 量	2,860,093	2,801,131	2,781,793	2,787,617	2,750,628
	水道使用料	463,690,847	456,389,852	442,540,264	442,995,111	436,978,496
埴 生	件 数	51,904	51,806	51,700	51,645	51,735
	水 量	2,600,877	2,553,184	2,523,228	2,493,124	2,469,392
	水道使用料	479,005,226	475,314,518	464,196,298	459,438,448	454,487,998
丹 比	件 数	17,093	17,228	17,505	17,695	17,781
	水 量	907,756	887,849	875,142	881,155	866,725
	水道使用料	174,034,598	171,594,464	167,171,838	167,619,725	163,951,455
西 浦	件 数	31,012	31,029	31,272	31,530	31,860
	水 量	1,586,430	1,551,443	1,537,597	1,539,797	1,536,438
	水道使用料	276,943,187	272,055,209	267,578,535	267,621,248	266,958,886
駒ヶ谷	件 数	7,292	7,313	7,347	7,365	7,399
	水 量	379,492	373,157	368,974	365,380	357,363
	水道使用料	72,968,549	72,787,445	71,146,667	70,489,051	68,573,405
羽曳が丘	件 数	27,366	27,436	27,569	27,554	27,598
	水 量	1,228,557	1,187,710	1,179,677	1,178,923	1,163,149
	水道使用料	199,024,151	190,923,518	186,310,347	186,271,501	182,644,796
桃山台	件 数	4,488	4,535	4,584	4,608	4,607
	水 量	272,442	275,590	275,150	269,647	264,546
	水道使用料	56,505,227	59,096,970	58,636,932	56,928,052	55,166,654
合 計	件 数	255,936	256,165	256,683	257,153	257,369
	水 量	12,142,588	11,863,504	11,766,454	11,705,853	11,576,826
	水道使用料	2,110,586,106	2,074,203,399	2,026,255,368	2,014,593,127	1,987,627,149

※ 水道使用料は臨時用を除く（税込み）



(4) 平成29年度用途別調定構成

区 分	件 数		料 金 調 定		有 収 水 量	
	件 数 (件)	構成比(%)	金 額 (円)	構成比(%)	水 量 (m³)	構成比(%)
家 事 用	249,307	96.82	1,506,648,478	75.71	9,420,455	81.34
集 団 住 宅 用	1,463	0.57	89,680,507	4.51	722,426	6.24
営 業 用	4,273	1.66	178,728,639	8.98	636,550	5.50
雑 居 住 宅 用	525	0.20	20,023,909	1.01	161,477	1.39
官 公 署 用	846	0.33	152,195,262	7.65	481,644	4.16
会 社 工 場 用	943	0.36	39,457,868	1.98	139,701	1.21
湯 屋 用	12	0.01	892,486	0.05	14,573	0.12
臨 時 用	125	0.05	2,281,074	0.11	5,282	0.04
合 計	257,494	100.00	1,989,908,223	100.00	11,582,108	100.00



(5) 月別水道使用料調定

(単位：円)

年度 月	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
4	172,600,567	165,976,596	166,915,351	176,961,126	168,709,602
5	165,089,459	156,280,677	164,753,776	161,876,554	157,996,715
6	190,377,714	195,307,358	179,542,116	174,149,252	174,113,543
7	166,688,264	171,152,797	161,620,354	157,592,477	156,484,678
8	194,473,677	191,311,077	192,659,993	184,594,134	178,353,729
9	183,501,991	178,948,963	165,047,538	169,697,359	164,175,175
10	186,814,472	181,612,569	169,258,387	180,412,040	181,346,148
11	171,734,973	170,620,677	165,536,273	158,227,993	155,874,563
12	183,966,881	176,104,752	180,037,020	171,996,354	173,121,784
1	167,239,797	164,905,500	158,320,264	161,810,389	160,839,749
2	185,894,767	182,214,936	177,238,990	176,449,534	175,693,161
3	144,946,564	143,133,629	148,810,602	143,357,861	143,199,376
合 計	2,113,329,126	2,077,569,531	2,029,740,664	2,017,125,073	1,989,908,223

※ 臨時用 ・ 消費税額を含む。

5. 料金収納別一覧

(1) 年度別状況

〔単位 件数：件〕
構成比：％〕

区 分 \ 年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収 入 件 数	255,456	256,220	256,422	257,032	257,541
口 座 振 替	197,210	196,075	195,421	194,699	194,087
構 成 比	77.2	76.5	76.2	75.8	75.4
集 金	0	0	0	0	0
構 成 比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
納 入 通 知 書	58,246	60,143	61,001	62,333	63,454
構 成 比	22.8	23.5	23.8	24.3	24.6

(2) 月別状況(平成29年度)

〔単位 件数：件〕
金額：円〕

区 分 月	収 入 合 計		口 座 振 替		集 金		納 入 通 知 書	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件数	金 額	件 数	金 額
4	19,271	143,127,087	14,138	110,956,351	0	0	5,133	32,170,736
5	23,664	167,086,561	18,232	128,926,040	0	0	5,432	38,160,521
6	19,600	164,770,760	14,121	123,049,345	0	0	5,479	41,721,415
7	23,239	171,076,815	18,345	135,384,283	0	0	4,894	35,692,532
8	19,319	159,730,569	14,039	118,316,822	0	0	5,280	41,413,747
9	23,781	175,726,209	18,238	134,036,505	0	0	5,543	41,689,704
10	19,009	165,791,686	14,068	127,068,128	0	0	4,941	38,723,558
11	23,395	176,810,571	18,217	140,825,901	0	0	5,178	35,984,670
12	20,121	161,595,161	14,134	119,301,344	0	0	5,987	42,293,817
1	22,893	166,492,871	18,292	134,942,932	0	0	4,601	31,549,939
2	19,593	161,449,556	14,041	123,587,302	0	0	5,552	37,862,254
3	23,656	175,185,652	18,222	136,476,945	0	0	5,434	38,708,707
合計	257,541	1,988,843,498	194,087	1,532,871,898	0	0	63,454	455,971,600

6. 平成29年度検針業務委託件数

地 区	開 栓 件 数	閉 栓 件 数	臨 時 用 件 数	計
A地区(偶数月検針)	143,254	17,395	164	143,254
B地区(奇数月検針)	113,023	18,043	163	113,023
計	256,277	35,438	327	256,277

月	開 栓 件 数	閉 栓 件 数	臨 時 用 件 数	計
4月	23,833	2,906	21	26,760
5月	18,805	3,016	20	21,841
6月	23,850	2,897	25	26,772
7月	18,828	2,996	31	21,855
8月	23,880	2,873	32	26,785
9月	18,840	3,004	29	21,873
10月	23,878	2,883	32	26,793
11月	18,865	2,992	29	21,886
12月	23,895	2,919	29	26,843
1月	18,846	3,029	27	21,902
2月	23,918	2,917	25	26,860
3月	18,839	3,006	27	21,872
計	256,277	35,438	327	292,042

A 地 区		B 地 区	
島泉・高鷲・恵我之荘・西浦・蔵之内・羽曳が丘・広瀬・尺度・河原城・野		古市・誉田・軽里・碓井・川向・伊賀・向野・埴生野・駒ヶ谷・大黒・飛鳥・壺井・竜王子	
検 針 期 間	期 分	検 針 期 間	期 分
4/3～4/20	3～4月分	5/1～5/19	4～5月分
6/1～6/20	5～6月分	7/3～7/19	6～7月分
8/1～8/18	7～8月分	9/1～9/19	8～9月分
10/2～10/20	9～10月分	11/1～11/17	10～11月分
12/1～12/20	11～12月分	1/4～1/19	12～1月分
2/1～2/20	1～2月分	3/2～3/19	2～3月分

7. 水道料金 ・ 下水道使用料早見表 (2ヶ月)

(平成30年4月1日現在)

(単位 : m³、円)

使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合 計	使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合 計	使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合 計
0~16	1,371	1,507	2,878	8 1	14,310	10,892	25,202	1 4 6	32,562	24,230	56,792
1 7	1,512	1,610	3,122	8 2	14,590	11,098	25,688	1 4 7	32,842	24,436	57,278
1 8	1,652	1,712	3,364	8 3	14,871	11,303	26,174	1 4 8	33,123	24,641	57,764
1 9	1,792	1,815	3,607	8 4	15,152	11,508	26,660	1 4 9	33,404	24,846	58,250
2 0	1,933	1,918	3,851	8 5	15,433	11,713	27,146	1 5 0	33,685	25,051	58,736
2 1	2,106	2,041	4,147	8 6	15,714	11,918	27,632	1 5 1	33,966	25,256	59,222
2 2	2,278	2,164	4,442	8 7	15,994	12,124	28,118	1 5 2	34,246	25,462	59,708
2 3	2,451	2,287	4,738	8 8	16,275	12,329	28,604	1 5 3	34,527	25,667	60,194
2 4	2,624	2,410	5,034	8 9	16,556	12,534	29,090	1 5 4	34,808	25,872	60,680
2 5	2,797	2,533	5,330	9 0	16,837	12,739	29,576	1 5 5	35,089	26,077	61,166
2 6	2,970	2,656	5,626	9 1	17,118	12,944	30,062	1 5 6	35,370	26,282	61,652
2 7	3,142	2,779	5,921	9 2	17,398	13,150	30,548	1 5 7	35,650	26,488	62,138
2 8	3,315	2,903	6,218	9 3	17,679	13,355	31,034	1 5 8	35,931	26,693	62,624
2 9	3,488	3,026	6,514	9 4	17,960	13,560	31,520	1 5 9	36,212	26,898	63,110
3 0	3,661	3,149	6,810	9 5	18,241	13,765	32,006	1 6 0	36,493	27,103	63,596
3 1	3,834	3,272	7,106	9 6	18,522	13,970	32,492	1 6 1	36,774	27,308	64,082
3 2	4,006	3,395	7,401	9 7	18,802	14,176	32,978	1 6 2	37,054	27,514	64,568
3 3	4,179	3,518	7,697	9 8	19,083	14,381	33,464	1 6 3	37,335	27,719	65,054
3 4	4,352	3,641	7,993	9 9	19,364	14,586	33,950	1 6 4	37,616	27,924	65,540
3 5	4,525	3,764	8,289	1 0 0	19,645	14,791	34,436	1 6 5	37,897	28,129	66,026
3 6	4,698	3,888	8,586	1 0 1	19,926	14,996	34,922	1 6 6	38,178	28,334	66,512
3 7	4,870	4,011	8,881	1 0 2	20,206	15,202	35,408	1 6 7	38,458	28,540	66,998
3 8	5,043	4,134	9,177	1 0 3	20,487	15,407	35,894	1 6 8	38,739	28,745	67,484
3 9	5,216	4,257	9,473	1 0 4	20,768	15,612	36,380	1 6 9	39,020	28,950	67,970
4 0	5,389	4,380	9,769	1 0 5	21,049	15,817	36,866	1 7 0	39,301	29,155	68,456
4 1	5,605	4,538	10,143	1 0 6	21,330	16,022	37,352	1 7 1	39,582	29,360	68,942
4 2	5,821	4,695	10,516	1 0 7	21,610	16,228	37,838	1 7 2	39,862	29,566	69,428
4 3	6,037	4,853	10,890	1 0 8	21,891	16,433	38,324	1 7 3	40,143	29,771	69,914
4 4	6,253	5,011	11,264	1 0 9	22,172	16,638	38,810	1 7 4	40,424	29,976	70,400
4 5	6,469	5,168	11,637	1 1 0	22,453	16,843	39,296	1 7 5	40,705	30,181	70,886
4 6	6,685	5,326	12,011	1 1 1	22,734	17,048	39,782	1 7 6	40,986	30,386	71,372
4 7	6,901	5,484	12,385	1 1 2	23,014	17,254	40,268	1 7 7	41,266	30,592	71,858
4 8	7,117	5,641	12,758	1 1 3	23,295	17,459	40,754	1 7 8	41,547	30,797	72,344
4 9	7,333	5,799	13,132	1 1 4	23,576	17,664	41,240	1 7 9	41,828	31,002	72,830
5 0	7,549	5,957	13,506	1 1 5	23,857	17,869	41,726	1 8 0	42,109	31,207	73,316
5 1	7,765	6,114	13,879	1 1 6	24,138	18,074	42,212	1 8 1	42,390	31,412	73,802
5 2	7,981	6,272	14,253	1 1 7	24,418	18,280	42,698	1 8 2	42,670	31,618	74,288
5 3	8,197	6,430	14,627	1 1 8	24,699	18,485	43,184	1 8 3	42,951	31,823	74,774
5 4	8,413	6,588	15,001	1 1 9	24,980	18,690	43,670	1 8 4	43,232	32,028	75,260
5 5	8,629	6,745	15,374	1 2 0	25,261	18,895	44,156	1 8 5	43,513	32,233	75,746
5 6	8,845	6,903	15,748	1 2 1	25,542	19,100	44,642	1 8 6	43,794	32,438	76,232
5 7	9,061	7,061	16,122	1 2 2	25,822	19,306	45,128	1 8 7	44,074	32,644	76,718
5 8	9,277	7,218	16,495	1 2 3	26,103	19,511	45,614	1 8 8	44,355	32,849	77,204
5 9	9,493	7,376	16,869	1 2 4	26,384	19,716	46,100	1 8 9	44,636	33,054	77,690
6 0	9,709	7,534	17,243	1 2 5	26,665	19,921	46,586	1 9 0	44,917	33,259	78,176
6 1	9,925	7,691	17,616	1 2 6	26,946	20,126	47,072	1 9 1	45,198	33,464	78,662
6 2	10,141	7,849	17,990	1 2 7	27,226	20,332	47,558	1 9 2	45,478	33,670	79,148
6 3	10,357	8,007	18,364	1 2 8	27,507	20,537	48,044	1 9 3	45,759	33,875	79,634
6 4	10,573	8,164	18,737	1 2 9	27,788	20,742	48,530	1 9 4	46,040	34,080	80,120
6 5	10,789	8,322	19,111	1 3 0	28,069	20,947	49,016	1 9 5	46,321	34,285	80,606
6 6	11,005	8,480	19,485	1 3 1	28,350	21,152	49,502	1 9 6	46,602	34,490	81,092
6 7	11,221	8,637	19,858	1 3 2	28,630	21,358	49,988	1 9 7	46,882	34,696	81,578
6 8	11,437	8,795	20,232	1 3 3	28,911	21,563	50,474	1 9 8	47,163	34,901	82,064
6 9	11,653	8,953	20,606	1 3 4	29,192	21,768	50,960	1 9 9	47,444	35,106	82,550
7 0	11,869	9,110	20,979	1 3 5	29,473	21,973	51,446	2 0 0	47,725	35,311	83,036
7 1	12,085	9,268	21,353	1 3 6	29,754	22,178	51,932	水 道 料 金 201m ³ 以上 1m ³ につき 310円 で算出した料金に1.08を乗じた額 下水道使用料 201~1,000 m ³ 1m ³ につき 234円 1,001~2,000 m ³ 1m ³ につき 266円 2,001m ³ 以上 1m ³ につき 273円 で算出した料金に1.08を乗じた額			
7 2	12,301	9,426	21,727	1 3 7	30,034	22,384	52,418				
7 3	12,517	9,583	22,100	1 3 8	30,315	22,589	52,904				
7 4	12,733	9,741	22,474	1 3 9	30,596	22,794	53,390				
7 5	12,949	9,899	22,848	1 4 0	30,877	22,999	53,876				
7 6	13,165	10,056	23,221	1 4 1	31,158	23,204	54,362				
7 7	13,381	10,214	23,595	1 4 2	31,438	23,410	54,848				
7 8	13,597	10,372	23,969	1 4 3	31,719	23,615	55,334				
7 9	13,813	10,530	24,343	1 4 4	32,000	23,820	55,820				
8 0	14,029	10,687	24,716	1 4 5	32,281	24,025	56,306				

※上記の料金には消費税が含まれています。なお、下水処理区域外では下水道使用料を除きます。

VI 水 質



水質試験室

1. 水質基準項目及び水質管理目標設定項目(平成29年度)

水 質 基 準			水質基準を補完する項目		
水質基準項目(51項目)			水質管理目標設定項目(26項目)		
項 目	基準値	備 考	項 目	目標値	備 考
1 一般細菌	1ml中100個以下	病原生物の代替指標	1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	無機物質・重金属
2 大腸菌	検出されないこと		2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	無機物質・重金属	4	欠 番	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物質
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		6	欠 番	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		7	欠 番	
8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下		8 トルエン	0.4mg/L以下	一般有機物質
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		10 亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		11	欠 番	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12 二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤
13 ホウ素及びその化合物	1mg/L以下		13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	消毒副生成物
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機物質	14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		15 農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	農薬
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		16 残留塩素	1mg/L以下	臭気
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	味
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	着色
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		19 遊離炭酸	20mg/L以下	味
20 ベンゼン	0.01mg/L以下		20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭気
21 塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	21 メチルtert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	味
23 クロロホルム	0.06mg/L以下		23 臭気強度(TON)	3以下	臭気
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		24 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	味
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下		25 濁度	1度以下	基礎的性状
26 臭素酸	0.01mg/L以下		26 pH値	7.5程度	腐食
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		28 従属栄養細菌	1ml中2000個以下(暫定)	水道施設の健全性の指標
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物質
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	着色
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	着色			
32 亜鉛及びその化合物	1mg/L以下				
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
35 銅及びその化合物	1mg/L以下				
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着色			
38 塩化物イオン	200mg/L以下	味			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				
40 蒸発残留物	500mg/L以下				
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			
42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下	臭気			
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下				
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			
45 フェノール類	0.005mg/L以下	臭気			
46 有機物(全有機炭素(TOC))の量	3mg/L以下	味			
47 pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状			
48 味	異常でないこと				
49 臭気	異常でないこと				
50 色度	5度以下				
51 濁度	2度以下				

水質基準項目について
平成29年度は基準値等の変更がありませんでした。

水質管理目標設定項目について
平成29年度は目標値等の変更がありませんでした。
※ただし、No.15の農薬類については全120項目中3項目で目標値の見直し及び1項目の追加がありました。

水質基準項目について
水道法第4条に基づき、次の内容において設定された基準項目であり、検査が義務づけられています。 1. 生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準を定めている。 2. 水道水としての生活利用上あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない水準をとして基準を定めている。
水質管理目標設定項目について
現在まで水道水中では水質基準とするような濃度で検出されていないが、今後、これまで以上の濃度で検出される可能性があるものなど水質管理上留意すべき項目として、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から目標値が設定されています。

2. 用語説明(平成29年度)

〇水質基準項目(51項目)

No	項 目	基 準 値	説 明
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、多量に検出された場合は病原生物に汚染されている疑いがあります。
2	大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農業、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	水中の亜硝酸イオン又は亜硝酸塩に含まれている窒素です。アンモニア態窒素が酸化されて生成されます。呼吸酵素の働きを阻害するメヘモグロビン血症を起こすとされています。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	地下水汚染、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって検出されます。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	フロンガスの原料などに使われ、地下水汚染物質として知られています。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤に使われ、地下水汚染物質として知られてます。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚染物質として知られてます。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	殺虫剤、塗料、ニスなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニングなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	溶剤、脱脂剤などに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴムなどに使用されており、地下水汚染物質として知られています。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料に使われています。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
26	臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理時及び消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化して、生成します。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤が反応して生成されます。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味(カサ味)や、洗濯物などを着色する原因となります。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	銅山排水、工場排水、農業などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。

No	項 目	基 準 値	説 明
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	苛性ソーダ、石鹼等に使われています。広く自然水中に存在し、工場排水、生活排水に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、塩素との反応により黒色を呈することがあります。
38	塩化物イオン	200mg/L以下	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	カルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。量が多いと苦み、渋みが付き、適度に含まれるとまろやかさがでます。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
43	1,2,7,7－テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン－2－オール (別名 2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシロトリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	洗浄剤、乳化剤などに使われています。洗濯排水、工場排水の混入によって、河川等で検出されることがあります。高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	消毒剤、香料の原料等に使われています。工場の排水などの混入によって検出されることがあります。異臭味の原因となります。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。
47	pH値	5.8以上8.6以下	汚染等による水質変化の指標です。pH 7が中性、7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
48	味	異常でないこと	水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装などに起因することもあります。
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。

水質管理目標設定項目(26項目)

No.	水質項目	目標値	説 明
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	合金、蓄電池、難燃助剤などに使われています。排水の混入や地質により河川水等で検出されることがあります。
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	地質中に広く存在する主要な放射線物質です。地質により河川等で検出されることがあります。
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	ステンレス、特殊鋼、蓄電池などに使われています。鉱山排水、工場排水あるいはメッキ製品からの溶出により検出されることがあります。
4	欠		番
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル原料、殺虫剤、有機溶剤として使われています。
6	欠		番
7	欠		番
8	トルエン	0.4mg/L以下	染料、香料、火薬、有機顔料等の合成原料及びベンゼン原料として使われています。
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	プラスチックの添加剤(可塑剤)に使われています。
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素による消毒副生成物として生成されます。
11	欠		番
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	浄水処理過程において酸化剤として使用しています。
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
15	農業類	検出値と目標値の比の和として、1以下	殺菌剤、除草剤、殺虫剤として使われている101種類の農業であり、各農業の検出値を各目標値で除した値を合計したものです。
16	残留塩素	1mg/L以下	塩素消毒の結果、水中に消毒効果のある状態で残留している塩素のことです。
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	基準項目No.39の項
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	基準項目No.37の項
19	遊離炭酸	20mg/L以下	水に溶けている炭酸ガスです。水にさわやかな味を与えておいしくしますが、多いと刺激が強くなります。多く含む水は水道施設の腐食等の原因となります。
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	脱脂剤、エアソール等に使われています。ドライクリーニングの洗浄剤、工場排水等の混入により地下水で検出されることがあり、異臭味の原因となります。
21	メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン価向上剤、アンチノック剤、低沸点溶剤などに使われています。
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	有機物などの汚れの度合を示し、水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表わしたものです。
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で水の臭気が、希釈して感じられなくなるまでの希釈倍数を表します。
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	基準項目No.40の項
25	濁度	1度以下	基準項目No.51の項
26	pH値	7.5程度	基準項目No.47の項
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	水が金属を腐食させる程度を判定する指標です。数値が負の値で絶対値が大きいほど、水の腐食性が強いことを示します。
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	水道施設の健全性を判断し、その存在量等の知見収集のため、暫定値を設定しています
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚物質として知られます。
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。

水質基準について
平成29年度は基準値等の変更がありませんでした。

水質管理目標設定項目について
※ 水質管理目標設定項目のNo.10及び12について、本市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないので検査を行っていません。

3. 検査項目及び検査方法(平成29年度)

番号	項 目	水 質 試 験 方 法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化・原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
20	ベンゼン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
22	クロロ酢酸	溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
25	ジブromクロロメタン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
26	臭素酸	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
29	ブromジクロロメタン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
30	ブromホルム	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
36	ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出・高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
43	2-メチルイソボルネオール	バージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出・吸光光度法
45	フェノール類	固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法
46	有機物(全有機炭素(TOC))の量)	全有機炭素計測定法
47	pH値	ガラス電極法
48	味	官能法
49	臭気	官能法
50	色度	透過光測定法
51	濁度	積分球式光電光度法

※平成25年度より、水道水質管理の安定及び技術力の維持向上を図るため、河南地域10市町村と大阪広域水道企業団が連携して河南水質管理ステーションを設立し、水質検査を共同で実施しています。

4. 基準項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓 平成29年度）

採 水 場 所			浄 水 場							
			石 川 浄 水 場				壺 井 浄 水 場			
			原 水		浄 水		原 水		浄 水	
No.	検 査 項 目	基 準 値	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数
1	一般細菌	100個/ml以下	53	4	0	4	2	4	0	4
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	4	不検出	4	不検出	12	不検出	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	2	0.0003未満	4	0.0003未満	2	0.0003未満	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	2	0.00005未満	4	0.00005未満	2	0.00005未満	4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.15	2	0.14	4	0.15	2	0.15	4
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	4	0.1未満	2	0.1未満	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	2	0.0002未満	4	0.0002未満	2	0.0002未満	4
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	2	0.005未満	4	0.005未満	2	0.005未満	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.004未満	2	0.004未満	4	0.004未満	2	0.004未満	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	4	0.002未満	2	0.002未満	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
21	塩素酸	0.6mg/L以下	／	／	0.06未満	4	／	／	0.06未満	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	／	／	0.002未満	4	／	／	0.002未満	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	／	／	0.006未満	4	／	／	0.006未満	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	／	／	0.003未満	4	／	／	0.003未満	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	／	／	0.01未満	4	／	／	0.01未満	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	／	／	0.001未満	4	／	／	0.001未満	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	／	／	0.01未満	4	／	／	0.01未満	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	／	／	0.003未満	4	／	／	0.003未満	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	／	／	0.003未満	4	／	／	0.003未満	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	／	／	0.009未満	4	／	／	0.009未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	／	／	0.008未満	4	／	／	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.10	2	0.02	2	0.04	2	0.02	2
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03	4	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	16.3	2	20.7	4	15.3	2	16.2	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.010	4	0.005未満	4
38	塩化物イオン	200mg/L以下	18.0	4	18.6	4	16.8	4	18.0	4
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	78.4	2	85.1	4	81.8	2	86.1	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	147	2	163	4	149	2	161	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.02未満	4	0.02未満	2	0.02未満	4
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.01未満	2	0.01未満	4	0.01未満	2	0.01未満	4
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	2	0.0005未満	4	0.0005未満	2	0.0005未満	4
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.8	4	0.7	4	0.7	4	0.7	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.03	365	7.56	361	6.92	365	7.34	365
48	味	異常でないこと	／	／	異常なし	2888	／	／	異常なし	1460
49	臭気	異常でないこと	異常なし	2920	異常なし	2888	異常なし	1460	異常なし	1460
50	色度	5 度以下	1.6	365	0.4	361	0.9	365	0.3	365
51	濁度	2 度以下	0.20	365	0.01未満	361	0.04	365	0.01未満	365
—	残留塩素	0.1mg/L以上	／	／	0.75	361	／	／	0.73	365
—	水温	(℃)	17.6	365	17.8	361	16.9	365	17.1	365
—	電気伝導率	(μS/cm)	267	365	282	361	262	365	265	365

大阪広域水道企業団受水			
伊 賀 受 水 場		西 浦 受 水 場	
平 均 値	回数	平 均 値	回数
0	1	0	1
不検出	1	不検出	1
0.0003未満	4	0.0003未満	4
0.00005未満	4	0.00005未満	4
0.001未満	4	0.001未満	4
0.001未満	4	0.001未満	4
0.001未満	4	0.001未満	4
0.005未満	1	0.005未満	1
0.004未満	1	0.004未満	1
0.001未満	1	0.001未満	1
1未満	1	1未満	1
0.08未満	4	0.08未満	4
0.1未満	4	0.1未満	4
0.0002未満	4	0.0002未満	4
0.005未満	4	0.005未満	4
0.004未満	4	0.004未満	4
0.002未満	4	0.002未満	4
0.001未満	4	0.001未満	4
0.001未満	4	0.001未満	4
0.001未満	4	0.001未満	4
0.10	1	0.07	1
0.002未満	1	0.002未満	1
0.006未満	1	0.006未満	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.010	1	0.01未満	1
0.003	1	0.001	1
0.03	1	0.01	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.008	1	0.004	1
0.009未満	1	0.009未満	1
0.008未満	1	0.008未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
0.02	1	0.02未満	1
0.03未満	1	0.03未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
14.9	4	14.5	4
0.005未満	1	0.005未満	1
16.7	1	14.5	1
37.9	4	37.4	4
96	4	98	4
0.02未満	4	0.02未満	4
	0		0
	0		0
0.01未満	4	0.01未満	4
0.0005未満	4	0.0005未満	4
0.7	1	0.7	1
7.57	52	7.61	52
異常なし	52	異常なし	52
異常なし	52	異常なし	52
0.2	52	0.4	52
0.03	52	0.05	52
0.64	365	0.66	365
17.9	52	18.0	52
170	52	166	52

備考



pH/電気伝導率計
水質試験室(石川浄水場)

	採 水 場 所	検 査 項 目	基 準 値	末 端 給 水 栓					
				高 区 上 部 系		高 区 下 部 系		壺 井 系	
				羽 曳 が 丘 9 丁 目		埴 生 野 1121 番 地		壺 井 154 番 地	
				平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12	0	12	0	12	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		0		0		0	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		0		0		0	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		0		0		0	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		0		0		0	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	2	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1 未満	12	1 未満	12	1 未満	12	1 未満
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		0		0		0	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下		0		0		0	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		0		0		0	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0		0		0	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		0		0		0	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0		0		0	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0		0		0	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		0		0		0	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下		0		0		0	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.006未満	4	0.006未満	4	0.006未満	4	0.006未満
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.02	4	0.03	4	0.02	4	0.03
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	4	0.007	4	0.006	4	0.007
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	2	0.1未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	2	0.1未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		0		0		0	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満
38	塩化物イオン	200mg/L以下	18.7	12	19.0	12	18.2	12	19.0
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	89.1	4	89.5	4	91.8	4	89.5
40	蒸発残留物	500mg/L以下	169	4	168	4	168	4	168
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		0		0		0	
42	ジオオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		0		0		0	
45	フェノール類	0.005mg/L以下		0		0		0	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	12	0.7	12	0.6	12	0.7
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.56	12	7.57	12	7.47	12	7.57
48	味	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし
50	色度	5度以下	0.2	12	0.2	12	0.1	12	0.2
51	濁度	2度以下	0.01	12	0.01	12	0.01未満	12	0.01
—	残留塩素	0.1mg/L以上	0.52	365	0.36	365	0.37	365	0.36
—	水温	(℃)	19.7	12	19.5	12	19.0	12	19.5
—	電気伝導率	(μS/cm)	277	12	281	12	272	12	281

末端給水栓							
低 区 系 (東 地 区)				低 区 系 (西 地 区)			
碓井4丁目383番地		広瀬 309 番 地		島 泉 8 丁 目		河 原 城	
平 均 値	回数	平 均 値	回数	平 均 値	回数	平 均 値	回数
0	12		0	0	12		0
不検出	12		0	不検出	12		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
0.001未満	4		0	0.001未満	4		0
	0		0		0		0
0.005未満	4		0	0.005未満	4		0
0.004未満	4		0	0.004未満	4		0
0.001未満	4		0	0.001未満	4		0
1未満	12		0	1未満	12		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
0.06未満	4		0	0.06未満	4		0
0.002未満	4		0	0.002未満	4		0
0.006未満	4		0	0.006未満	4		0
0.003未満	4		0	0.003未満	4		0
0.01未満	4		0	0.01未満	4		0
0.001未満	4		0	0.001	4		0
0.01	4		0	0.01	4		0
0.003未満	4		0	0.003未満	4		0
0.004	4		0	0.004	4		0
0.009未満	4		0	0.009未満	4		0
0.008未満	4		0	0.008未満	4		0
0.1未満	4		0	0.1未満	4		0
0.02未満	4		0	0.02未満	4		0
0.03未満	12		0	0.03未満	12		0
0.1未満	4		0	0.1未満	4		0
	0		0		0		0
0.005未満	12		0	0.005未満	12		0
16.7	12		0	16.7	12		0
58.6	4		0	58.2	4		0
127	4		0	127	4		0
	0		0		0		0
0.000001未満	1		0	0.000001未満	1		0
0.000001未満	1		0	0.000001未満	1		0
	0		0		0		0
	0		0		0		0
0.7	12		0	0.7	12		0
7.61	12	7.61	12	7.58	12	7.60	12
異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
0.2	12	0.3	12	0.2	12	0.3	12
0.01	12	0.01	12	0.01	12	0.03	12
0.48	365	0.47	12	0.50	365	0.42	12
19.1	12	19.2	12	19.1	12	18.3	12
215	12	216	12	215	12	215	12

5. 水質管理目標設定項目検査成績表(浄・受水場・末端給水栓 平成29年度)

採 水 場 所			浄 水 場							
			石 川 浄 水 場				壺 井 浄 水 場			
			原 水		浄 水		原 水		浄 水	
			平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数
No.	検 査 項 目	目 標 値								
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	/	/	0.002未満	1	/	/	0.002未満	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	/	/	0.0002未満	1	/	/	0.0002未満	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	/	/	0.002未満	1	/	/	0.002未満	1
4	欠 番									
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	/	/	0.0004未満	1	/	/	0.0004未満	1
6	欠 番									
7	欠 番									
8	トルエン	0.4mg/L以下	/	/	0.04未満	1	/	/	0.04未満	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	/	/	0.008未満	1	/	/	0.008未満	1
10	※亜塩素酸	0.6mg/L以下	二 酸 化 塩 素 未 使 用 に よ り 、 検 査 の 対 象 外 と す る 。							
11	欠 番									
12	※二酸化塩素	0.6mg/L以下	二 酸 化 塩 素 未 使 用 に よ り 、 検 査 の 対 象 外 と す る 。							
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	/	/	0.001未満	1	/	/	0.001未満	1
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	/	/	0.002未満	1	/	/	0.002未満	1
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	/	/	別紙	1	/	/	別紙	1
16	残留塩素	1mg/L以下	/	/	0.75	361	/	/	0.73	365
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	78.4	2	85.1	4	81.8	2	86.1	4
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.010	4	0.005未満	4
19	遊離炭酸	20mg/L以下	/	/	5.3	1	/	/	7.0	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	/	/	0.03未満	1	/	/	0.03未満	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	/	/	0.002未満	1	/	/	0.002未満	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	/	/	1.9	1	/	/	1.6	1
23	臭気強度(TON)	3以下	/	/	1	1	/	/	1	1
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	147	2	163	4	149	2	161	4
25	濁度	1度以下	0.20	365	0.01未満	361	0.04	365	0.01未満	365
26	pH値	7.5程度	7.03	365	7.56	361	6.92	365	7.34	365
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	/	/	-0.7	4	/	/	-0.9	4
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下	/	/	/	/	/	/	/	/
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	/	/	0.01未満	1	/	/	0.01未満	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.10	2	0.02	2	0.04	2	0.02	2

※No. 10及び12は、二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。



濁色度測定装置 水質試験室(石川浄水場)

大阪広域水道企業団受水		末端給水栓									
西浦受水場		高区上部系		高区下部系		壺井系		低区系			
		羽曳が丘9丁目		殖生野1121番地		壺井154番地		碓井4丁目		島泉8丁目	
平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
0.002未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0.0002未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
0.0004未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0.04未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0.008未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。											
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。											
0.001未満	1	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0.66	365	0.52	365	0.36	365	0.37	365	0.48	365	0.50	365
37.4	4	89.1	4	89.5	4	91.8	4	58.6	4	58.2	4
0.005未満	1	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
/	/	4.4	1	4.4	1	5.3	1	3.5	1	2.6	1
0.03未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0.002未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	1.3	1	1.2	1	1.2	1	1.4	1	1.3	1
/	/	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
98	4	169	4	168	4	168	4	127	4	127	4
0.05	52	0.01	12	0.01	12	0.01未満	12	0.01	12	0.01	12
7.61	52	7.56	12	7.57	12	7.47	12	7.61	12	7.58	12
-1.3	4	-0.6	4	-0.5	4	-0.7	4	-0.9	4	-0.9	4
/	/	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
0.01未満	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0.02未満	1	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.02未満	4	0.02未満	4



連続水質測定計器 石川浄水場

6. 農薬項目検査成績表（浄水場 平成29年度）

採 水 場 所				浄 水 場					
				石 川 浄 水 場			壺 井 浄 水 場		
				浄 水			浄 水		
検 査 項 目	用 途	目 標 値 (mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数	
1	1, 3-ジクロロプロベン (D-D)	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
2	2, 2-DPA (ダラポン)	除草剤	0.08	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
4	EPN	殺虫剤	0.004	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
5	MCPA	除草剤	0.005	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
6	アシュラム	除草剤	0.9	0.009未満	0.00	1	0.009未満	0.00	1
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
8	アトラジン	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
9	アニロホス	除草剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	-	-	-	-	-	-
11	アラクロール	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	-	-	-	-	-	-
18	インダノファン	除草剤	0.009	-	-	-	-	-	-
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
20	エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)	殺菌剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
21	エトフェンロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
22	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
23	エンドスルファン (ベンゾエビン)	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
25	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
26	オキサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	-	-	-	-	-	-
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006	-	-	-	-	-	-
28	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
29	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.3	-	-	-	-	-	-
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
31	カルプロバミド	殺虫剤・殺菌剤	0.04	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
32	カルボフラン	代謝物	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	-	-	-	-	-	-
34	キャプタン	殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
35	クミルロン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
36	グリホサート	除草剤	2	0.02未満	0.00	1	0.02未満	0.00	1
37	グリホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
38	クロメブロップ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
39	クロロニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
40	クロロピリホス	殺虫剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
42	シアナジン	除草剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	-	-	-	-	-	-
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
46	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
47	ジクワット	除草剤	0.005	-	-	-	-	-	-
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03	-	-	-	-	-	-
50	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	-	-	-	-	-	-
51	ジチオビル	除草剤	0.009	0.00009未満	0.00	1	0.00009未満	0.00	1
52	シハロホップブチル	除草剤	0.006	-	-	-	-	-	-
53	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
54	ジメタメトリン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
55	ジメトエート	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
56	シメトリン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
57	ジメピベレート	除草剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
58	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
59	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	0.008未満	0.00	1	0.008未満	0.00	1
60	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1

採 水 場 所			浄 水 場							
			石 川 浄 水 場			壺 井 浄 水 場				
			浄 水			浄 水				
検 査 項 目	用 途	目 標 値 (mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数		
61	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1	
62	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1	
64	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1	
65	チオベンカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
66	テフリルトリオン	除草剤	0.002	－	－	－	－	－	－	
67	テルブカルブ (MB PMC)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
68	トリクロピル	除草剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1	
69	トリクロルホン (DE P)	殺虫剤	0.005	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
70	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1	
71	トリフルラリン	除草剤	0.06	0.0006未満	0.00	1	0.0006未満	0.00	1	
72	ナプロバミド	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1	
73	バラコート	除草剤	0.005	－	－	－	－	－	－	
74	ビペロホス	除草剤	0.0009	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1	
75	ビャクロニル	除草剤	0.01	－	－	－	－	－	－	
76	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	－	－	－	－	－	－	
77	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02	－	－	－	－	－	－	
78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1	
79	ピリプチカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
80	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1	
81	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	0.000005未満	0.00	1	0.000005未満	0.00	1	
82	フェントロチオン (ME P)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1	
83	フェノブカルブ (B PMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1	
84	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	－	－	－	－	－	－	
85	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1	
86	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	0.00007未満	0.00	1	0.00007未満	0.00	1	
87	フェントラザミド	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1	
88	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1	
89	ブタクロール	除草剤	0.03	－	－	－	－	－	－	
90	ブタミホス	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
91	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
92	フルアジナム	殺菌剤	0.03	－	－	－	－	－	－	
93	ブレチラクロール	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1	
94	プロシミドン	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1	
95	プロチオホス	殺菌剤	0.004	－	－	－	－	－	－	
96	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1	
97	プロピザミド	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1	
98	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1	
99	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1	
100	ベノミル	殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
101	ベンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1	
102	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1	
103	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1	
104	ベンタゾン	除草剤	0.2	0.002未満	0.00	1	0.002未満	0.00	1	
105	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1	
106	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1	
107	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1	
108	ベンフレセート	除草剤	0.07	－	－	－	－	－	－	
109	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	－	－	－	－	－	－	
110	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7	0.007未満	0.00	1	0.007未満	0.00	1	
111	メコプロップ (MC PP)	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1	
112	メソミル	殺虫剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1	
113	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.06	0.0006未満	0.00	1	0.0006未満	0.00	1	
114	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1	
115	メチルダイムロン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1	
116	メトミノストロピン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1	
117	メトリブジン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1	
118	メフェナセット	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1	
119	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1	
120	モリネート	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1	
農 薬 類 (検出指標値(検出値／目標値)の総和)			－	1	－	0.00	97	－	0.00	97

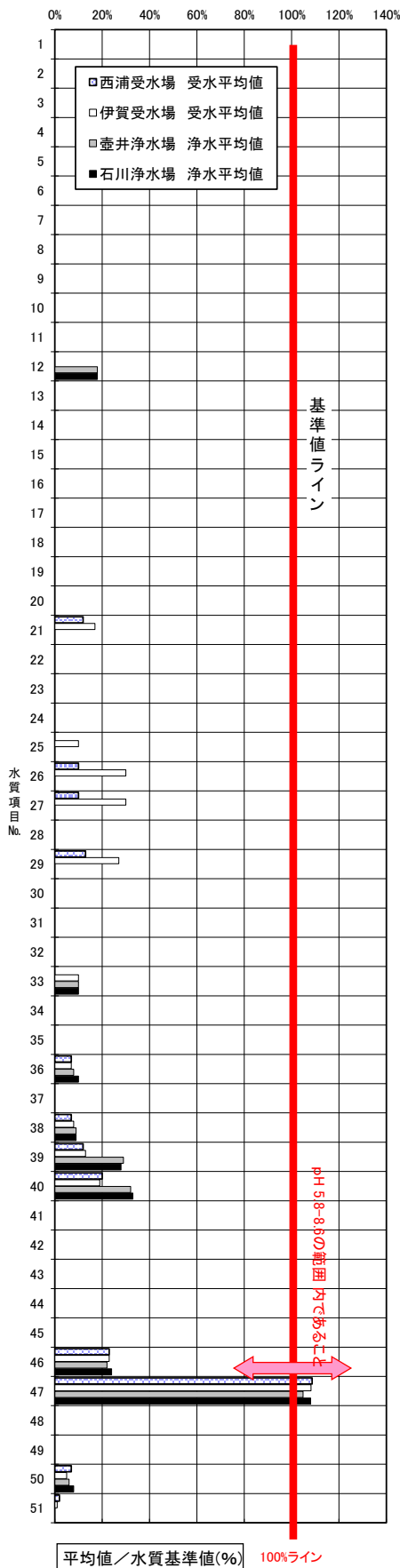
7. 浄・受水場・水質基準項目グラフ(平成29年度)

水質基準項目検査回数

No.	水 質 基 準 項 目	水 質 基 準 値
1	一般細菌	100 個以下/ml
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下
21	塩素酸	0.6 mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下
26	臭素酸	0.01 mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下
38	塩化物イオン	200 mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下
40	蒸発残留物	500 mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
45	フェノール類	0.005 mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下
47	pH値	5.8以上 8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下

石川 浄水場 浄水	壺井 浄水場 浄水	伊賀 受水場 受水	西浦 受水場 受水	計
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
2	2	1	1	6
4	4	1	1	10
2	2	1	1	6
4	4	1	1	10
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
2	2	1	1	6
2	2	1	1	6
4	4	1	1	10
2	2	1	1	6
4	4	4	4	16
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
1	1			2
1	1			2
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
4	4	1	1	10
361	365	52	52	830
2,888	1,460	52	52	4,452
2,888	1,460	52	52	4,452
361	365	52	52	830
361	365	52	52	830
7,027	4,183	364	364	11,938

平成29年度水質基準項目%表示グラフ
(基準値が100%・10%以上を記載)

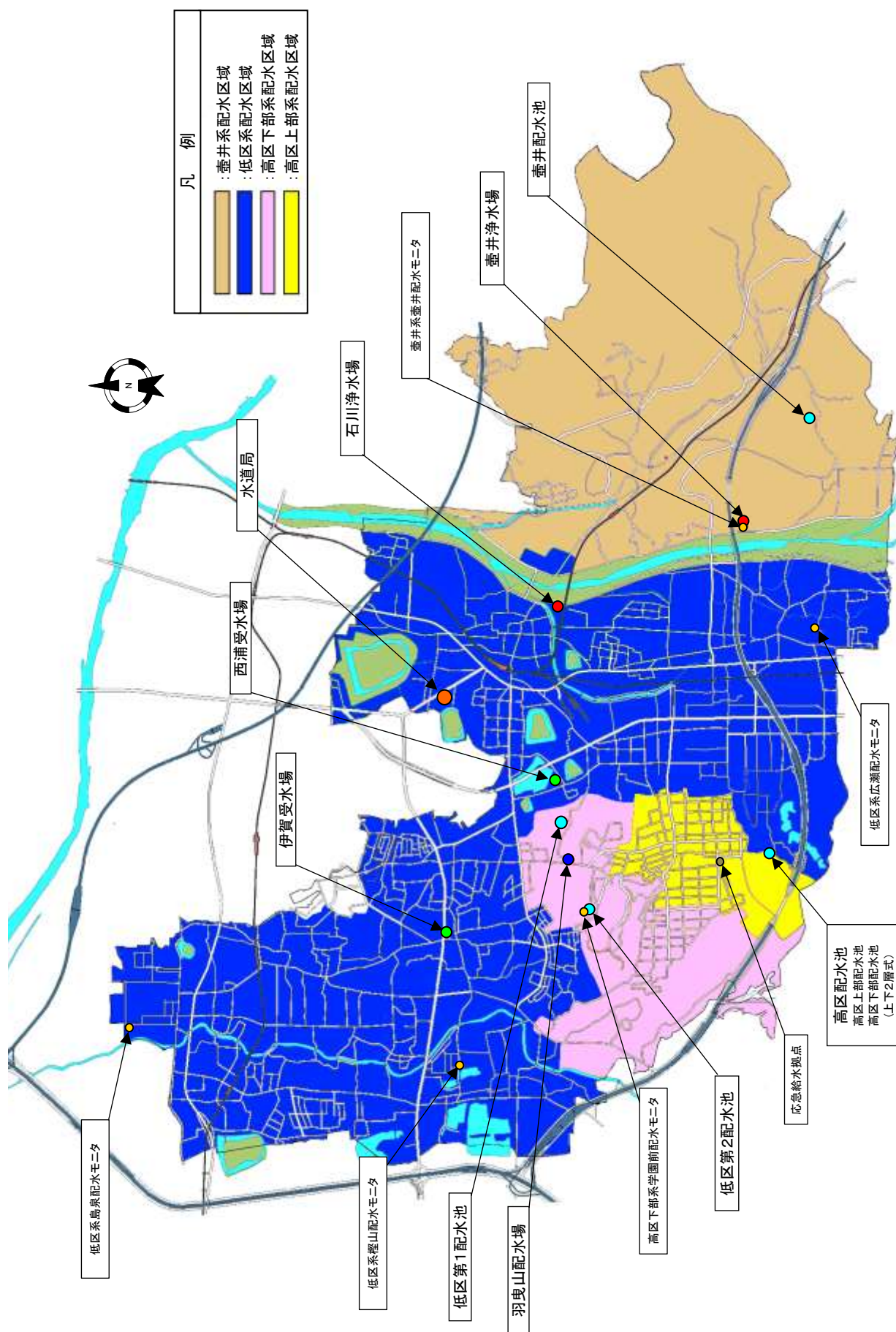


VII 施 設



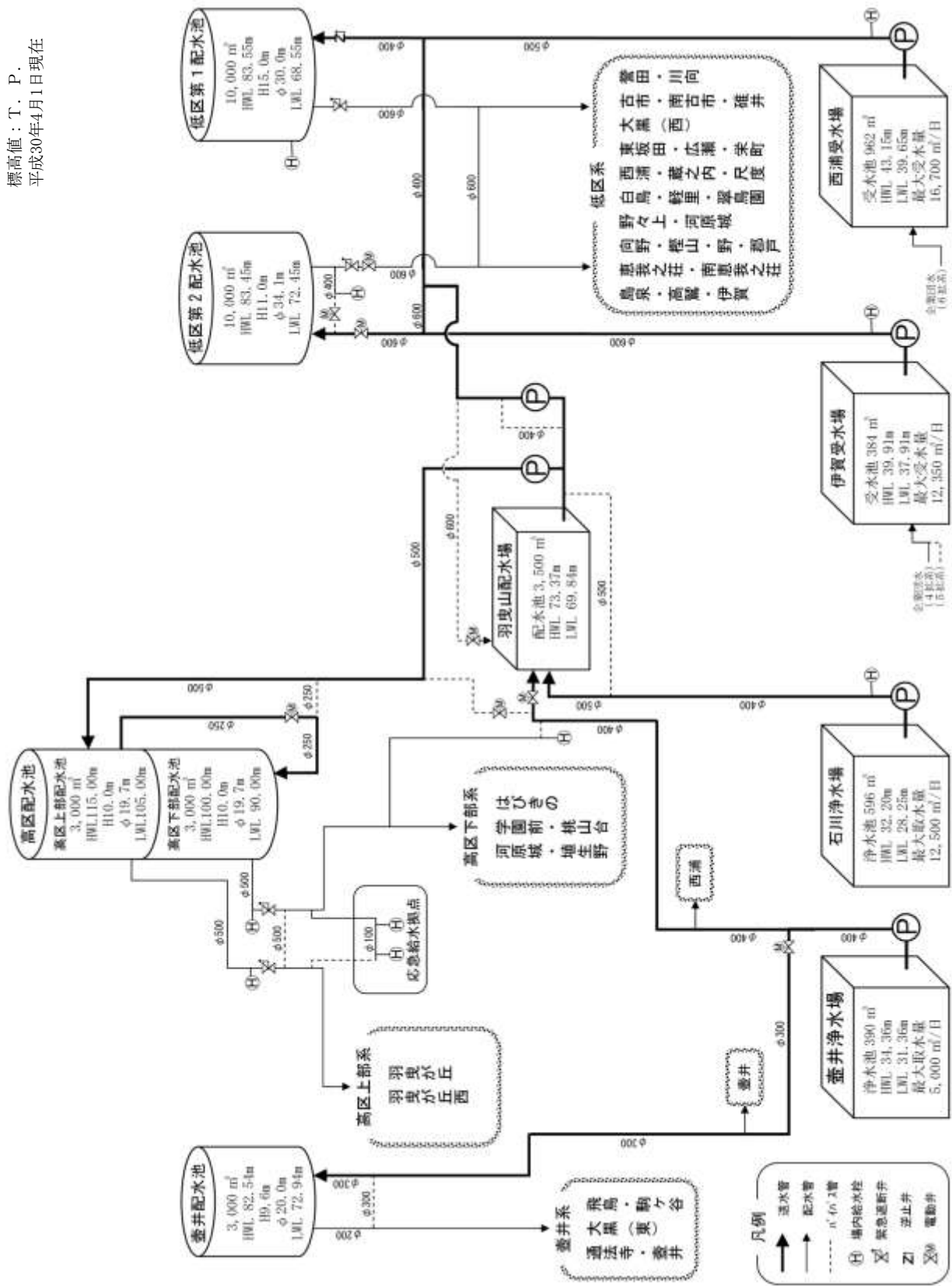
緊急遮断弁（高区配水池）

1. 水道施設・配水区域図



2. 送配水系統図

標高値：T. P.
平成30年4月1日現在



3. 施 設 の 概 要

(1)石 川 浄 水 場

(1) 石 川 浄 水 場

施設概要 (平成28年3月竣工)

1. 位 置 羽曳野市古市3丁目10番4号

2. 施設能力 13,000m³/日

3. 水 源 伏流水 (大和川水系石川)

許可取水量 最大 0.150m³/秒

一日最大 12,500m³/日

4. ポンプ設備

取水ポンプ 30kW・・・3台

送水ポンプ 75kW・・・4台

5. 急速ろ過池 サイフォン式急速ろ過方式・・・4池

鉄筋コンクリート造

(ろ過面積29.6m²ろ過速度110m/日)×4池

6. 紫外線照射装置 内照式管路密閉型・・・2基

低圧高出力アマルガムランプ×6本/基

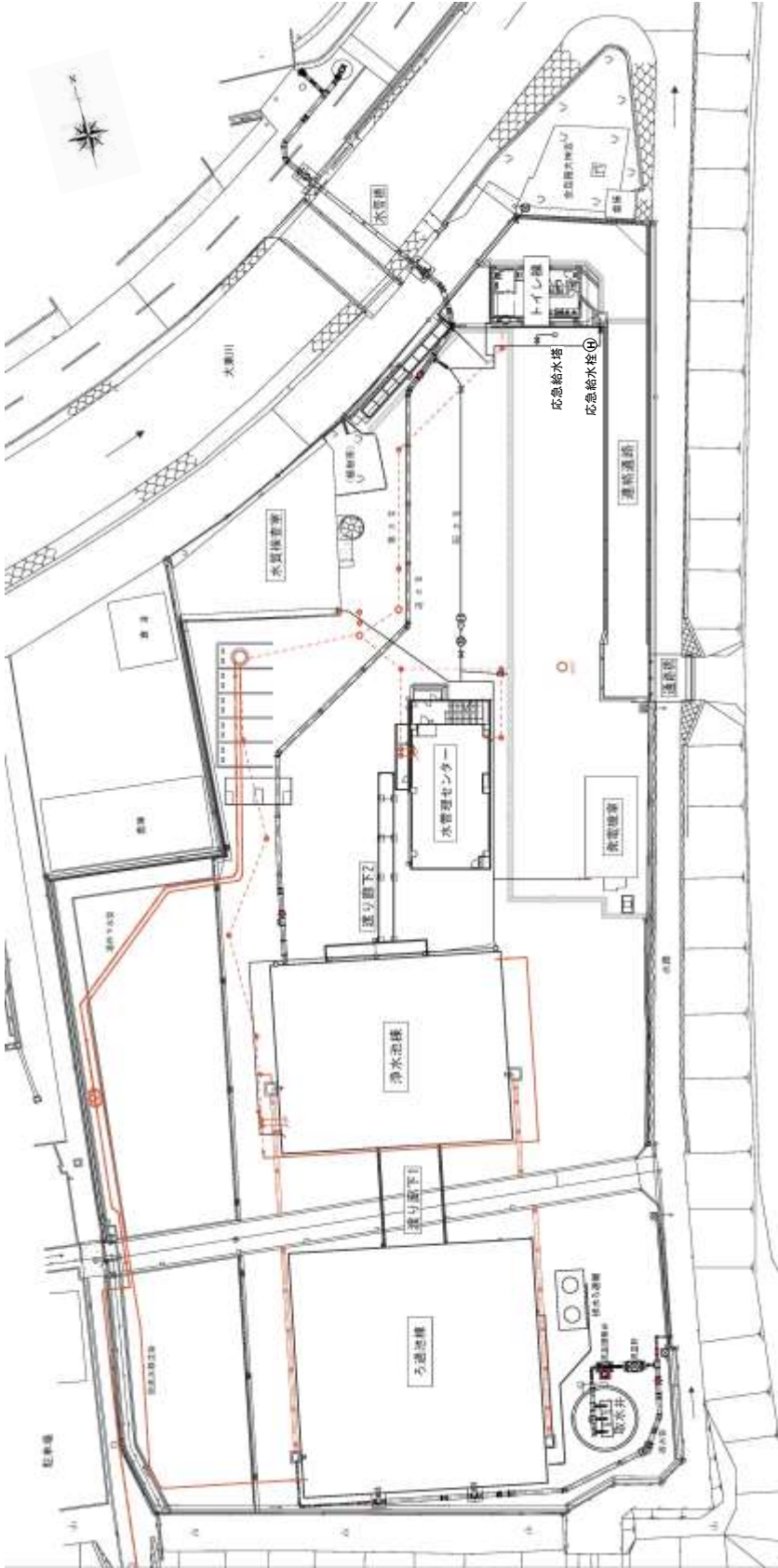
7. 浄水池 鉄筋コンクリート造・・・2池

有効容量 596m³

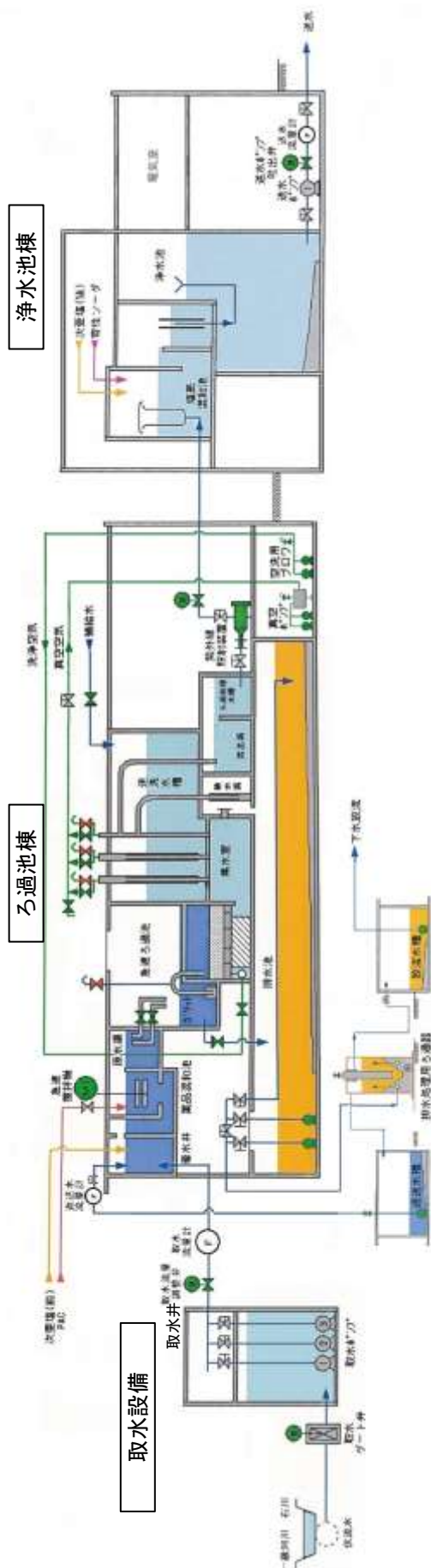
8. 排水処理 上向流移動床式砂ろ過器×2基 処理水：公共下水放流

9. 非常用自家発電設備 原動機 ディーゼル式

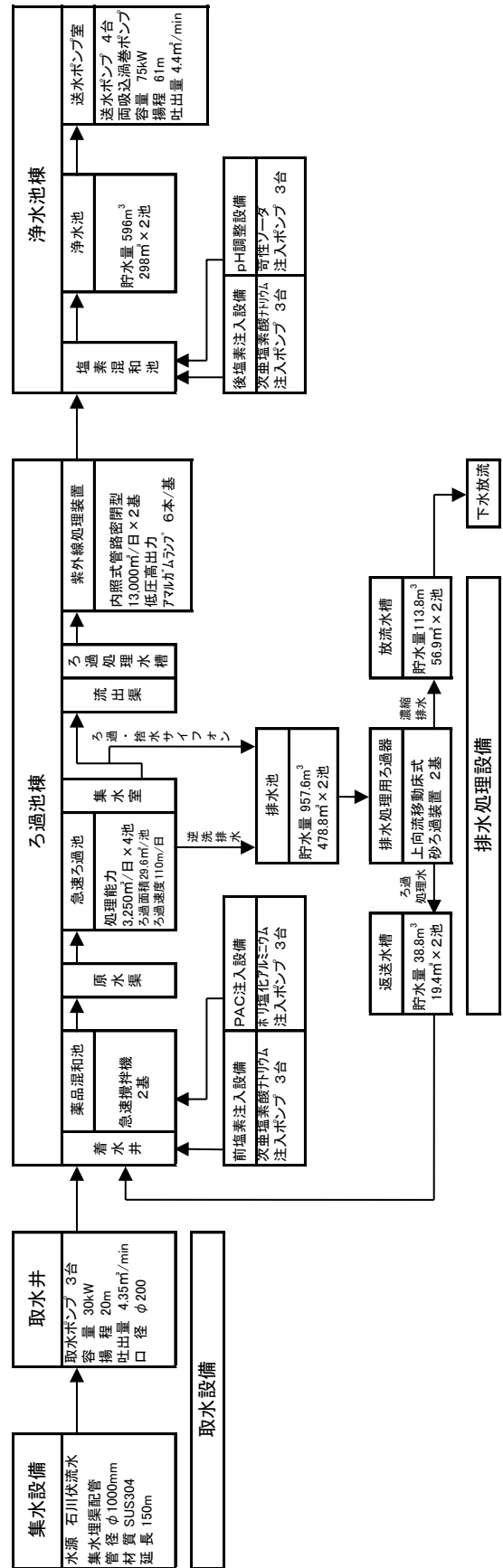
発電機 3φ3W6,600V 350kVA



石川浄水場 水処理フロー図



排水処理設備



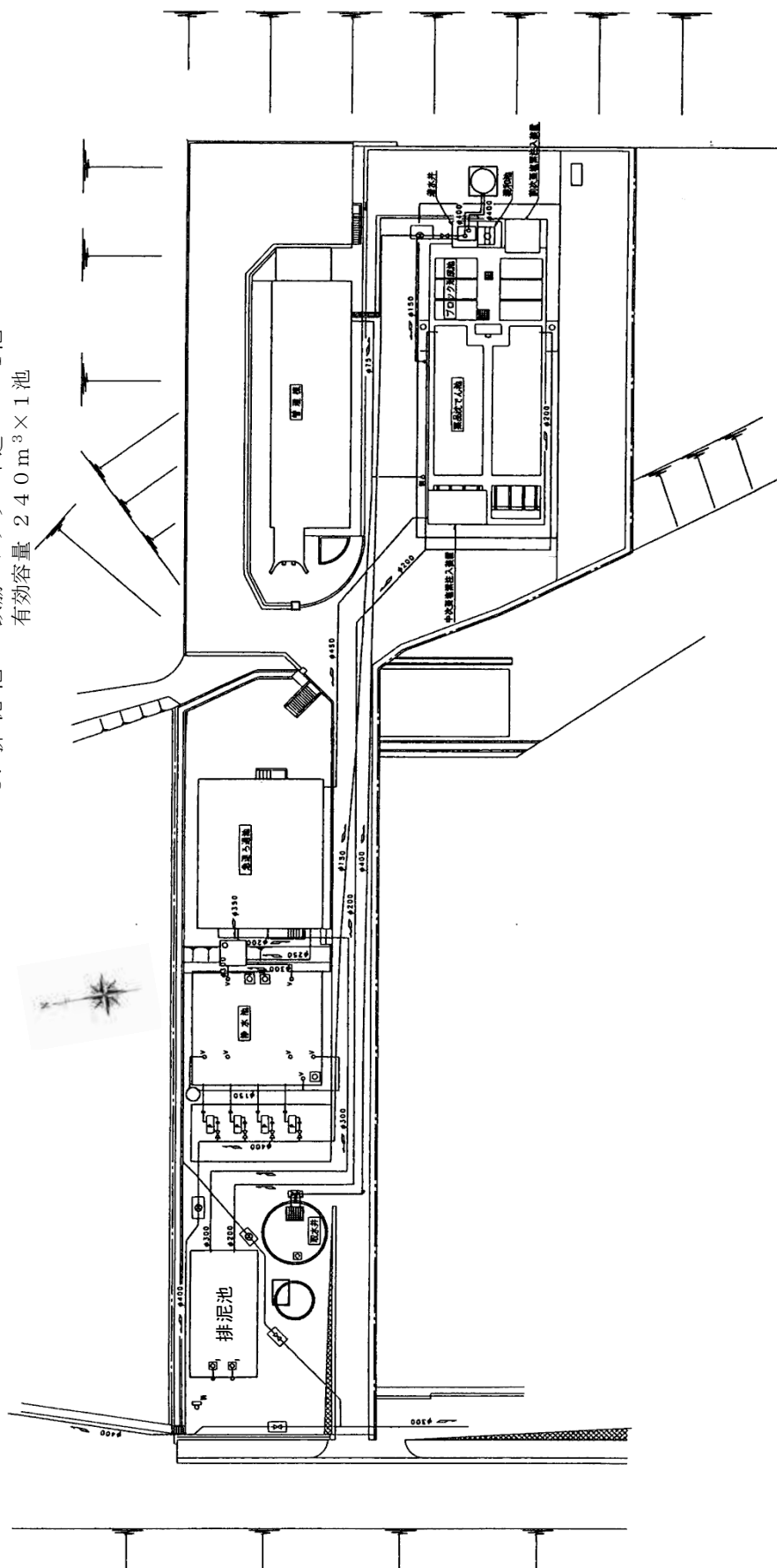
(2) 壺井浄水場

(2) 壺井浄水場

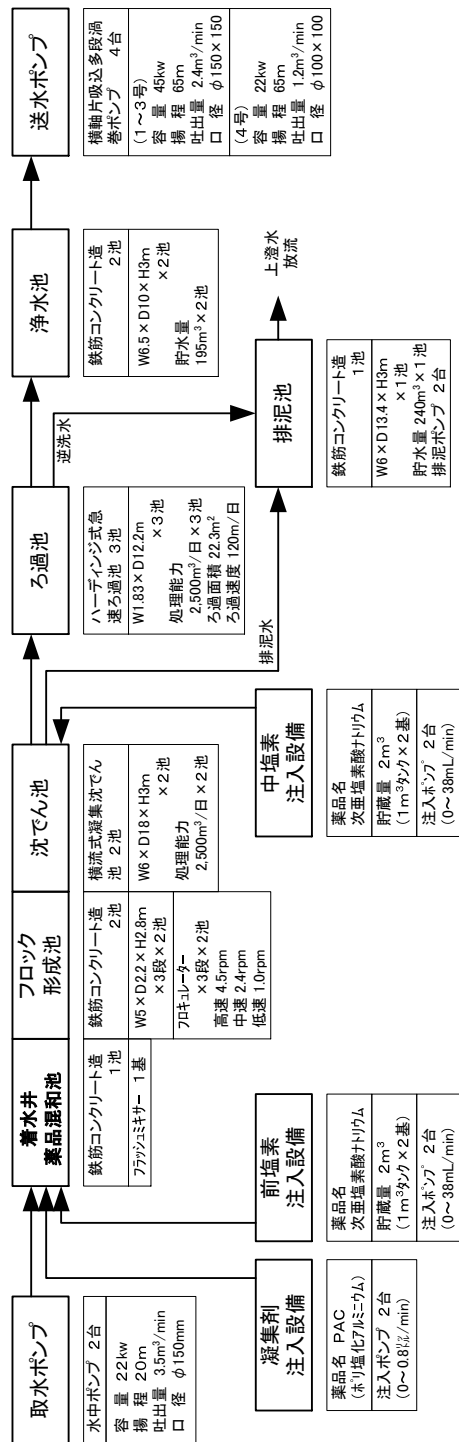
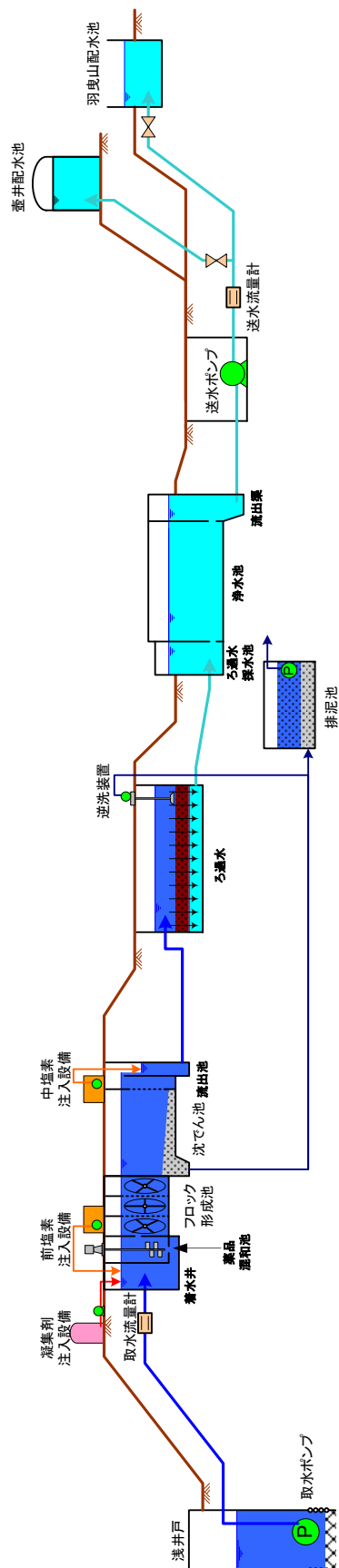
施設概要 (昭和48年3月竣工)

1. 位置 羽曳野市壺井154番地の1
2. 施設能力 5,000m³/日 (最大取水量5,000m³/日)
3. 水源 浅井戸 円形鉄筋コンクリート造・・・1井
(内径6m 深さ13m)
4. ポンプ設備 取水ポンプ 22kW・・・2台
送水ポンプ 45kW・・・3台
22kW・・・1台

5. 沈でん池 横流式凝集沈でん池・・・2池
鉄筋コンクリート造
(長さ18m 幅6m 深さ3m) × 2池
6. 急速ろ過池 屋内ハーディング式・・・3池
鉄筋コンクリート造
(ろ過面積22.3m² ろ過速度 120m/日) × 3池
7. 浄水池 鉄筋コンクリート造・・・2池
有効容量 195m³ × 2池
8. 排泥池 鉄筋コンクリート造・・・1池
有効容量 240m³ × 1池



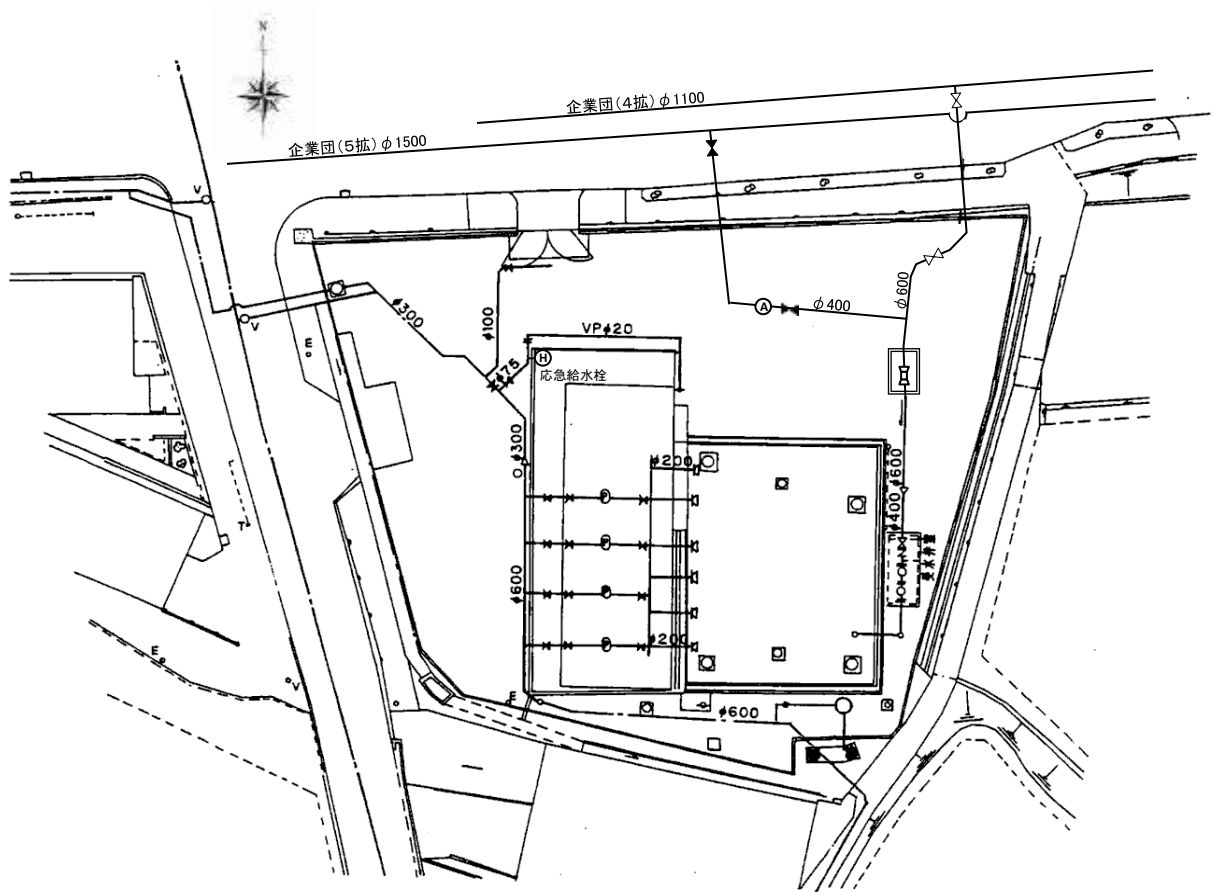
壺井浄水場 水処理フロー図



(3)伊 賀 受 水 場

施設概要 (昭和42年3月竣工、昭和62年7月改良)

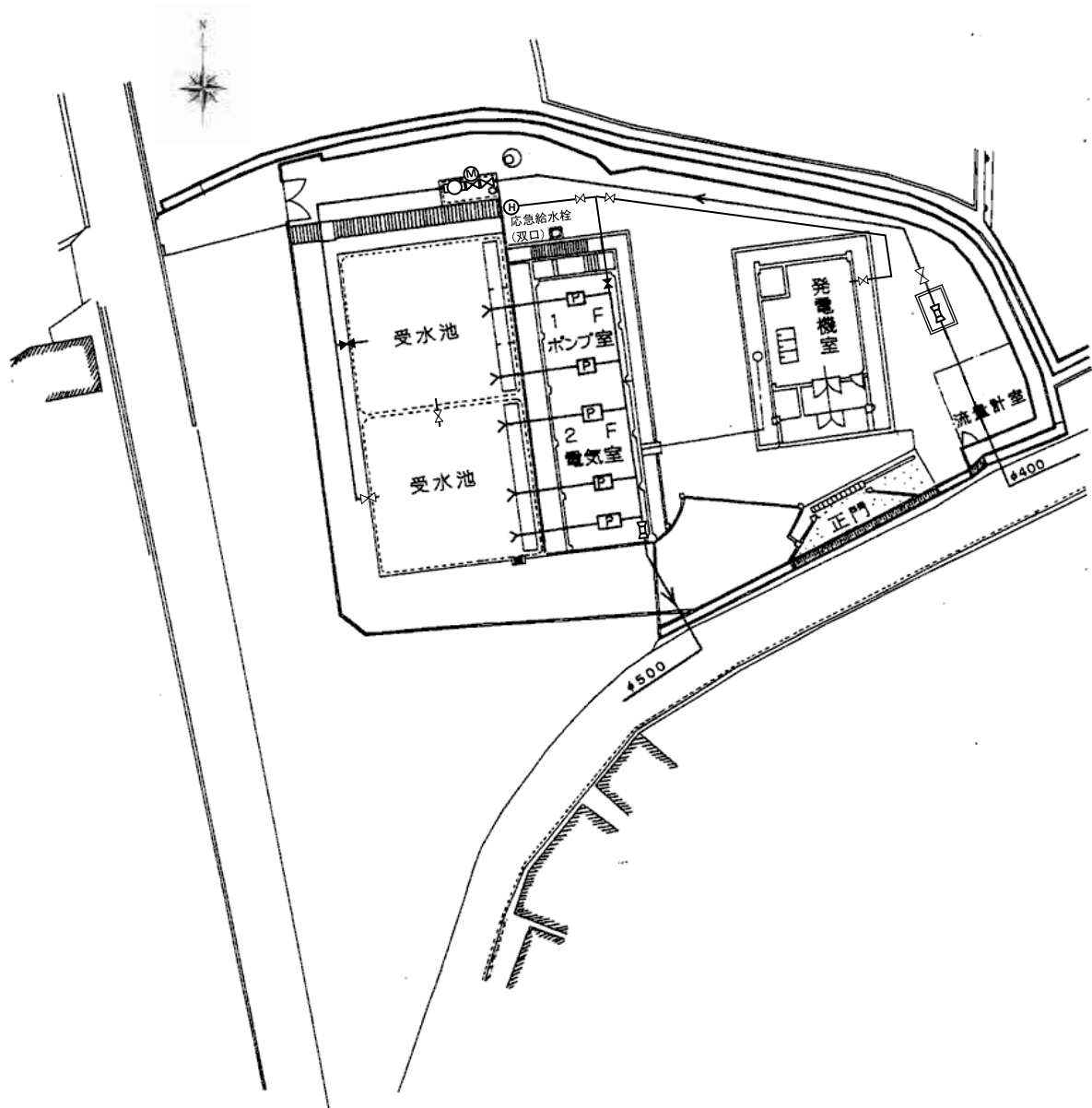
1. 位 置 羽曳野市伊賀3丁目17番10号
2. 施設能力 $26,000\text{m}^3/\text{日}$
3. 計画分水量 $12,350\text{m}^3/\text{日}$
4. ポンプ設備 $75\text{kW}\cdots 3\text{台}$
 $45\text{kW}\cdots 1\text{台}$
5. 受水池 鉄筋コンクリート造 $\cdots 1\text{池}$
有効容量 $384\text{m}^3\times 1\text{池}$



(4) 西 浦 受 水 場

施設概要 (昭和59年11月竣工)

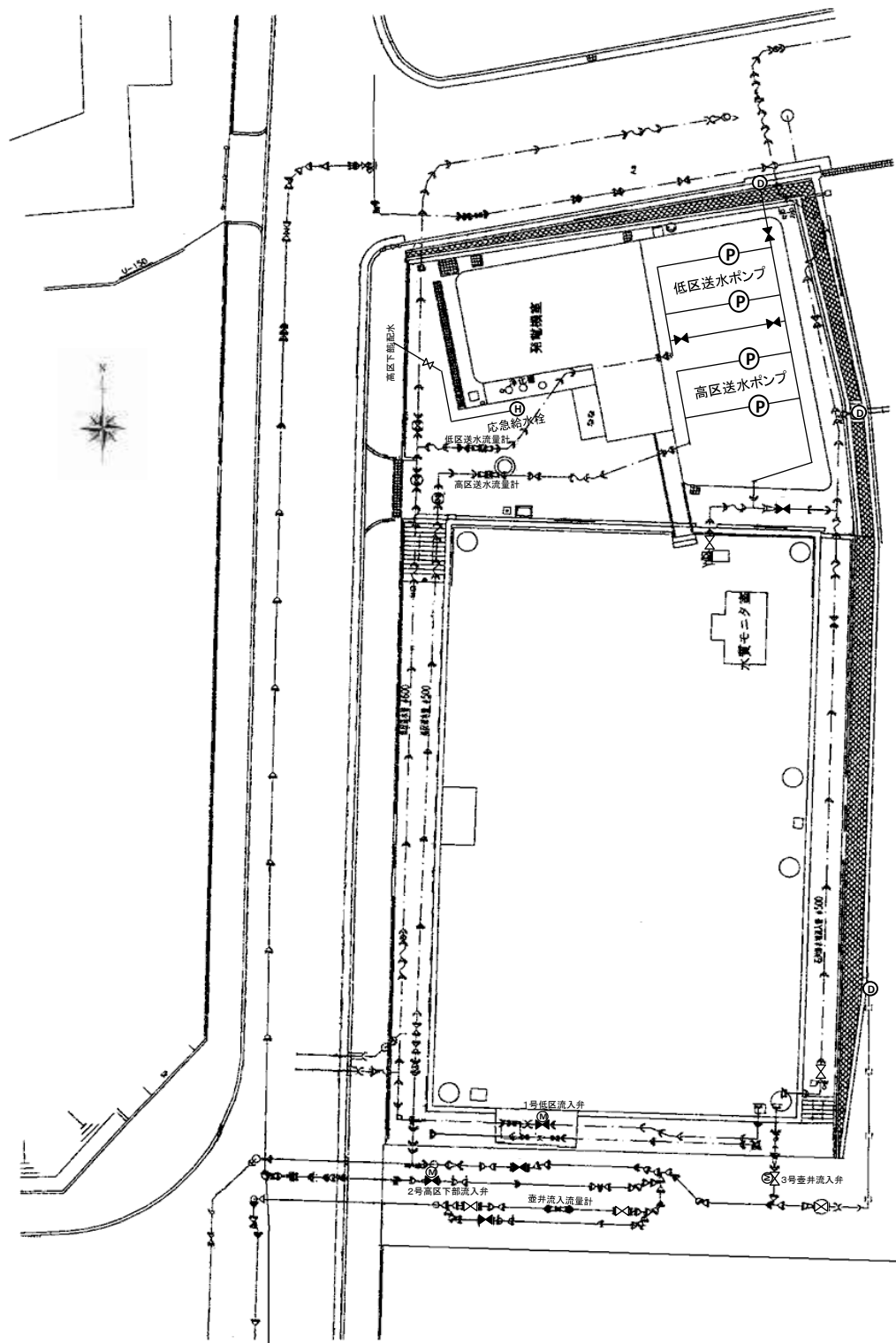
1. 位 置 羽曳野市西浦6丁目465番地の3
2. 施設能力 $30,000\text{m}^3/\text{日}$
3. 計画分水量 $16,700\text{m}^3/\text{日}$
4. ポンプ設備 $75\text{kW} \cdots 3\text{台}$
 $45\text{kW} \cdots 2\text{台}$
5. 受水池 鉄筋コンクリート造
有効容量 $481\text{m}^3 \times 2\text{池}$
6. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式
発電機 $3\phi 3\text{W } 6,600\text{V } 400\text{kVA}$



(5)羽 曳 山 配 水 場

施設概要 (昭和39年3月竣工、平成2年10月改良)

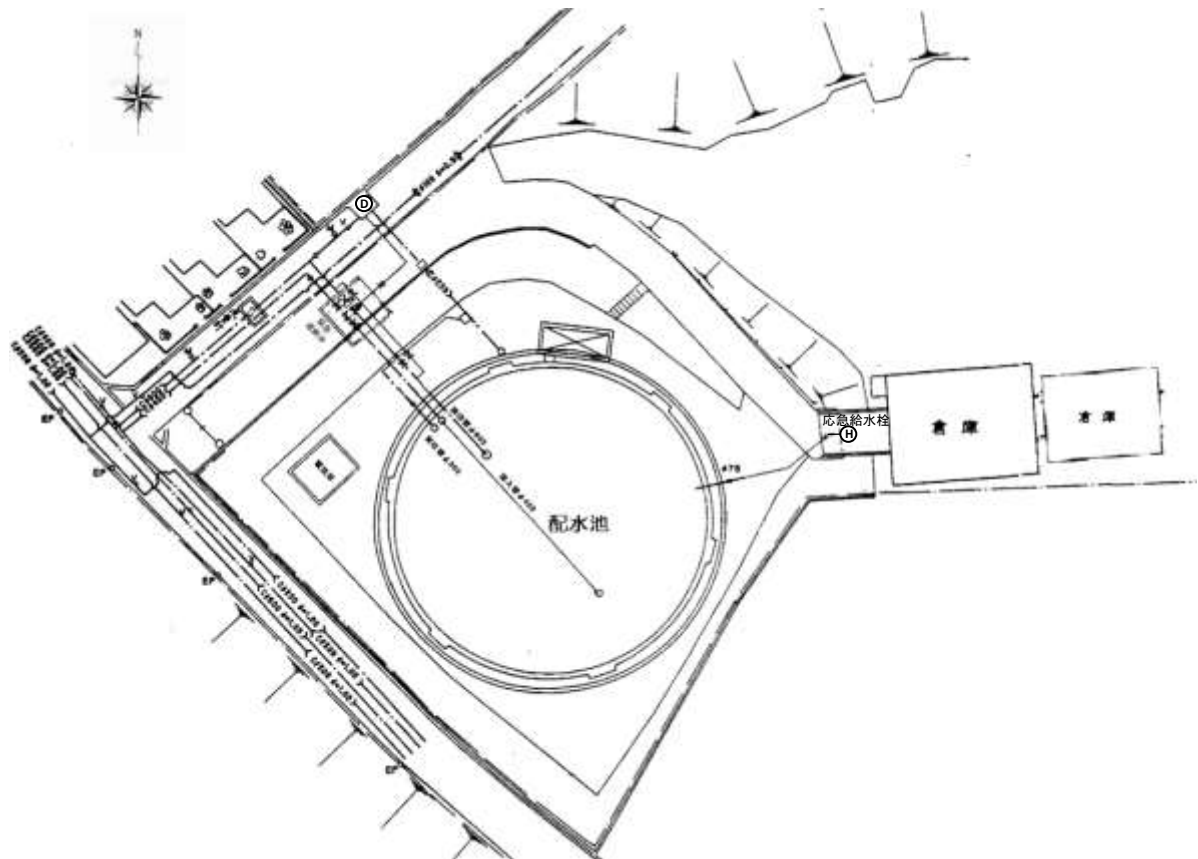
1. 位 置 羽曳野市はびきの2丁目8番20号
2. 配 水 池 鉄筋コンクリート造・・・1池
有効容量3,500m³×1池
3. ポンプ設備 低区送水 60kW・・・2台
高区送水 110kW・・・2台
4. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式
発電機 3φ3W 6,600V 500kVA



(6)低 区 第 1 配 水 池

施設概要 (昭和49年10月竣工、平成12年3月改良)

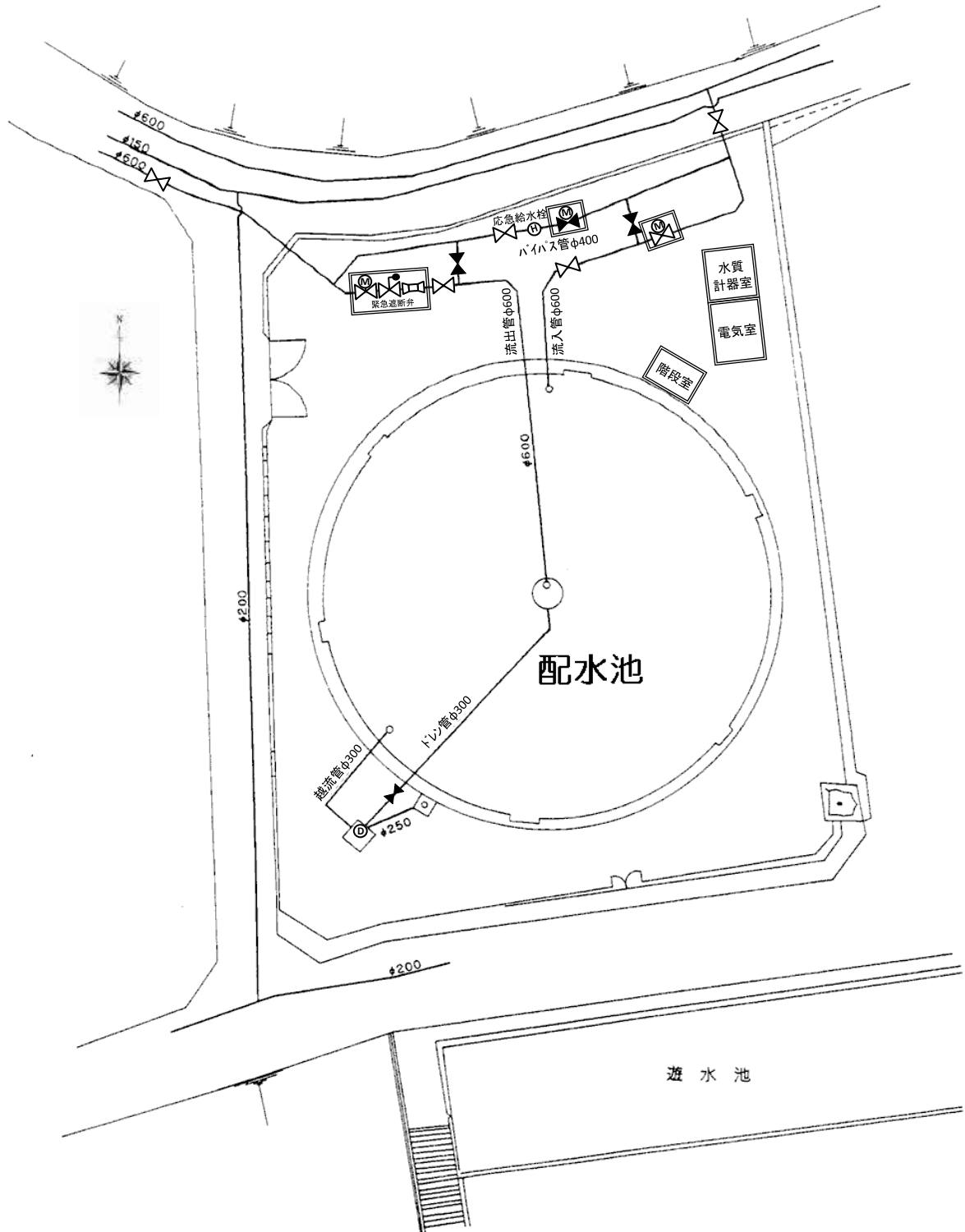
1. 位 置 羽曳野市西浦6丁目81番地
2. 配 水 池 プレストレストコンクリート造
直径30m 有効水深 15m
3. 有効容量 10,000m³



(7)低区第2配水池

施設概要 (昭和58年8月竣工)

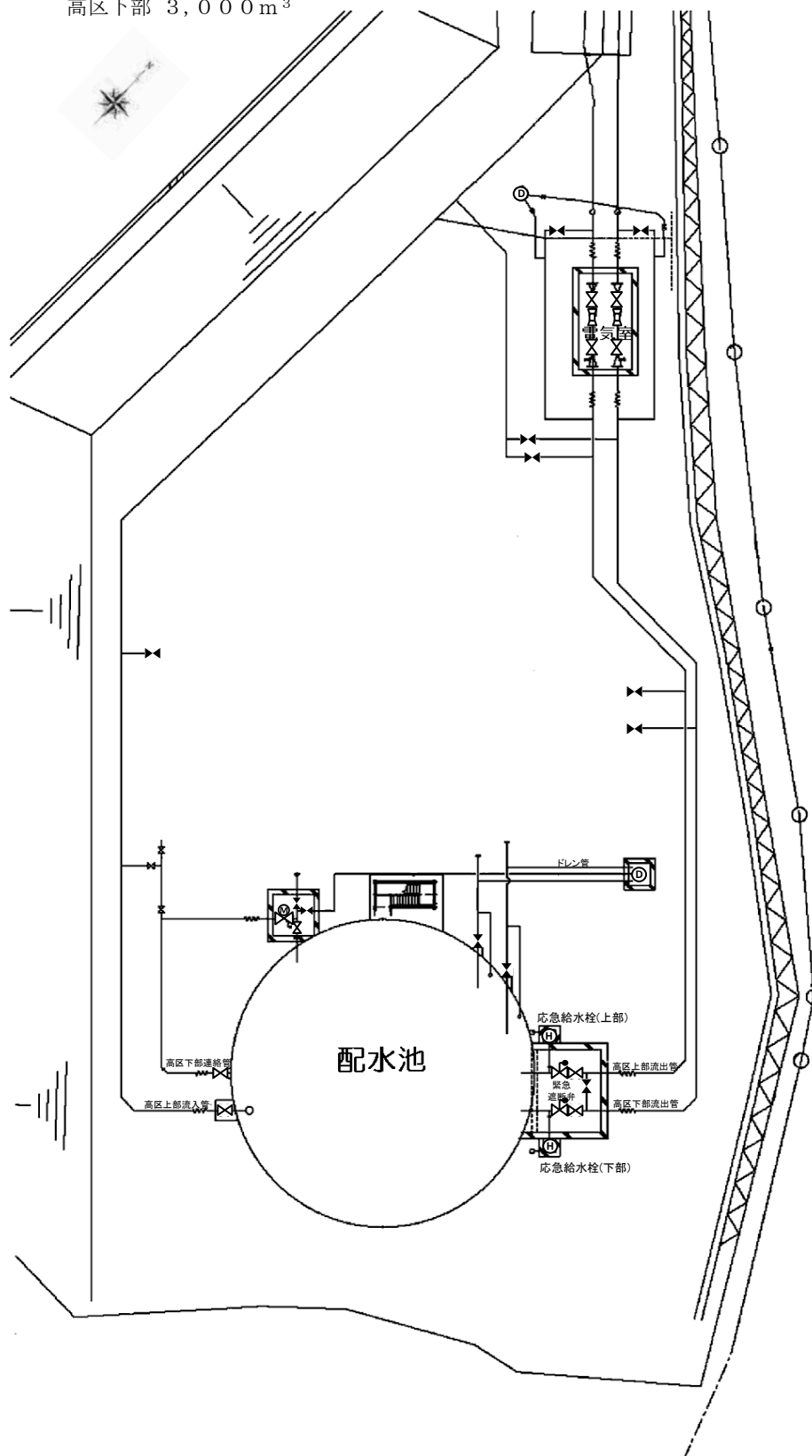
1. 位 置 羽曳野市学園前1丁目5番12号
2. 配 水 池 プレストレストコンクリート造
直径34.1m 有効水深 11m
3. 有効容量 10,000m³



(8) 高 区 配 水 池

施設概要 (平成18年3月竣工)

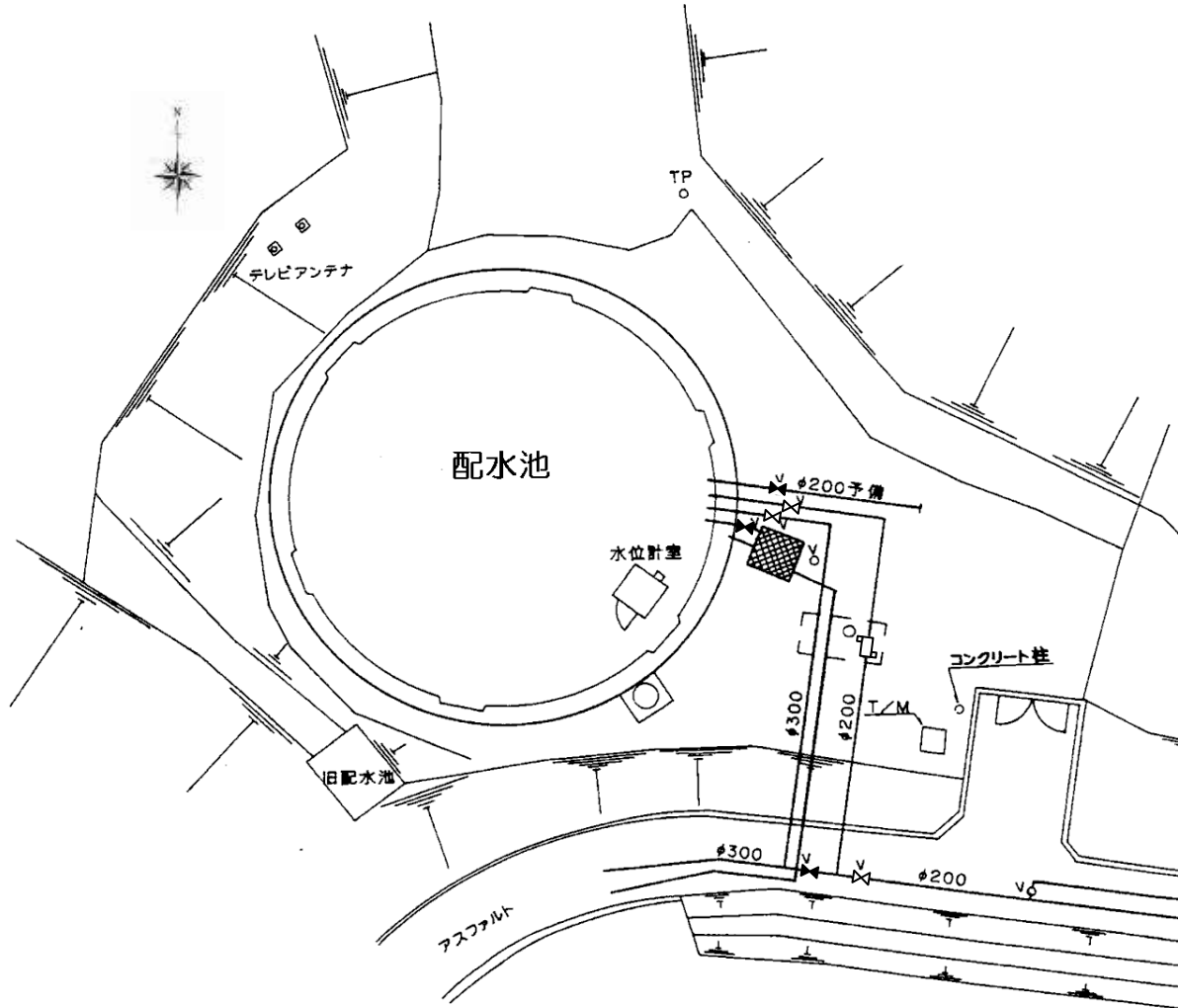
1. 位 置 羽曳野市羽曳が丘9丁目295-86
2. 配 水 池 溶接構造ステンレス製円筒形たて型2層配水池
 高区上部配水池(上層) 直径19.7m 有効水深10m
 高区下部配水池(下層) 直径19.7m 有効水深10m
3. 有効容量 高区上部 3,000m³
 高区下部 3,000m³



(9) 壺井配水池

施設概要 (昭和47年6月竣工)

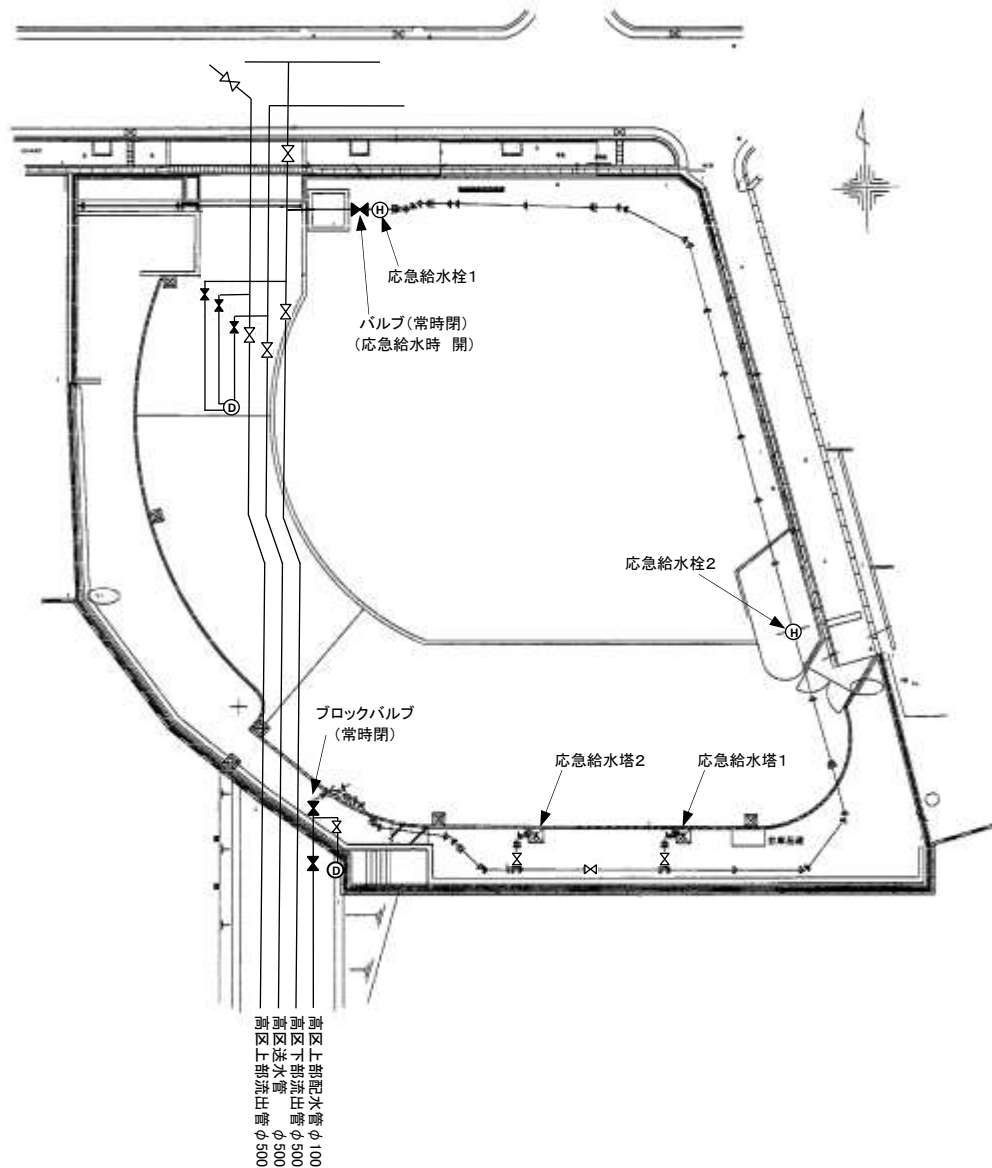
1. 位 置 羽曳野市古市2271番地の119
2. 配 水 池 プレストレストコンクリート造
直径20m 有効水深 9.6m
3. 有効容量 3,000m³



(10) 応 急 給 水 拠 点

施設概要 (平成23年1月竣工)

1. 位 置 羽曳野市羽曳が丘西1丁目1番9号
2. 給水施設 応急給水塔 2基
応急給水栓 2基



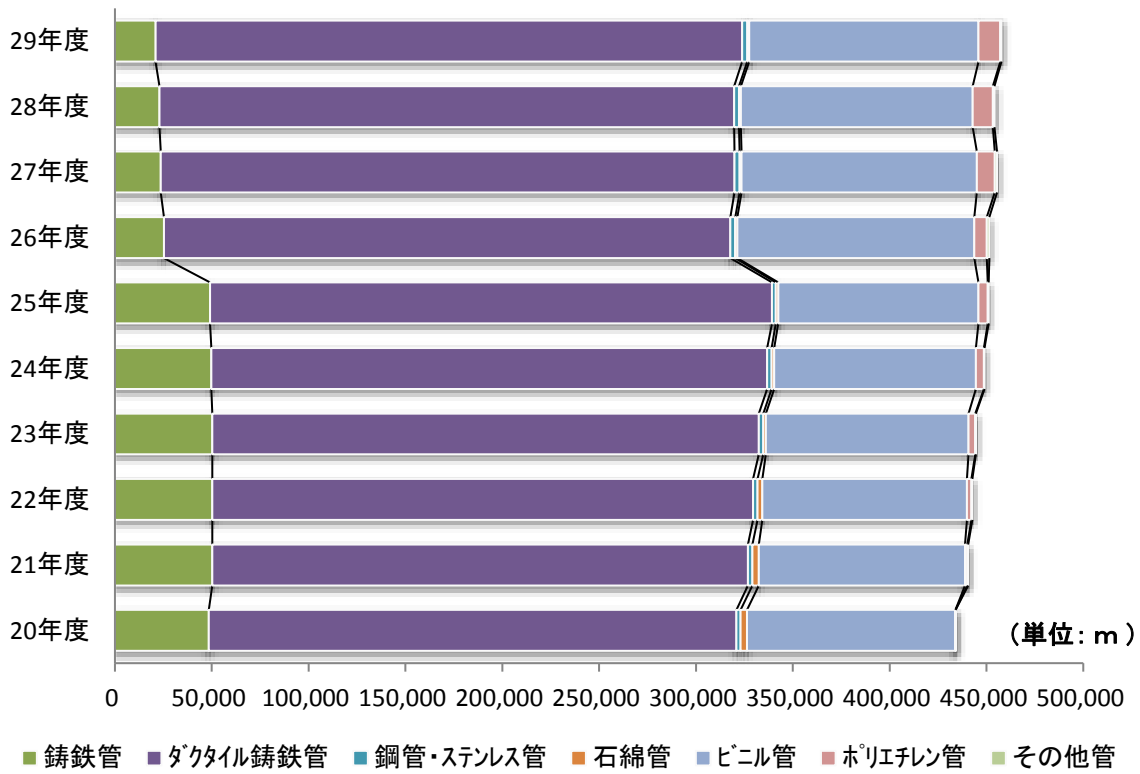
集中監視システムの機器構成



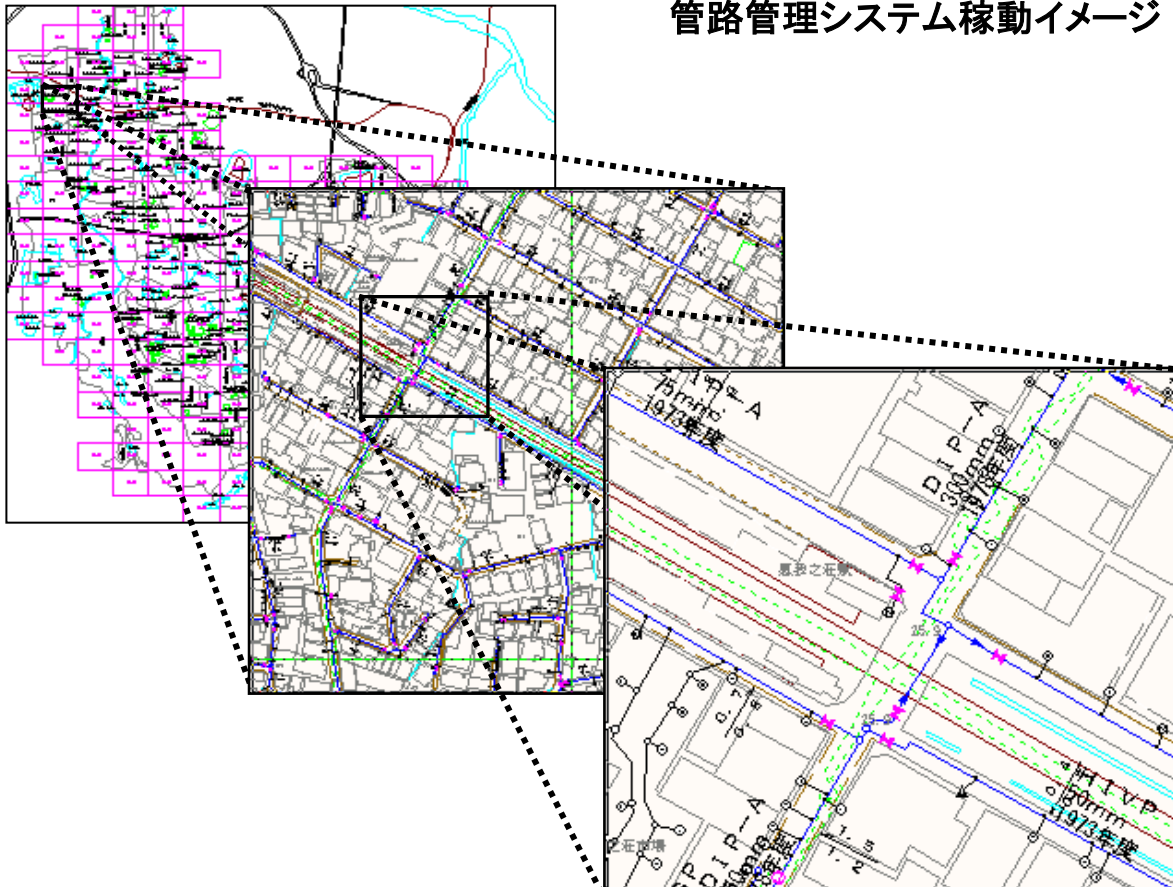
5. 導送配水管状況

管 種	区 分	口 径	2 8 年度末延長	2 9 年度新設	2 9 年度撤去	2 9 年度末延長
		mm	m	m	m	m
鑄 鉄 管	50以下		326.2	1.7	0.0	327.9
	75		93,560.4	2,467.4	1,361.6	94,666.2
	100		93,068.6	16.5	75.2	93,009.9
	150		58,123.6	1,230.3	187.7	59,166.2
	200		26,087.3	116.2	160.7	26,042.8
	250		839.7	0.0	0.0	839.7
	300		20,401.2	4.4	445.3	19,960.3
	350		4,943.5	0.0	0.0	4,943.5
	400		9,537.1	0.0	0.0	9,537.1
	450		19.7	0.0	0.0	19.7
	500		5,268.4	0.0	0.0	5,268.4
	600		9,086.9	0.0	0.0	9,086.9
	計		321,262.6	3,836.5	2,230.5	322,868.6
鋼 管	50以下		1,276.6	0.0	0.0	1,276.6
	75		43.1	0.0	2.5	40.6
	100		25.1	0.0	0.0	25.1
	150		83.6	0.0	0.0	83.6
	200		270.5	0.0	22.6	247.9
	250		24.8	0.0	0.0	24.8
	300		419.3	0.0	0.0	419.3
	400		273.9	0.0	0.0	273.9
	450		6.6	0.0	0.0	6.6
	500		18.4	0.0	0.0	18.4
	600		24.6	0.0	0.0	24.6
	計		2,466.5	0.0	25.1	2,441.4
ステンレス管	100		25.8	0.0	0.0	25.8
	150		14.7	0.0	0.0	14.7
	200		42.8	0.0	0.0	42.8
	250		24.5	0.0	0.0	24.5
	300		20.4	0.0	0.0	20.4
	400		61.7	0.0	0.0	61.7
	500		45.7	0.0	0.0	45.7
	計		235.6	0.0	0.0	235.6
石 綿	50以下		379.8	0.0	0.0	379.8
	75		408.4	0.0	0.0	408.4
	100		167.0	0.0	0.0	167.0
	125		10.0	0.0	0.0	10.0
	計		965.2	0.0	0.0	965.2
硬質塩化ビニル管	50以下		101,681.5	48.5	1,413.1	100,316.9
	75		12,278.9	4.1	240.1	12,042.9
	100		5,285.4	0.0	0.0	5,285.4
	150		698.0	0.0	0.0	698.0
	200		0.0	0.0	0.0	0.0
	300		44.4	0.0	0.0	44.4
	350		0.0	0.0	0.0	0.0
	計		119,988.2	52.6	1,653.2	118,387.6
ポリエチレン管	50以下		8,826.0	2,133.3	4.3	10,955.0
	75		36.0	0.0	0.0	36.0
	100		1.5	0.0	0.0	1.5
	150		17.0	0.0	0.0	17.0
	200		26.9	0.0	0.0	26.9
	400		217.6	0.0	0.0	217.6
	計		9,125.0	2,133.3	4.3	11,254.0
FRP管	150		38.2	0.0	0.0	38.2
	200		45.0	0.0	0.0	45.0
	400		958.8	0.0	0.0	958.8
	計		1,042.0	0.0	0.0	1,042.0
その他・不明管	50以下		250.2	0.0	40.4	209.8
	75		70.5	0.0	0.0	70.5
	100		12.0	0.0	0.0	12.0
	150		189.9	0.0	0.0	189.9
	200		0.6	0.0	0.0	0.6
	250		7.9	0.0	0.0	7.9
	300		28.5	0.0	0.0	28.5
	350		2.6	0.0	0.0	2.6
	400		42.9	0.0	0.0	42.9
	500		0.0	0.0	0.0	0.0
	600		0.0	0.0	0.0	0.0
	不明		11.3	0.0	0.0	11.3
	計		616.4	0.0	40.4	576.0
総 延 長			455,701.5	6,022.4	3,953.5	457,770.4

導送配水管延長の推移



管路管理システム稼働イメージ



VIII 資 料



給水タンク車

【平成 29 年 9 月～平成 30 年 10 月】

(平成 29 年月 9 号より)

(平成 29 年月 10 月号より)

水道メータ交換の際、宅地内作業にご協力をお願いします

計量法により定められた有効期間(8年)満了までに無料で水道メータ交換を行っています。

委託業者が事前に「お知らせとお願い」を配付し、皆様の宅地内(メータボックス)で交換を行います。



メータ交換時15～30分程度、水が止まります。

交換後、配管内に空気が混入して水が白く濁る場合がありますが、少し水を出して頂ければ解消します。

被害が発生しています!! にせ水道局職員にご注意ください!

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、水道料金を請求したり、浄水器を売りつけたりするなどのトラブルが発生しています。

不審に思ったら身分証明書の提示を求めるか、水道局へお問い合わせください。



問合せ 水道局 ☎ 072-958-1111

貯水槽水道の設置者さまに、衛生管理のお願い

ビル・マンションなどの貯水槽水道の適正な管理が求められております。

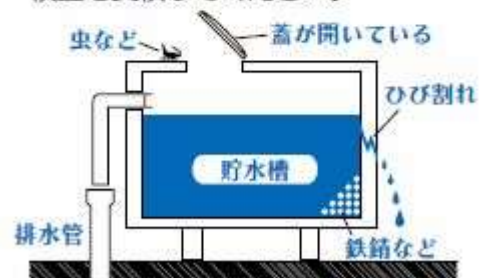
《水槽の清掃》年1回、定期的に清掃を行ってください。

《水槽の点検》水槽の損傷の有無および状況など定期的に点検。

《水質検査の実施》●水の色・濁り・臭いおよび味など、異常の有無の定期的な検査を行ってください。

●給水された水に異常を認めたときは、水道法の規程に基づく水質検査を行ってください。

●10㎡を超える貯水槽水道設置者は水道法による衛生管理が義務づけられています。専門業者(貯水槽水道清掃業務)による点検清掃および法定検査を受検してください。



[10㎡以下の貯水槽] 水道局工務課 給水担当
☎ 958-1111 内線 5040

[10㎡を超える貯水槽] 環境衛生課 環境担当
☎ 958-1111 内線 2830

(平成 29 年 月 11 月号より)

京都府木津川市との災害訓練の実施

今年 1 月 17 日、市水道局と京都府木津川市水道部局との間で、災害時、水を安全に供給することを目的に協力し合う「災害相互応援協定」を締結しました。また、9 月 5 日・15 日に 2 市合同での災害訓練を実施。両市とも被災による応援要請を受けた場合を想定したもので、給水車で出勤、緊急給水栓の設置、そして応急給水などの訓練を実施しました。様々な災害の発生に備え、両市の連携をより一層強化するため、今後も努めてまいります。



引越しのときは、早めに連絡を!

～水道局からのお願い～

●水道の使用を中止されるとき

引越して水道の使用を中止されるときは、料金の精算に役立ちますので引越しの 2～3 日前までに必ずご連絡ください。
※ご連絡がない場合は、引き越して料金がわかりませんのでご注意ください。

●新たに水道を使用されるとき

水道を使用される 2～3 日前までに必ず使用開始のご連絡をください。

お支払いは便利な口座振替を!

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印かんを持参の上、直接手続きをしてください。

問合せ 水道料金お客様センター

☎ 072-957-7770(直通)
☎ 072-958-1111 内線 5021～5024
時～昼 9:00～17:30 (土曜 9:00～17:00)
※祝、年末年始(12月29日～1月3日)は休業

被害が発生しています!!

にせ水道局職員に

ご注意ください!

●水道料金を請求する

●家庭用水道器具(浄水器など)を販売する

●事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をする

などのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、確認するか、水道局へお問い合わせください。

問合せ 水道局

☎ 072-958-1111(代表)内線 5030

(平成 29 年 月 12 月号より)

羽曳野のおいしい水

～水道水を飲もう～

☆水道水の安全性は?

『日本の水道水の水質基準は、世界各国を見てもトップクラス』

水道法の規定に基づき、51項目の水質基準に適合することが必要で、非常に厳しく安全確保に努めています。

☆1立方メートル(1トン)ってどのくらい?

ご家庭のお風呂(200リットル)に使用すると約5回分 500mlのペットボトルだと2,000本分になります。

平均的な水道料金(1ヵ月で25㎡使用の場合)では
**お風呂1回あたり約30円、
500mlのペットボトル1本約0.075円**



水道水は安全で
値段的にもお得!!

※ 水質基準および水道料金については市ウェブサイトに掲載しております。
(<http://www.habikino-waterworks.jp/>)

問合せ 水道局 ☎ 072-958-1111(代表) 内線 5013

(平成 30 年 1 月号より)

被害が発生しています!! にせ水道局職員に ご注意ください!

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、

- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具(浄水器など)を販売する
- 事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をする

などのトラブルが発生しています。

不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、ご確認していただくか、水道局へお問い合わせください。

問合せ 水道局

☎ 072-958-1111(代表)内線 5040

(平成 29 年 月 12 月号より)

水道局	12月29日(金)～1月3日(水)の期間の水道の修理については、お問合せください。 問合せ ☎ 072-958-1111
-----	---

(平成 30 年 1 月号より)

**寒い冬 水道管も凍ります
～水道管にも冬じたくを!～**

水は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があります。

注意する場所

- ☆屋外で水道管が露出しているところ
- ☆北向きにあるところ
- ☆風当たりの強いところ

このような場所では、水道管の凍結や破裂にご注意ください。

予防

保温材(発泡スチロール製)や布を巻き、濡れないようにビニール袋などをかぶせてください。

凍結したら

凍結した部分にタオルをかぶせ、ゆつくりとぬるま湯をかけてください。

※破裂しますので、熱湯は絶対にかけないでください。

破裂したら

水道メータ横の止水栓を閉め、すぐに水道局までご連絡ください。

* 浴槽などに少しずつ水を出しておくことなども効果的です。

問合せ 水道局 ☎ 072-958-1111(代表) 内線5040

水道局	12月29日(金)～1月3日(水)の期間の水道の修理については、お問合せください。 問合せ ☎ 072-958-1111
-----	---

(平成 30 年 2 月号より)

**こんな時は
水道局にご連絡を!**

問合せ 水道局 ☎ 072-958-1111

料金のことは

- 水道料金お客様センター 内線 5021～5024
 - ・ 名義変更・住所変更時の手続きに関する事
 - ・ 水道料金のお支払いに関する事
 - ・ 使用水量に関する事
 - ・ 検針に関する事

工事のことは

- 工務課給水担当 内線 5040
 - ・ 給水装置に関するご相談
 - ・ 受水槽に関するご相談
 - ・ 指定工事店に関する事

漏水・水質のことは

- 工務課管理担当 内線 5042・5043
 - ・ 漏水に関するご連絡
 - ・ 水質に関する情報、ご相談



(平成 30 年 3 月号より)

**引越しをされる時は
お早めにご連絡を!**

水道局からのお願い

- 水道の使用を中止されるとき
引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までには必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、引き続き料金がかかりますのでご注意ください。
- 新たに水道を使用されるとき
水道を使用される2～3日前までには、必ず使用開始のご連絡をお願いします。



*** お支払いは便利な口座振替を**
水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印鑑を持参の上、直接手続きをしてください。

問合せ 水道料金お客様センター
☎ 072-958-1111 内線5021～5024
(月～金)9:00～17:30 (土)9:00～17:00
※(祝)、年末年始(12月29日～1月3日)は休業

(平成 30 年 4 月号より)

悪質な二セ水道局職員にご注意!

「水道局の方から来た…」 「水道局と関係団体の者です」 など職員を装い、水質検査を行って浄水器を売りつけたり、水道管の修繕工事・清掃をして、法外な金額を請求するなど、悪質業者による被害が多発しています。不審に思ったら、身分証明書の提示を確認するか、水道局までお問い合わせください。

■水道局や委託業者は次のことは行っておりません

- ・漏水調査、メーター交換でのお金の請求
- ・浄水器の販売、あっせん
- ・ご依頼のない水質調査・給水管の清掃

問 水道局工務課給水担当

☎ 072-958-1111 内線 5040

(平成 30 年 5 月号より)

水漏れかなと思ったら…

●道路～水道メータの間で水が漏れているときは…
水道局まで連絡してください。水道局または委託業者が修理対応します。

●宅地内で水が漏れているときは…

水道メータの横にある止水栓を止め、羽曳野市指定工事店に修理依頼してください。

※修理箇所がメータより内側の宅地内の場合修理費用は必要です。
なお、水道料金については減免制度が適用される場合もあります。
不明な点がありましたら、水道局までお問い合わせください。

●簡単な宅内発見方法は…

家庭内のすべての蛇口を止めた後、水道メータのパイロットが回っている場合は、漏水しています。



水道局総務課 ☎ 072-958-1111 (内線5015)

(平成 30 年 6 月号より)

今年の水道週間スローガンは

水道水 安全 おいしい 金メダル

6月1日～7日は「第60回水道週間」

水道週間は水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業の更なる発展に役立てることを目的として毎年実施されています。

この機会を通して市民の皆様一人ひとりに水質保全や水の大切さを理解していただくとともに、将来に向かって、大切な資源である“いのちの水”について関心を更に深めていただくようお願いします。



問合せ 水道局 総務課総務担当 ☎072-958-1111 内線 5013

(平成 30 年 7 月号より)

鉛製給水管の取替え工事



水道局では、家の新築・建替工事や給水工事等で昭和 57 年まで鉛製給水管」を承認していました。「鉛製給水管」は水道を長期間使用しない場合、わずかながら鉛が溶け出すことがあります。通常の使用状態では問題がないことを確認しておりますが、より安心してご利用いただくために、朝一番や長い間留守にした後などの使いはじめの水は、念のためバケツ1杯程度(約10リットル)を目安に、飲み水以外(トイレや洗濯など)に使用されることをおすすめします。

水道局では、配水管の工事や修繕工事等にあわせ「鉛製給水管」取替え工事を随時行っています。

今後も引き続き、水道法で定められた水質基準を満たした安全な水道水をご家庭までお届けします。

(問合せ) 水道局 ☎ 072-958-1111 内線 5042

にせ水道局職員にご注意ください！

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、

- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具(浄水器など)の販売をする
- 事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をする



などのトラブルが発生しています。

不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、ご確認していただくか、水道局へお問い合わせください。

(問合せ) 水道局 ☎ 072-958-1111 内線 5040

(平成 30 年 8 月号より)

おいしい水のできるまで ～石川浄水場見学会～

5 月末から 6 月中旬にかけ、石川浄水場の見学会に、小学校 4 年生の児童(12 校・858 人)が参加しました。児童らは、水道水ができるまでの過程をビデオやスライドで学び、実際に試薬を入れると水の色が変化する



水質実験を体験しました。その後の施設見学では、石川からの取水のしくみやろ過池、最新の紫外線照射装置等を見学。浄水場でできたばかりの水を飲むと「おいしい！」と笑顔いっぱいでした。最後は石川浄水場で作った『羽曳野のおいしい水』をお土産に持って帰ってくれました。

施設見学(予約制) ☎ 072-958-1111 内線 5013

(平成 30 年 8 月号より)

大阪北部地震

マグニチュード 6.1

市職員の派遣状況

市水道局は、応急給水活動で 6 月 18 日・19 日に高槻市へ 6 人の職員を派遣。市からは、大阪市北区や茨木市に被災建築物応急危険度判定士を 6 月 19 日～6 月 28 日で延べ 32 人を派遣、また、枚方市や茨木市には家屋の被害認定を調査する職員を 6 月 26 日から延べ 30 人(7 月 17 日現在)派遣しています。



▲ 応急給水活動



▲ 市職員派遣



羽曳野市水道局

Habikino City Waterworks Bureau

ホーム サイトマップ お問い合わせ
文字サイズ 中 大 サイト検索



水道料金お客様センター

072-958-1111

月曜日～金曜日 9:00～17:30
土曜日・日曜日 9:00～17:00

窓口一覧

?? お回りのときは



偽装水道局員にご注意ください！

水道局では、家庭用水道器具の販売、事前連絡のない水質検査及び工事を行う事は絶対にしておりません！
不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め確認していただくか、水道局へお問い合わせください。



更新情報

- 2018年9月3日
9月更新分
● 指定給水装置工事業者一覧表
● 水質検査結果
- 2018年8月1日
8月更新分
● ダウンロード
● 組織・体制・事務分掌
● 水質検査結果
● 指定給水装置工事業者一覧表

水道局からのお知らせ

2018年4月1日
水道局ホームページを全面的にリニューアルしました。



第2回

今日は給水部の自己紹介をさせていただきます。給水部は2つのグループで構成されており「給水部」と「給水部」に分かれています。給水部は、水道局全体の業務（大卒の採用や局内の調配、職員の人事手続等）の他、給水部とともに窓口対応・料金・料金・料金交換等の業務、水道局が実施する工事や物品...

第1回

みなさまのお客に水道水が豊くよく、水道局ではどんな仕事をしてい...

関係法令

- 羽曳野市水道事業水道料金の未...
- 羽曳野市給水装置工事事業条例...
- 羽曳野市水道事業給水条例...

ダウンロード

リンク

羽曳野市水道局
Habikino City Waterworks Bureau

大阪府羽曳野市豊田4丁目1番1号 TEL: 072-958-1111 FAX: 072-958-0494
Copyright(C) Habikino City Waterworks Bureau. All rights reserved.



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、羽曳野市水道事業の給水に係る料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定め、もって適正な給水の保持に資することを目的とする。

第2条 削除

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次に掲げるものとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用で使用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上が共用で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用を使用するもの

2 管理者は、必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

(権利義務の継承)

第5条 給水装置の所有権を継承したものは、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承したものとする。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用人又は所有者は、その家族、同居人及び使用人その他の従業者の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第7条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をするものの負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、給水装置工事の施行をする場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 第1項の指定給水装置工事事業者の指定並びに第2項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第33条第1項の表に掲げる手数料を徴収する。

5 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターま

での間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第10条 削除

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

- 2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、前項第3号に掲げる費用を徴収する。

- 3 管理者は、第1項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 4 第1項及び前項に定める費用のほか、工事に係る費用の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

第12条 管理者に給水装置の工事を申し込むもの及び指定給水装置工事事業者により工事を施行しようとするもの(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の規定による前納が、その納付の期日を20日以上過ぎてもなお行われなときは、管理者は、申込者が給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

- 3 第1項の概算の額は、工事の竣工後に清算する。

(給水装置所有権の移転時期)

第12条の2 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納されるまでの間においても申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条の3 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、申込者が納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により、管理者が給水装置の撤去をした後、なお損害があるときは、申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事に伴う費用は、その特別の理由の原因となる者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公営上その他のやむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することがない。

- 2 管理者は、前項に規定する場合により給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項に規定する場合により給水の制限若しくは停止又は断水若しくは漏水による損害については、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 16 条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第 18 条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計算する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第 19 条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の規定により保管をする者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。
- 4 水道使用者等は、第 1 項の規定にかかわらず、管理者の許可を得て、自己のメーターを使用することができる。
- 5 前項のメーターについて、管理者は、その設置後随時その機能を点検するものとし、不良と認めたときは、その交換の指示をすることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 20 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。
- (5) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第 21 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 22 条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあつては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあつては、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

2 前項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の規定による管理を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置又は同一のメーターによって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

種 別	用 途	基本料金											
		使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金
計 量 制	一 般 用	8 m³	円 635	9 ～10 m³	円 130	11～ 20 m³	円 160	21～ 40 m³	円 200	41～ 100 m³	円 260	101 m³ 以上	円 310
	湯 屋 用	200 m³	円 1 万	201 m³ 以上	円 60								
	臨 時 用	1 m³	円 400										

2 前項の用途の適用の基準については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第26条 料金は定例日(料金算定の基準としてあらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して点検することができる。この場合の水量は、各月において均等とみなす。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は終了したときの料金は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないとき 第25条第1項の料金の2分の1の額
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるととき 1月分とみなして、算定した金額

- 2 料金算定の基準となる月の中で、用途に変更のあったときの料金は、基準となる月の日数の2分の1を超えるものに係る用途によって算定する。この場合において使用日数が、月の日数の2分の1に等しいときは、変更後の用途について算定する。

(多用途に使用するときの料金)

第29条 1の専用給水装置を2以上の用途に使用する場合は、管理者がその用途の適用を定めて算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに清算する。

(料金の徴収)

第31条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、1月ごとに徴収することができる。

- 2 水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定して徴収する。

(納付料金の過不足の取扱)

第32条 料金納付金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で清算することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位		金額
設計手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	8,800 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	10,500 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	12,300 円
設計審査手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	5,300 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	7,000 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	9,700 円
竣工検査手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	21,100 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	23,700 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	26,400 円
道路占用申請手数料	国道・府道等の占用申請	1 件につき	16,700 円
	市道の占用申請	1 件につき	1,800 円
指定給水装置工事事業者に関する手数料	指定	1 件につき	10,000 円
	証書の交付	1 件につき	2,000 円
	証書の再交付	1 件につき	2,000 円
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の立会	1 回につき	10,500 円

- 2 手数料は、管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の納付の期日を 20 日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、申込者が申込みを取り消したものとみなす。
- 4 第 1 項の表に掲げる手数料であって、既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第 34 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第 4 章の 2 工事負担金及び分担金

(工事負担金)

第 34 条の 2 給水の申込み、開発行為その他の理由により、必要が生じた配水施設の新設、移設又は撤去の工事に要する費用(以下「工事負担金」という。)については、その原因者(以下この条において「申込者」という。)に負担させるものとする。

- 2 工事負担金の額の算定方法等については、管理者が別に定める。
- 3 申込者は、工事負担金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 前項の期日を 20 日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第 1 項の申し込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第 34 条の 3 分担金は、次の表に掲げる額に、消費税率を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1 円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

メーター口径	分担金の額	
	新設工事	増径工事
20 ミリメートル	188,000 円	同一場所に係る、既設給水装置の増径工事申込者から徴収する分担金の額は、新設工事の分担金の額から既設口径の分担金の額を差し引いた額とする。
25 ミリメートル	530,000 円	
40 ミリメートル	1,290,000 円	
50 ミリメートル	2,100,000 円	
75 ミリメートル	4,980,000 円	
100 ミリメートル	9,330,000 円	
150 ミリメートル	22,600,000 円	
200 ミリメートル以上	管理者が別に定める	

- 2 分担金は、給水装置の新設工事及び増径工事の申込者から徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。
- 3 前項に規定する額のほか、メーター口径が 13 ミリメートルの分担金(既設給水装置の増径工事する場合に限る。)は、150,000 円の範囲内で管理者が定める。
- 4 第 1 項の規定によりがたい特別な場合における分担金は、管理者が別に定める。
- 5 分担金は、給水工事の申込みのときに徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により管理者が指定した徴収の期日を 20 日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、第 1 項の申込者が給水工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 7 第 1 項から第 3 項までに規定する分担金であって既に納められたものは還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 35 条 管理者は、水道の管理上、必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置の指示をすることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 36 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申し込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 37 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第 11 条の工事費、第 22 条第 2 項の修繕費、第 25 条の料金又は第 33 条第 1 項に掲げる手数料を指定した期日内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第 19 条第 5 項又は第 35 条の指示に従わないとき。
- (3) 水道の利用者が、正当な理由がなく第 26 条の規定による水量の点検又は第 35 条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなお、これを改めないとき。
- (5) 給水を濫用したとき。

(給水装置の切り離し)

第 38 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 7 条の承認を受けないで、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をしたもの
- (2) 正当な理由がなく、第 18 条第 2 項の規定によるメーターの設置、第 26 条の規定による水量の計算、第 35 条の規定による検査又は第 37 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げたもの
- (3) 第 22 条第 1 項の規定による給水装置の管理を著しく怠ったもの
- (4) 第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をしたもの

(料金を免れた者に対する過料)

第 40 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。

第 6 章 貯水槽水道

(水道事業者の責務)

第 40 条の 2 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 40 条の 3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の規定に基づき、その水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

めっちゃおいしいやん!
おおさかの水



水道局（市役所別館）

平成 30 年版 水道事業年報

平成 30 年 12 月発行

羽曳野市水道局

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1 - 1

羽曳野市役所別館 総合福祉センター4F

電話 072 - 958 - 1111 FAX 072 - 958 - 0494

E-mail soumu.suido@city.habikino.lg.jp

URL <http://www.habikino-waterworks.jp/index.html>